

筑後川流域景観計画 届出の手引き



平成22年10月

福岡県

目次

第1章 手続きに関する解説

1	届出が必要な区域	1
2	届出が必要な行為	2
	（1）届出が必要な行為（対象行為と適用対象となる基準）	2
	（2）通知対象について	8
	（3）届出（通知）の対象外となる行為	9
3	手続きの流れ	12
	（1）届出の場合	12
	（2）通知の場合	13
4	届出に必要な図書	14
	（1）図書一覧	14
	（2）様式一覧（様式見本と記入例）	16
5	届出・相談窓口	24
	（1）受付窓口（お問い合わせ・事前相談・届出窓口）	24
	（2）詳細の情報・様式の入手方法	24

第2章 景観形成基準に関する解説

1	景観誘導の考え方（一般基準と特定基準について）	25
2	景域図	26
3	適用基準の算定に関する解説	28
	（1）敷地と建物等との関係について	28
	（2）外壁の色彩面積等の算定について	29
4	景観形成基準の一覧（兼チェックシート）	31
	【山の景域】	32
	【丘の景域】	34
	【丘陵市街地の景域】	36
	【市街地の景域】	38
	【田園の景域】	40
	【水郷の景域】	42
	チェックシート	44
5	景観形成基準の解説（景域別）	45
	【山の景域】	46
	【丘の景域】	51
	【丘陵市街地の景域】	55
	【市街地の景域】	61
	【田園の景域】	66
	【水郷の景域】	74
	【河川景観保全ゾーン】	81
	【沿道景観保全ゾーン】	83

参考：提出書類（様式）

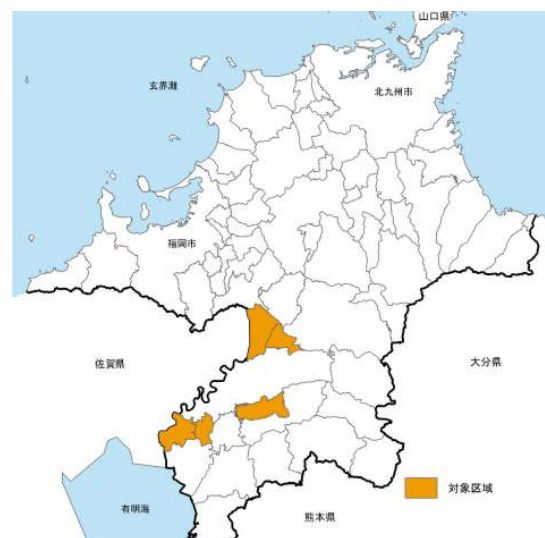
第 1 章 手続きに関する解説

筑後川流域景観計画に基づく届出対象が必要な区域は、流域 5 市町（大川市、小郡市、大刀洗町、大木町、広川町）の区域です。

※久留米市、うきは市の区域は、それぞれが景観行政団体であることから、本計画に基づく届出の対象から除かれます。

筑後川流域景観計画の対象区域内では、一定規模を超える行為を行おうとする場合は、「景観法」及び「福岡県美しいまちづくり条例」に基づき、あらかじめ行為の届出（国の機関又は地方公共団体の場合は通知）が必要です。

▼対象区域の位置



▼届出が必要な区域



(1) 届出が必要な行為(対象行為と適用対象となる基準)

1) 届出(又は通知)が必要な行為と規模

届出が必要な行為	規模
① 建築物の建築等	
新築、増築、改築若しくは移転	・行為に係る建築物の延床面積が1,000㎡以上(「店舗等」*1は500㎡以上)又は高さが10m以上のもの
外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	・建築物の延床面積が1,000㎡以上(「店舗等」*1は500㎡以上)又は高さが10m以上のもののうち、外観変更に係る見付面積の合計が全体見付面積の1/2以上のもの
② 工作物*2の建設等	
新設、増築、改築若しくは移転	・行為に係る工作物の高さ(建築物と一体となって設置される場合は、地盤面から工作物の上端までの高さ)が10m以上のもの
外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	・工作物の高さが10m以上のもののうち、外観変更に係る見付面積の合計が全体見付面積の1/2以上のもの
③ 開発行為等	・行為に係る土地の面積の合計が3,000㎡以上のもの
④ 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更	・行為に係る土地の面積の合計が3,000㎡以上のもの
⑤ 外観照明 夜間において一定の期間継続して建築物その他の工作物の外観について行う照明	・延床面積が1,000㎡以上(「店舗等」*1は500㎡以上)又は高さが10m以上の建築物の外観について行う照明 ・*2に掲げる工作物で高さが10m以上のものの外観について行う照明

*1「店舗等」とは、店舗、飲食店、展示場、遊戯場、劇場、映画館、演芸場、観覧場をいう。

*2「工作物」の対象は次に掲げるもの

- ・煙突、鉄筋コンクリートの柱、鉄柱、木柱、装飾塔、記念塔、高架水槽、サイロ及び物見塔
- ・製造施設、貯蔵施設、遊戯施設及び自動車庫

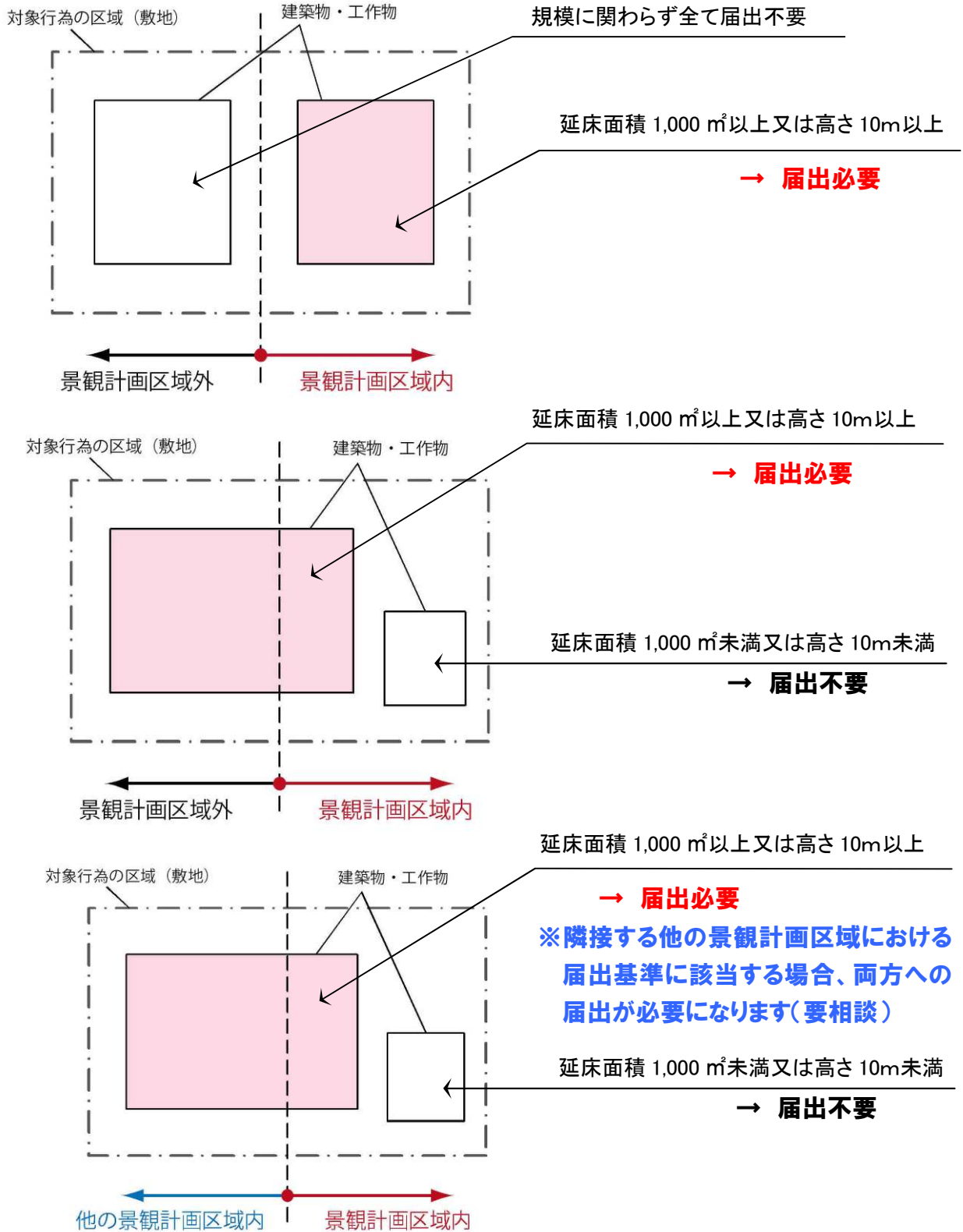
【用語の解説】

建築物	建築基準法第2条第1号に規定する「建築物」。
延床面積	建築基準法施行令第2条第3号に規定する「床面積」の合計。同第4号の「延べ面積」と同義。
高さ	地盤面(地盤面が2以上ある場合又は傾斜している場合は平均地盤面)から建築物又は工作物の上端までの最高高さ。
見付面積	建築物(工作物)の張り間方向又はけた行方向の鉛直投影面積(建築基準法施行令第46条第4項)。
新築	建築物の存しない敷地(更地)に建築物を造ること。
新設	工作物の存しない敷地(更地)に工作物を造ること。
増築	1の敷地内にある既存の建築物(工作物)の延床面積又は高さを増加させること。
改築	建築物(工作物)の全部又は一部を除却し、又はこれらの部分が災害等によって滅失した後、引き続いて、これと用途、規模、構造の著しく異なるものを造ること。著しく異なる場合は新築又は増築扱いとなる。
移転	同一敷地内で建築物(工作物)を移動すること。他の敷地へ移す場合は新築又は増築扱いとなる。
修繕	既存の建築物(工作物)の部分に対して、おおむね同様の形状、寸法、材料により行われる工事。
模様替	既存の建築物の部分に対して、おおむね同様の形状、寸法によるが、材料、構造種別等が異なるような工事。(例：木造の柱を鉄骨造の柱とし、土塗りの壁をコンクリートブロック造の壁とする工事等)
開発行為等	都市計画法第4条第12項に規定する開発行為。

2) 適用の対象となる基準(詳細)

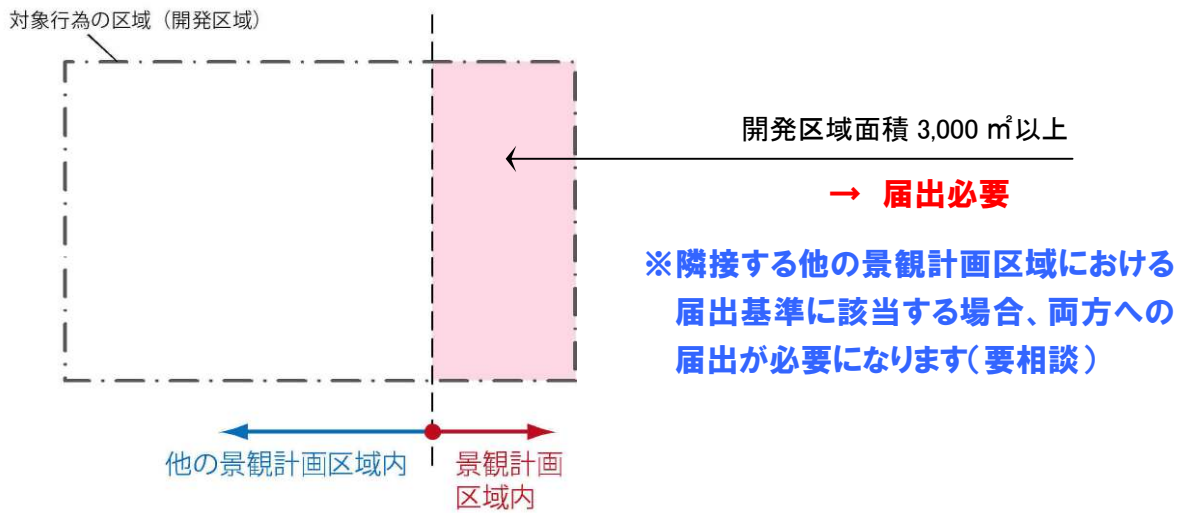
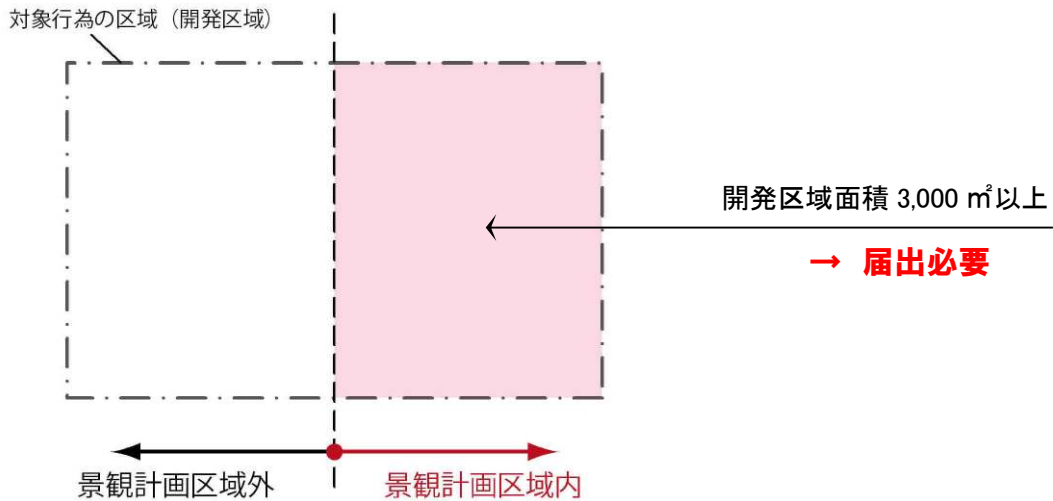
行為が本景観計画区域内外にまたがる場合

① 建築物・工作物の場合

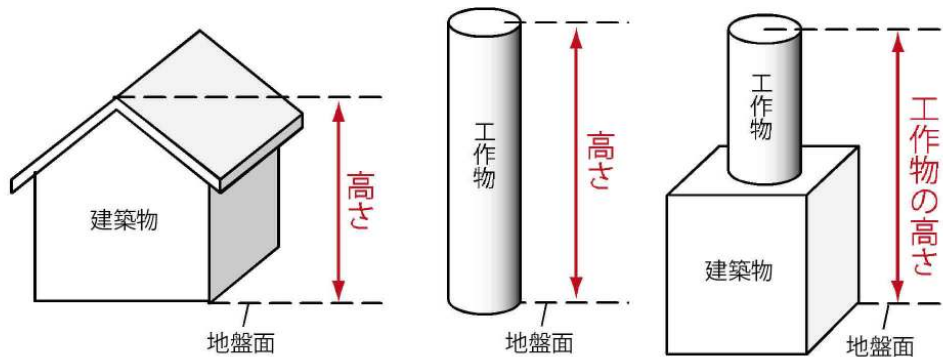


※延床面積 1,000 m²以上とは、棟単位での扱いとします。従って、敷地内に複数の建築物を増築する場合における各棟の合計面積ではありません。

② 開発行為の場合



建築物又は工作物の高さの基準



※地盤面（地盤面が 2 以上ある場合又は傾斜している場合は平均地盤面）から建築物又は工作物の上端までの最高高さとし、避雷針等の軽微なものは除きます。

建築物又は工作物の増築

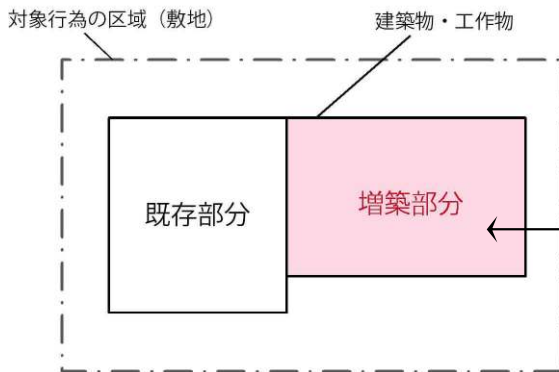
(広域的な景観に影響の大きな行為として、増築規模については以下の基準に基づく運用とします)

- ① 同一棟において増築する場合 (基準日における既存部分の状況により届出の可否が異なります)

※基準日とは、「筑後川流域景観計画」施行日 (平成 23 年 1 月 1 日) です。

A) 既存部分が**基準日前**のものである場合の増築

(基準日において既に建っている建築物等における増築の場合)

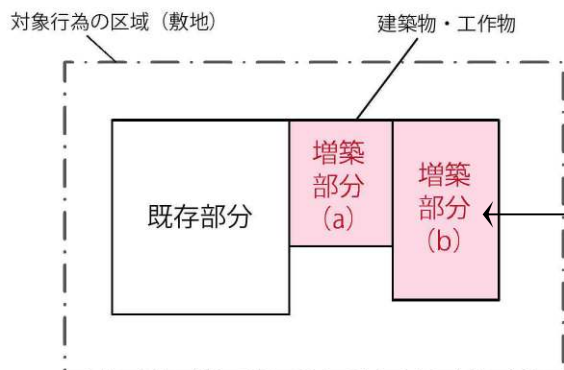


▼既存部分の規模に関わらず、増築部分の規模で判断します。

増築部分の延床面積 $\geq 1,000 \text{ m}^2$

→ **届出必要**

【景観形成基準の適用】増築部分のみ

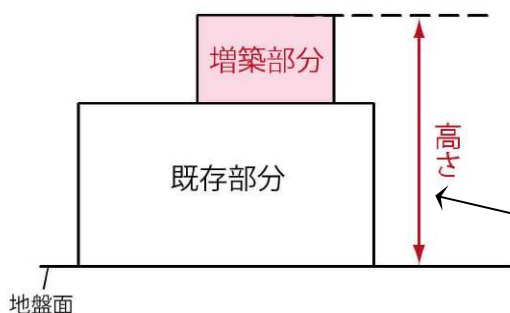


▼時期の異なる増築を行う場合には、基準日以降の増築面積の合計で判断します。

(a) を増築した後、(b) を増築する場合
(a) + (b) $\geq 1,000 \text{ m}^2$

→ **届出必要**

【景観形成基準の適用】(a) (b) に適用

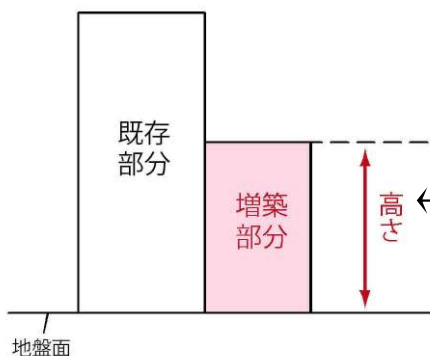


▼既存部分の**上部**に増築する場合は、既存部分の高さに関わらず、地盤面から最高部までの高さで判断します。

既存部+増築部の高さ $\geq 10\text{m}$

→ **届出必要**

【景観形成基準の適用】増築部分のみ適用



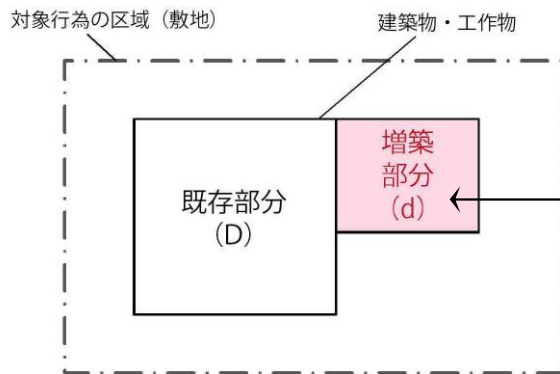
▼既存部分の**横**に増築する場合、増築部分の高さで判断します。

増築部の高さ $\geq 10\text{m}$

→ **届出必要**

【景観形成基準の適用】増築部分のみ適用

B) 既存部分が基準日後のものである場合の増築



▼既存部分と増築部分の合計で判断します。

既存部分 (D) < 1,000 m² に増築する場合
 既存部 (D) + 増築部 (d) ≥ 1,000 m²

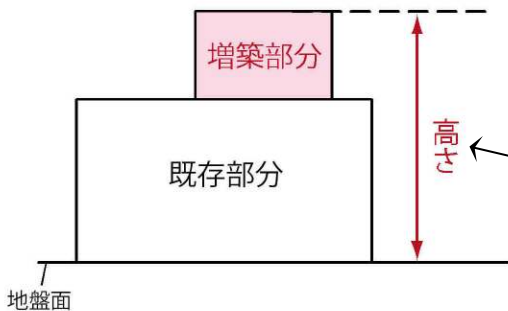
→ 届出必要

【景観形成基準の適用】全体に適用

既存部分 (D) ≥ 1,000 m² に増築する場合

→ 届出必要

【景観形成基準の適用】全体に適用

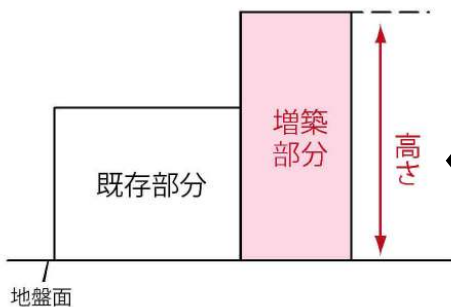


▼既存部分の上部に増築する場合は、地盤面から最高部までの高さで判断します。

既存部 + 増築部の高さ ≥ 10m

→ 届出必要

【景観形成基準の適用】全体に適用



▼既存部分の横に増築する場合、増築部分の高さで判断します。

増築部の高さ ≥ 10m

→ 届出必要

【景観形成基準の適用】全体に適用

② 別棟として増築する場合

増築部分が延床面積 1,000 m²以上または高さ 10m以上の場合

→ 届出必要

【景観形成基準の適用】増築部のみ適用

※ 増築行為において届出基準に該当しない場合でも、増築に伴い外観変更を生じる場合には、外観変更に関する届出が必要となる場合があります。

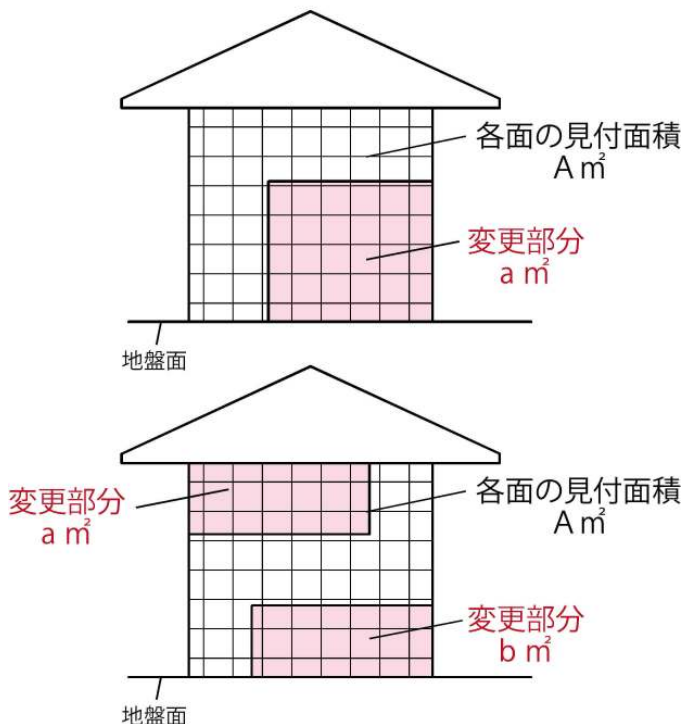
→ 参照「建築物又は工作物の外観変更 (P 7)」

建築物又は工作物の外観変更

延床面積 1,000 m²以上の建築物、又は高さ 10m以上の建築物及び工作物で、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更にかかる見付面積が、各面の見付面積の 1/2 以上の場合

→ **届出必要**

※届出基準は、当該行為を行う面で判断します（すべての面の合計ではありません）。



▼既存部分が基準日の前後により、景観形成基準の適用範囲が異なります。

$a \geq A/2$ の場合
 $(a+b) \geq A/2$ の場合
→ **届出必要**

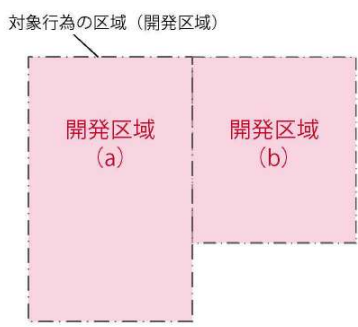
【景観形成基準の適用】

既存部分が基準日前：変更部分のみ適用

既存部分が基準日後：全体に適用

※ 基準日後に外観変更をする部分が、各面において合計して 1/2 以上となる場合も届出が必要になります。

開発行為等



隣接して行われる複数の土地の区画形質の変更では、区域 (a) および区域 (b) が一体的な利用に供し、かつ 3 年以内に行われる場合

区域 (a) + 区域 (b) \geq 3,000 m²の場合

→ **届出必要**

【景観形成基準の適用】 全体に適用

開発行為等の取り扱いについて

基準日*以降、隣近接して行われる複数の土地の区画形質の変更で、一体的利用に供し、かつ 3 年以内に行われるものは、「都市計画法に基づく開発行為等の審査基準（福岡県）」に準じ、一体の開発行為として扱います。

行為の合計面積が届出対象規模となった時点で届出が必要となります。

「土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更」も同様です。

※基準日とは、「筑後川流域景観計画」施行日：平成 23 年 1 月 1 日

(2) 通知対象について

通知の対象となる主な行為（例）は、下記に示すとおりです。

事業（行為）		通知対象となる規模等の考え方
砂防ダム・治山ダムの新設		地上部分が10m以上の場合（工作物の新設）
河川護岸の改良		行為に係る面積が3,000㎡以上の場合（土地の形質の変更）
急傾斜地崩壊対策事業		扱う法面の面積が3,000㎡以上の場合（土地の形質の変更）
道路新設		扱う土地の面積が3,000㎡以上の場合（土地の形質の変更）
道路拡幅		新たに扱う土地の面積が3,000㎡以上の場合（土地の形質の変更）
農政事業	カントリーエレベーター・畜舎の新設	1,000㎡以上又は10m以上の場合（建築物の新設）
	圃場整備、土地改良、農地造成事業（水田、茶園、果樹園等）	切土、盛土や土地の質の変更を行う面積が3,000㎡以上（土地の形質の変更）
	農道、林道整備	切土、盛土や土地の質の変更を行う面積が3,000㎡以上（土地の形質の変更）
県営住宅や学校などの新設や修繕、外観変更等		届出対象の建築物と同様の規模

※ 上記事項が全ての通知対象事業を包括してはおりませんので、不明な点がある場合には、福岡県都市計画課にお問合わせください。

(3) 届出(通知)の対象外となる行為

次に掲げる行為に該当する場合、届出（または通知）の必要はありません。

（以下、法は「景観法」、令は「景観法施行令」を表します）

□通常管理行為、軽微な行為その他の行為(法第16条第7項第1号)

- ▽地下に設ける建築物の建築等又は工作物の建設等（法第16条第7項第1号）
- ▽仮設の工作物の建設等（建築物は仮設であっても通知が必要）（令第8条第2号）
- ▽法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為（安全上、防災上、管理上などから規格や仕様が決まっているもの。）（令第8条第4号イ）
- ▽農業、林業又は漁業を営むために行う行為で、幅員が2メートル以下の用排水路又は農道若しくは林道の設置（令第8条第4号ハ(3)）

□非常災害のため必要な応急措置として行う行為(法第16条第7項第2号)

□景観重要公共施設の整備として行う行為(法第16条第7項第4号)

- ▽筑後川流域景観計画では、区域の公共施設のうち良好な景観形成に重要なものについて、管理者との協議を経た上で、「景観重要公共施設の整備に関する事項」（景観法第8条第2項第5号ロ）を定めています。景観重要公共施設（下記参照）は、景観計画に沿って事業実施されることから、通知の手続きは除外されています（同法第16条第7項第5号）。

（対象となる景観重要公共施設名および位置：次頁参照）

□文化財保護法に基づく重要伝統的建造物群保存地区で行う行為(令10条第3号)

□福岡県屋外広告物条例の規定に適合する屋外広告物の表示又は設置(令第10条第4号)

□その他、次のような例において、届出の対象外とする場合があります。**(事前相談が必要です)**

- ▽山間地において行う行為等で、既存の水路、道路、溜池等の補修又は改良（大規模な形質変更を伴わないものに限る。）に該当するもの
- ▽定型的・定例的に行われる行為で、既になされた届出（又は通知）において、景観形成基準に適合し、かつ良好な景観形成に支障を及ぼすおそれがないと判断されたもの。
 - ・ 定型的に行われる行為：複数の工区において、ほぼ同一の建築物や工作物を建設する場合（例：栽培施設、排水施設、防霧防雪施設等）
 - ・ 定例的に行う行為：同一の敷地内や区域内において、一定の時期にほぼ同一の行為を繰り返し行う場合（例：祭りや観光イベント、生業のための建築物や工作物を決まった時期に建設する等）

※これらは、最初に全体計画を届出（又は通知）し、適合判断されたものは、設計変更がない限り、それ以降の届出（または通知）を要しないものとします。それ以外は、工区ごと若しくは年次ごとに届出（又は通知）を必要とするものとします。

(参考：景観法に基づく景観重要公共施設)

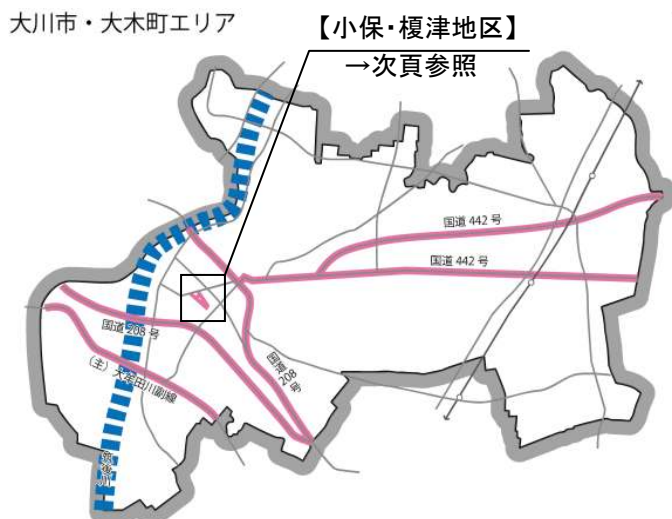
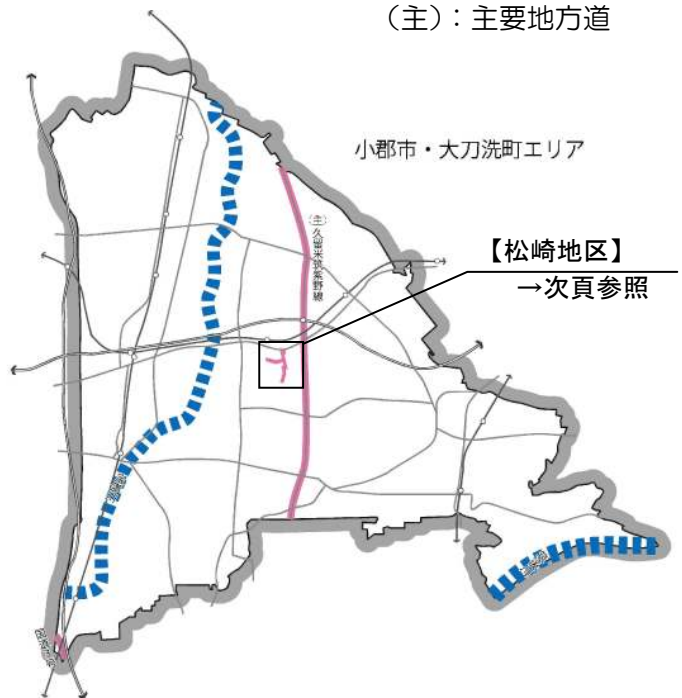
▼対象施設

分類	施設名・路線名	管理者	該当地域
河川	筑後川	国	大川市、大刀洗町
	宝満川	国・福岡県	小郡市
道路 (広域)	国道3号	国	小郡市、広川町
	国道208号	//	大川市
	国道442号	福岡県	大川市、大木町
	(主)久留米筑紫野線	//	小郡市、大刀洗
	(主)大牟田川副線	//	大川市
	(主)三潨上陽線	//	広川町
道路 (景観醸成 モデル地区)	市道中ノ船津上町市場線	大川市	大川市
	市道矩手上町市場線	//	//
	市道庄分町津村口線	//	//
	市道浦町中ノ船津線	//	//
	市道30号	小郡市	小郡市
	市道4020号	//	//
	市道4028号	//	//
	市道4052号	//	//

(主)：主要地方道

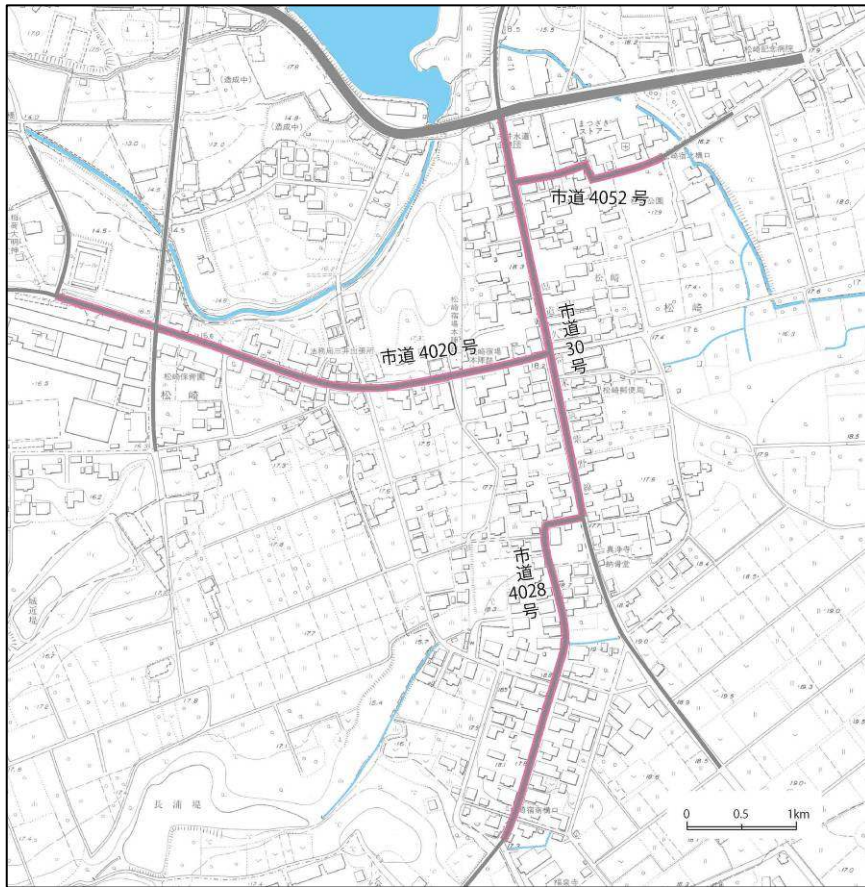
▼位置図 (地域別)

凡例	
	景観重要河川
	景観重要道路

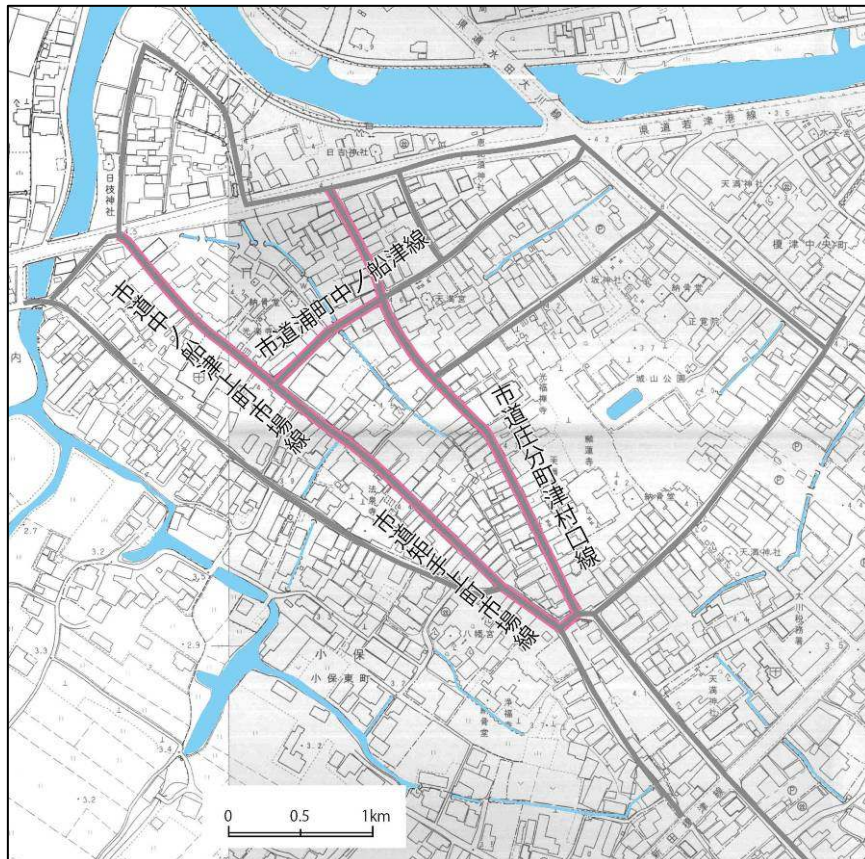


▼位置図(景観醸成モデル地区)

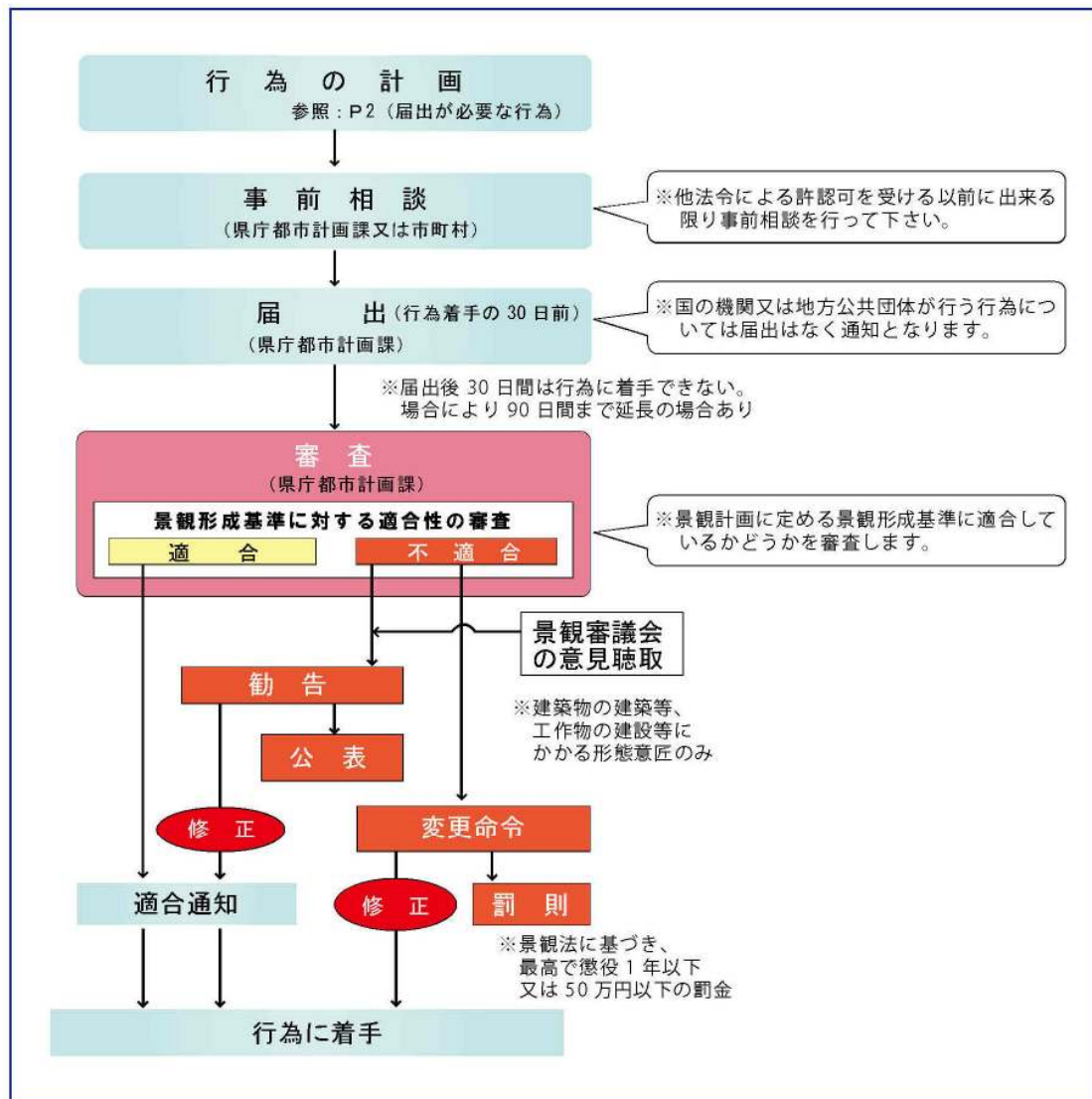
(小郡市松崎地区)



(大川市小保・榎津地区)



(1) 届出の場合



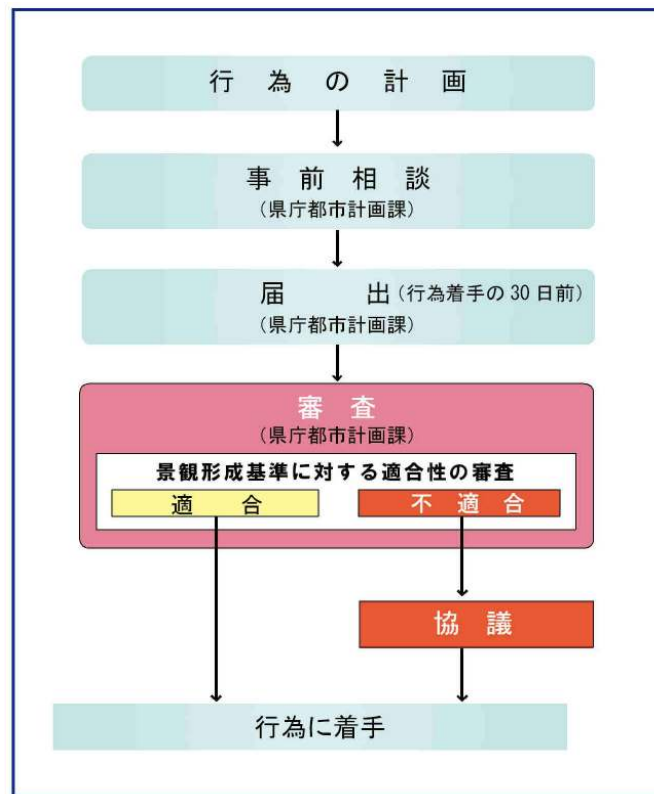
■この届出とは別に、建築基準法に基づく建築確認、都市計画法に基づく開発許可、福岡県屋外広告物条例に基づく屋外広告物許可等、他法令に基づく許可又は処分が必要な行為は、従来どおりの申請又は届出等の手続きが必要です。

■行為の届出をしなかったり、虚偽の届出を行ったり、行為の着手の制限期間内に行為に着手した者は、景観法第102条の規定により、30万円以下の罰金に処せられることもあります。

行為の着手の制限について

- ・行為の届出をした者は、県が届出を受理した日から30日を経過した後でなければ、当該届出に係る行為に着手することができません。
- ・実地検査の必要があるとき、その他合理的な理由があるときは、90日まで延長することがあります。
- ・届出をしてから30日以内に適合通知を受けた場合は、通知を受けた日から着手することができます。

(2) 通知の場合



(1) 図書一覧

① 提出書類

- 行為の届出書（様式第1号）又は行為の通知書（様式第2号）
- 当該景域の基準一覧チェックシート（P32～43のうち、該当する景域の表中の口にチェックマーク を記入したもの）
- 配慮事項記載シート（P44）
- 添付図書（下記、一覧表を参照）
- （代理者が届出を提出し、届出書や図面の訂正等を行う場合）委任状

② 必要部数

正副2部

③ 添付図書（一覧）

行為の種類	図書の種類		記載内容	備考
建築物の建築等・工作物の建設等	周辺見取図	・敷地の位置及び周辺状況を表示する図面	1.方位 2.道路 3.目標となる地物 4.行為の位置	・縮尺 1/2,500 以上
	現況写真	・敷地及び周辺状況を示す写真		・カラー写真 2 枚以上 （カラーコピー可）
	配置図	・敷地内における建築物又は工作物の位置及び外構緑化を表示する図面	1.方位 2.敷地の形状及び寸法 3.届出に係る建築物又は工作物と既存の建築物又は工作物の位置 4.隣接する道路又は水路の位置及び幅員の位置及び幅員 5.植栽の位置、種類 6.外構施設の位置、材料、高さ 7.現況写真の撮影位置	・縮尺 1/100 以上
	立面図	・彩色が施された立面図	1.各面の方位及び寸法 2.開口部、屋外設備、屋根、軒等の位置及び形状 3.壁面及び屋根の仕上げ材料、色彩	・2 面以上 ・縮尺 1/50 以上 ・彩色及びマンセル値を表示
	その他の図書			・必要に応じて適宜

行為の種類	図書の種類		記載内容	備考
開発行為・土地の形質の変更等	周辺見取図	・行為を行う土地の区域を表示する図面	1.方位 2.道路 3.目標となる地物 4.行為の位置	・縮尺 1/2,500 以上
	現況図	・区域内及び周辺状況を表示する図面	1.方位 2.行為の区域 3.周辺の土地利用の状況、地形 4.隣接する道路又は水路の位置及び幅員 5.現況写真の撮影位置及び方向	・縮尺 1/2,500 以上
	現況写真	・区域及び周辺状況を示す写真		・カラー写真 2 枚以上 (カラーコピー可)
	計画図	・設計図又は施行方法を明らかにする図面	1.方位 2.行為の前後の断面図 3.設置する施設等の位置、種類、規模 4.植栽等の位置、種類、規模	・縮尺 1/100 以上
建築物又は工作物の外観について行う照明	周辺見取図	・敷地の位置及び周辺状況を表示する図面	1.方位 2.道路 3.目標となる地物 4.行為の位置	・縮尺 1/2,500 以上
	現況写真	・敷地及び周辺状況を示す写真		・カラー写真 2 枚以上 (カラーコピー可)
	配置図	・敷地内における建築物又は工作物の位置を表示する図面	1.方位 2.敷地の形状及び寸法 3.届出に係る建築物又は工作物と既存の建築物又は工作物の位置 4.隣接する道路又は水路の位置及び幅員 5.現況写真の撮影位置	・縮尺 1/100 以上
	立面図	外観照明を設置する面の立面図	1.各面の方位及び寸法 2.開口部、屋根、軒等の位置及び形状 3.壁面及び屋根の材料 4.照射位置、照射方法、照明の種類	・縮尺 1/50 以上
	その他参考図書			必要に応じて適宜

※行為の規模が大きいため、上記の縮尺の図面によっては適切に表示できない場合は、当該行為の規模に応じた縮尺の図面をもって、これらの図面に替えることができます。

(2) 様式一覧(様式見本と記入例)

① 行為の届出書(様式第1号)

様式第1号(第11条関係)

(表)

(新規・変更)

行為の届出書				
				年 月 日
福岡県知事 殿				
届出者				
住所				
氏名				
印				
<div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; border-bottom: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 法人その他の団体にあつてはその名称、主たる事務所の所在地及び代表者氏名 </div>				
電話番号				
景観法第16条第1項(第2項)の規定により、関係図書を添えて次のとおり届け出ます。				
景観計画の名称	景観計画			
行為の場所	地名・地番	市・郡		町・村 番地
	地域の別	景域の別	の景域・軸	
		特定基準の別		
行為の種類	<input type="checkbox"/> 建築物の建築等 <input type="checkbox"/> 工作物の建設等			
	<input type="checkbox"/> 開発行為 <input type="checkbox"/> 土地の形質の変更 <input type="checkbox"/> 木竹の植栽又は伐採 <input type="checkbox"/> 物件の堆積 <input type="checkbox"/> 水面の埋立て又は干拓 <input type="checkbox"/> 外観について行う照明	目的		
行為の期間	着手予定	年	月	日
	完了予定	年	月	日
他法令の許可等				
変更の場合	変更箇所			
	変更内容			
※受付年月日	※処理欄			※勧告又は変更命令の年月日

(注1) 該当の□内にチェックしてください。

(注2) ※欄には記入しないでください。

(裏)

届出対象行為の種類及び設計又は施行方法					
□建築物	用途 ()				
	□新築 □増築 □改築 □移転 □撤去 □外観を変更する修繕・模様替 □色彩の変更				
	規 模		届出部分	既存部分	計
		延床面積	m ²	m ²	m ²
全体見付面積		m ²	m ²	m ²	
	高さ	m	m	m	
□工作物	種類又は用途 ()				
	□新設 □増築 □改築 □移転 □撤去 □外観を変更する修繕・模様替 □色彩の変更				
		高さ	届出部分	既存部分	計
		m	m	m	m
□開発行為	開発面積 m ²				
□土地の形質の変更	□土地の開墾 □土石の採取 □鉱物の掘採 □その他 ()				
	開発面積 m ²				
□木竹の植栽又は伐採	□植栽 □伐採				
	面積 m ²				
□物件の ^{たい} 堆積	物件の種類 ()				
	高さ m				
□水面の埋立て又は干拓	□埋立て □干拓				
	面積 m ²				
□外観について行う照明	□建築物について行う照明	建築物の高さ	m		
		建築物の延床面積	m ²		
	□工作物について行う照明	工作物の種類 ()			
		工作物の高さ	m		
	照明方法 ()				
景観形成のため特に配慮した事項					

記入例

様式第1号（第11条関係）

代理者が届出を提出し、図書の訂正等を行う場合は委任状（様式任意）を添付

（表）

（新規・変更）

行為の届出書			
福岡県知事 殿		平成22年 1月 1日	
届出者		届出者が複数の場合は別紙（様式任意）に住所氏名を明示、押印のうえ添付	
住所		〇〇市〇〇町123-45	
氏名		株式会社〇〇〇	
		代表取締役〇〇 〇〇 印	
		〔法人その他の団体にあつてはその名称、主たる事務所の所在地及び代表者氏名〕	
		電話番号 012-345-6789	
景観法第16条第1項（第2項）の規定により、関係図書を添えて次のとおり届け出ます。			
景観計画の名称	筑後川流域		景観計画
行為の場所	地名・地番	〇〇 市 一 郡 〇〇〇 町・村 一 〇〇 番地 他〇筆	
	地域の別	景域の別	田園 の景域・軸
		特定基準の別	沿道景観保全ゾーン
行為の種類	<input checked="" type="checkbox"/> 建築物の建築等 <input type="checkbox"/> 工作物の建設等		目的 店舗及び共同住宅新築のため 行為が複数の場合は全体の着手日と完了日
	<input checked="" type="checkbox"/> 開発行為 <input type="checkbox"/> 土地の形質の変更 <input type="checkbox"/> 木竹の植栽又は伐採 <input type="checkbox"/> 物件の堆積 <input type="checkbox"/> 水面の埋立て又は干拓 <input checked="" type="checkbox"/> 外観について行う照明		
行為の期間	着手予定	22年 3月 1日	
	完了予定	22年 9月 30日	
他法令の許可等	都市計画法開発許可申請中、建築確認申請中、大規模小売店舗立地法届出済、都市計画法第53条許可済 など		
変更の場合	変更箇所		
	変更内容		
※受付年月日	※処理欄		※勧告又は変更命令の年月日

（注1） 該当の□内にチェックしてください。

（注2） ※欄には記入しないでください。

(裏)

届出対象行為の種類及び設計又は施行方法					
<input checked="" type="checkbox"/> 建築物	用途 (店舗及び共同住宅)				
	<input checked="" type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 撤去 <input type="checkbox"/> 外観を変更する修繕・模様替 <input type="checkbox"/> 色彩の変更				
	規 模	届出部分	既存部分	計	
		延床面積	1234.56 m ²	m ²	1234.56 m ²
全体見付面積		789.01 m ²	m ²	789.01 m ²	
	高さ	9.87 m	m	9.87 m	
<input type="checkbox"/> 工作物	種類又は用途 ()				
	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 撤去 <input type="checkbox"/> 外観を変更する修繕・模様替 <input type="checkbox"/> 色彩の変更				
	高さ	届出部分	既存部分	計	
	m	m	m	m	
<input checked="" type="checkbox"/> 開発行為	開発面積 6543.21 m ²				
<input type="checkbox"/> 土地の形質の変更	<input type="checkbox"/> 土地の開墾 <input type="checkbox"/> 土石の採取 <input type="checkbox"/> 鉱物の掘採				
	<input type="checkbox"/> その他 ()				
<input type="checkbox"/> 木竹の植栽又は伐採	<input type="checkbox"/> 植栽 <input type="checkbox"/> 伐採				
	面積 m ²				
<input type="checkbox"/> 物件の堆積	物件の種類 ()				
	高さ m				
<input type="checkbox"/> 水面の埋立て又は干拓	<input type="checkbox"/> 埋立て <input type="checkbox"/> 干拓				
	面積 m ²				
<input checked="" type="checkbox"/> 外観について行う照明	<input checked="" type="checkbox"/> 建築物について	建築物の高さ	9.87 m		
	行う照明	建築物の延床面積	1234.56 m ²		
	<input type="checkbox"/> 工作物について	工作物の種類 ()			
	行う照明	工作物の高さ	m		
照明方法 (外壁正面に5ヶ所のハロゲンランプを設置)					
景観形成のため特に配慮した事項	<p>① 外壁吹付け材の色を薄いクリーム色とした。</p> <p>② 屋根の形状は勾配屋根とし、色は薄い茶系統とした。</p> <p>③ 敷地周辺に植栽を施し、ブロック塀ではなく生け垣とした。</p> <p>④ 外観照明は光害ガイドラインを遵守し下方を照らす照明器具とした。</p>				

外観変更(修繕・模様替・色彩変更)の場合に記入

小数点第2位未満切下げ

② 行為の通知書（様式第2号）

様式第2号（第11条関係）

（表）

（新規・変更）

行為の通知書			
福岡県知事 殿			年 月 日
通知者 住所			印
団体名			
電話番号			
景観法第16条第5項の規定により、関係図書を添えて次のとおり通知します。			
景観計画の名称	景観計画		
行為の場所	地名・地番	市・郡	町・村 番地
	地域の別	景域の別	の景域・軸
		特定基準の別	
行為の種類	<input type="checkbox"/> 建築物の建築等 <input type="checkbox"/> 工作物の建設等		
	<input type="checkbox"/> 開発行為 <input type="checkbox"/> 土地の形質の変更 <input type="checkbox"/> 木竹の植栽又は伐採 <input type="checkbox"/> 物件の堆積 <input type="checkbox"/> 水面の埋立て又は干拓 <input type="checkbox"/> 外観について行う照明	目的	
行為の期間	着手予定	年 月 日	
	完了予定	年 月 日	
他法令の許可等			
変更の場合	変更箇所		
	変更内容		
※受付年月日	※処理欄	※協議の年月日	

（注1） 該当の□内にチェックしてください。

（注2） ※欄には記入しないでください。

(裏)

通知対象行為の種類及び設計又は施行方法					
□建築物	用途()				
	□新築 □増築 □改築 □移転 □撤去 □外観を変更する修繕・模様替 □色彩の変更				
	規 模		通知部分	既存部分	計
		延床面積	m ²	m ²	m ²
全体見付面積		m ²	m ²	m ²	
	高さ	m	m	m	
□工作物	種類又は用途()				
	□新設 □増築 □改築 □移転 □撤去 □外観を変更する修繕・模様替 □色彩の変更				
	高さ	通知部分	既存部分	計	
	m	m	m	m	
□開発行為	開発面積 m ²				
□土地の形質の変更	□土地の開墾 □土石の採取 □鉱物の掘採 □その他()				
	開発面積 m ²				
□木竹の植栽又は伐採	□植栽 □伐採				
	面積 m ²				
□物件の ^{たい} 堆積	物件の種類()				
	高さ m				
□水面の埋立て又は干拓	□埋立て □干拓				
	面積 m ²				
□外観について行う照明	□建築物について行う照明	建築物の高さ	m		
		建築物の延床面積	m ²		
	□工作物について行う照明	工作物の種類()			
		工作物の高さ	m		
	照明方法()				
景観形成のため特に配慮した事項					

記入例

様式第2号（第11条関係）

（表）

（新規・変更）

行為の通知書			
福岡県知事 殿		平成21年 7月 1日	
		通知者	
		住所 福岡市博多区東公園7-7	
		団体名 福岡県〇〇部〇〇事務所長	
		電話番号 092-643-〇〇〇〇	
景観法第16条第5項の規定により、関係図書を添えて次のとおり通知します。			
景観計画の名称	筑後川流域 景観計画		
行為の場所	地名・地番	大川市大字酒見85-1番地 他10筆	
	地域の別	景域の別	市街地 の景域・軸
		特定基準の別	河川景観保全ゾーン
行為の種類	<input type="checkbox"/> 建築物の建築等 <input type="checkbox"/> 工作物の建設等		
	<input type="checkbox"/> 開発行為 <input checked="" type="checkbox"/> 土地の形質の変更 <input type="checkbox"/> 木竹の植栽又は伐採 <input type="checkbox"/> 物件の堆積 <input type="checkbox"/> 水面の埋立て又は干拓 <input type="checkbox"/> 外観について行う照明	目的 ・河川改修のため	
行為の期間	着手予定 平成23年 1月31日 完了予定 平成23年 9月31日		
他法令の許可等	県立自然公園特別地域の許可済		
変更の場合	変更箇所		
	変更内容		
※受付年月日	※処理欄		※協議の年月日

（注1） 該当の□内にチェックしてください。

（注2） ※欄には記入しないでください。

(裏)

通知対象行為の種類及び設計又は施行方法					
□建築物	用途 ()				
	□新築 □増築 □改築 □移転 □撤去 □外観を変更する修繕・模様替 □色彩の変更				
	規 模		通知部分	既存部分	計
		延床面積	m ²	m ²	m ²
		全体見付面積	m ²	m ²	m ²
	高さ	m	m	m	
□工作物	種類又は用途 ()				
	□新設 □増築 □改築 □移転 □撤去 □外観を変更する修繕・模様替 □色彩の変更				
		通知部分	既存部分	計	
	高さ	m	m	m	
□開発行為	開発面積 m ²				
☑土地の形質の変更	□土地の開墾 □土石の採取 □鉱物の掘採 ☑その他 (切土による土地の形質変更)				
	開発面積 7,700.00 m ²				
□木竹の植栽又は伐採	□植栽 □伐採				
	面積 m ²				
□物件の ^{たい} 堆積	物件の種類 ()				
	高さ m				
□水面の埋立て又は干拓	□埋立て □干拓				
	面積 m ²				
□外観について行う照明	□建築物について	建築物の高さ	m		
	行う照明	建築物の延床面積	m ²		
	□工作物について	工作物の種類 ()			
	行う照明	工作物の高さ	m		
照明方法 ()					
景観形成のため特に配慮した事項	護岸には緑化ブロックを使用する。 防護柵の色彩は、周囲の景観に配慮しグレーページュを使用する。				

届出等に関するお問い合わせや事前相談は、下記の窓口へお願いします。

(1) 受付窓口(お問い合わせ・事前相談・届出窓口)

■お問い合わせ・事前相談・届出窓口・審査

	担当課	連絡先	
		住所	
福岡県	都市計画課 (建築都市部)	住所	福岡市博多区東公園 7-7 (〒812-8577)
		電話番号	092-643-3712
		FAX	092-643-3716
		E-mail	toshi@pref.fukuoka.lg.jp

■お問い合わせ・事前相談・届出窓口

	担当課	住所	電話番号
大川市	まちづくり 推進課	(〒831-8601) 大川市大字酒見 256-1	0944-87-2101
小郡市	都市計画課	(〒838-0198) 小郡市小郡 255-1	0942-72-2111
大刀洗町	建設課	(〒830-1298) 三井郡大刀洗町大字富多 819	0942-77-0101
大木町	建設課	(〒830-0416) 三潞郡大木町大字八町牟田 255-1	0944-32-1064
広川町	建設水道課	(〒834-0115) 八女郡広川町大字新代 1804-1	0943-32-1157

(2) 詳細の情報・様式の入手方法

- ① 窓口で入手する
 - 県庁都市計画課
 - (1) 記載の市町村の窓口
- ② データで入手する
 - 福岡県ホームページからダウンロード (URL)
 - <http://www.pref.fukuoka.lg.jp/d11/chikugogawa-keikan.html>

<筑後川景観計画の情報にたどりつくには>

福岡県ホームページ を開く
(<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>)



【分類でさがす】
「しごと・産業・まちづくり」カテゴリー
まちづくり・都市計画 をクリック



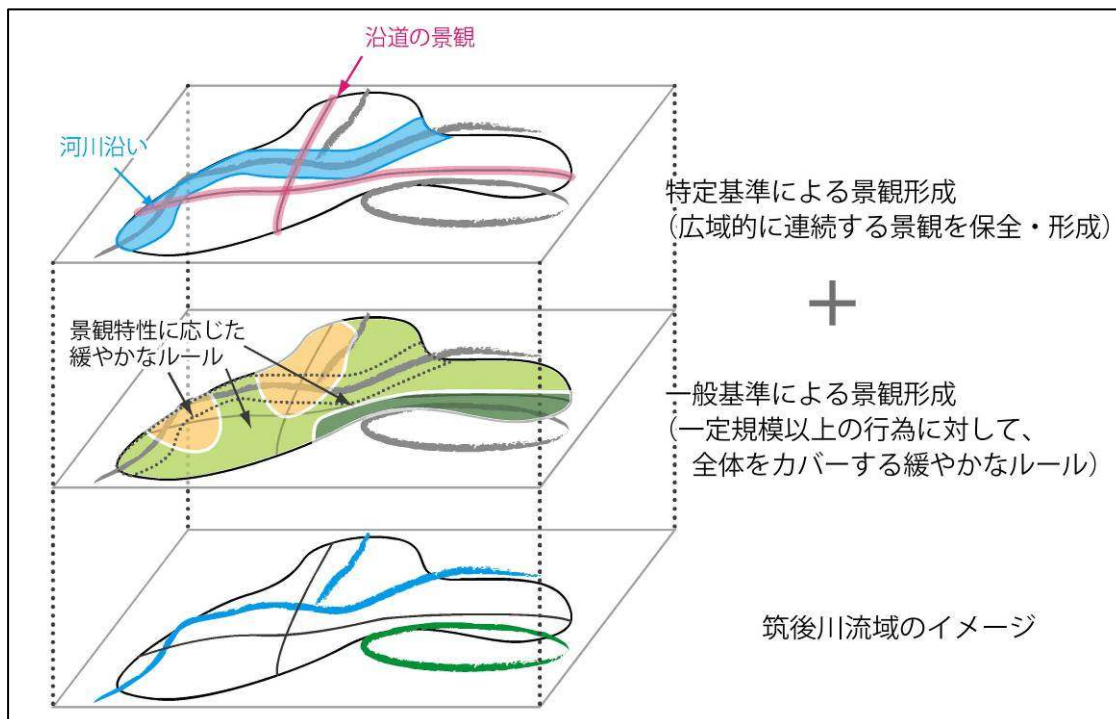
景観保全・形成 をクリック



筑後川流域景観計画 をクリック

第 2 章 景観形成基準に関する解説

▼景観形成基準のイメージ



■一般基準とは？

- ・筑後川流域全体を見据えた際、同じような景観特性をもつエリアを「景域」として6つに区分された領域を対象に、その領域ごとに定められた景観形成のための基準です。
- ・筑後川流域としての広域的な景観形成にむけ、全体をカバーする緩やかなルールに基づき、流域全体の景観の保全・向上を図っていくことを目的としています。

■特定基準とは？

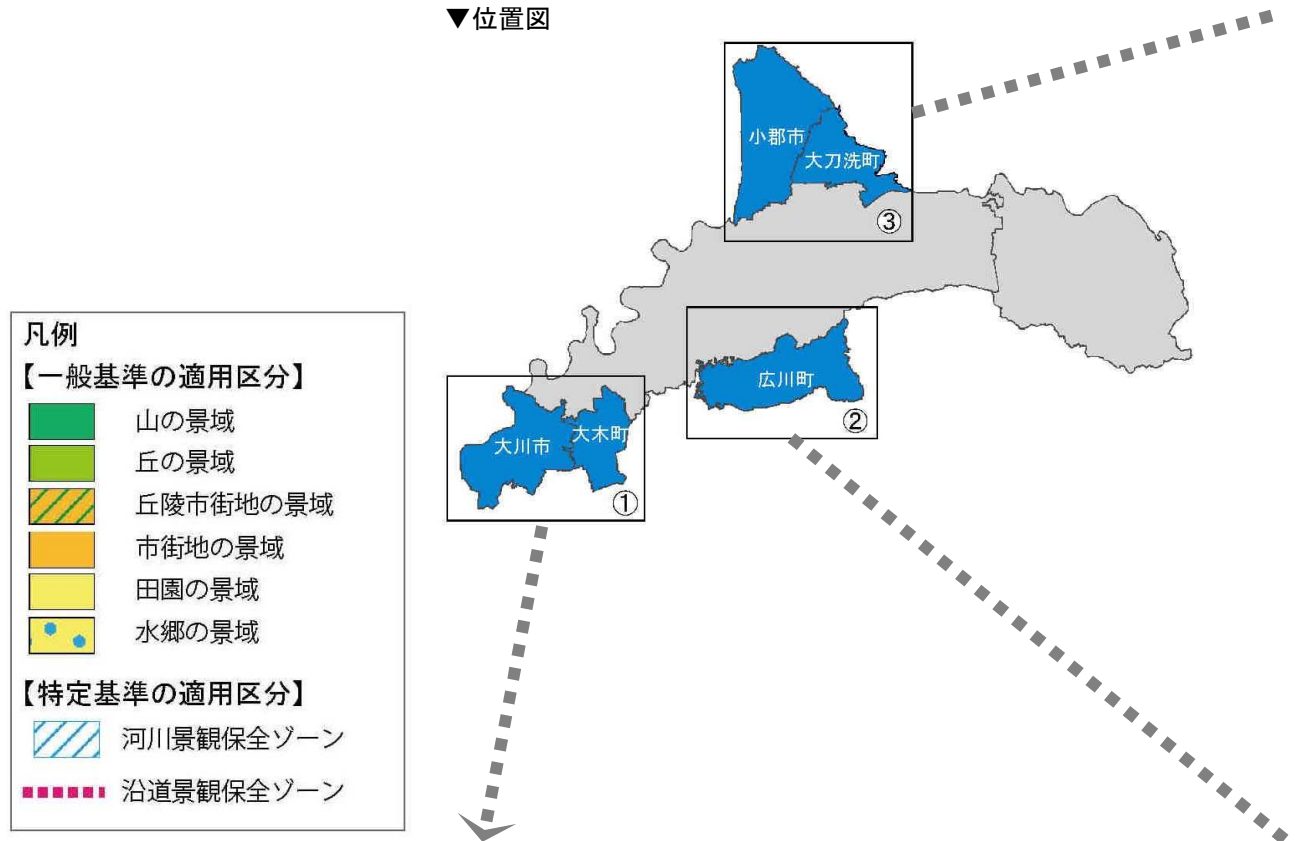
- ・特定のエリアを対象に、一般基準に上乘せされる景観形成のための基準です。
- ・筑後川流域における特徴ある景観形成に向け、特に重要な骨格を形成している河川沿いおよび主要幹線道路沿道において、広域的に連続する景観の保全・向上を図っていくことを目的としています。

【対象範囲】

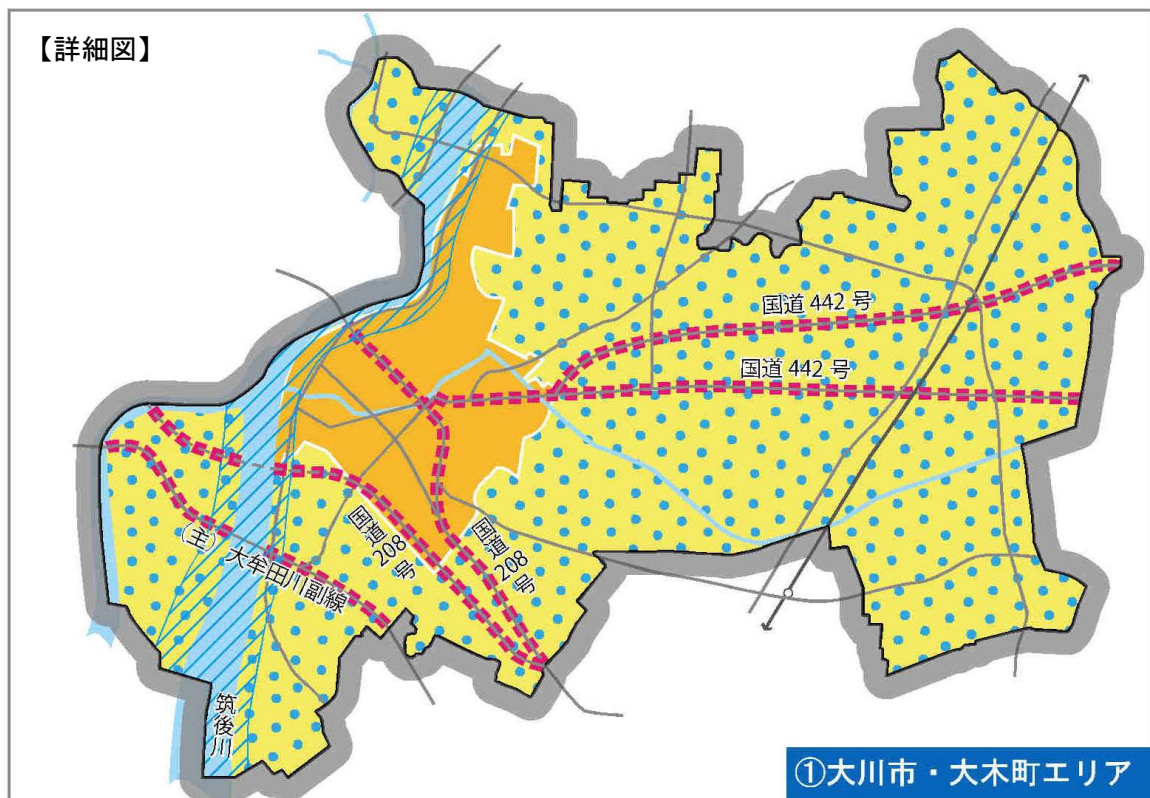
区分	河川景観保全ゾーン	沿道景観保全ゾーン
対象範囲	河川両岸から 200mの範囲	道路端から 30mの範囲
対象施設	<ul style="list-style-type: none"> ・筑後川 ・宝満川 	<ul style="list-style-type: none"> ・国道 3 号 ・国道 208 号 ・国道 442 号 ・主要地方道久留米筑紫野線 ・主要地方道大牟田川副線 ・主要地方道三潴上陽線

詳細は、「別冊 景観形成基準の適用区域」若しくは県（都市計画課）又は各市町の窓口に設置している図面で確認できます。（窓口一覧は、P24 をご参照ください）

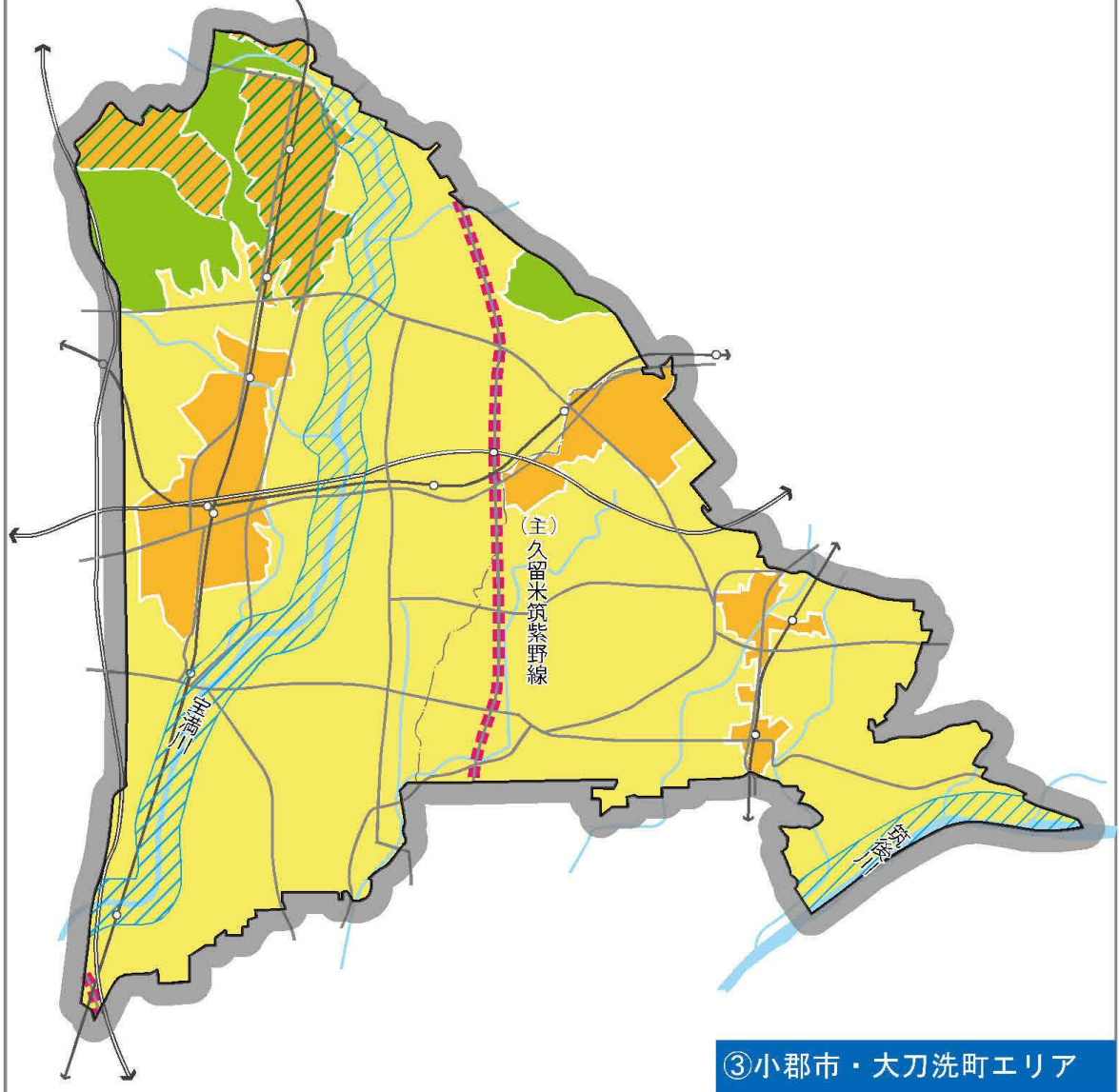
▼位置図



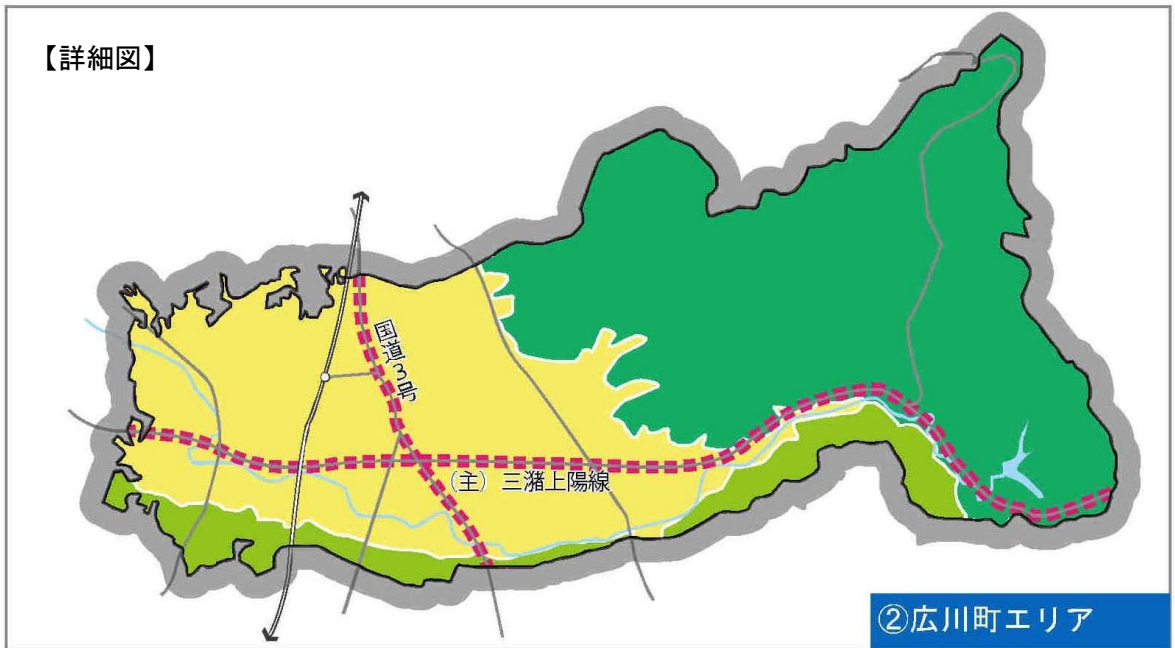
【詳細図】



【詳細図】



【詳細図】

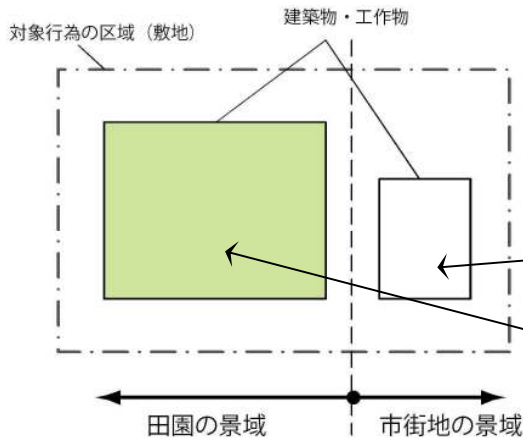


(1) 敷地と建物等との関係について

行為が複数の景域にまたがる場合（一般基準の適用範囲について）

① 建築物・工作物の場合

▼ 建物が景域境界をまたがない場合



【景観形成基準の適用】

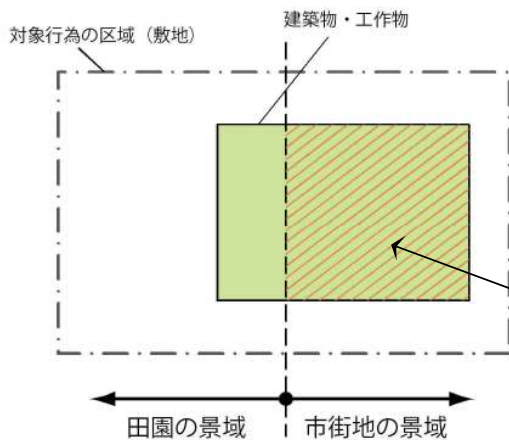
建物が立地する景域の景観形成基準を適用する

（例）

「市街地の景域」の景観形成基準を適用

「田園の景域」の景観形成基準を適用

▼ 建物が景域境界をまたぐ場合



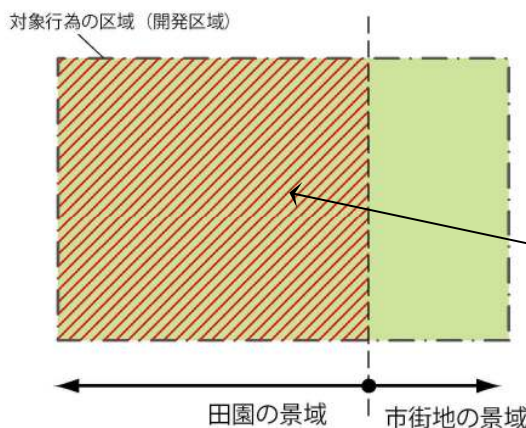
【景観形成基準の適用】

景域をまたぐ建築物（または工作物）の水平投影面積において、その過半を占める景域の景観形成基準を適用する

（例）

全体に「市街地の景域」の景観形成基準を適用

② 開発行為等の場合



【景観形成基準の適用】

区域面積の過半を占める景域の景観形成基準を適用する

（例）

全体に「田園の景域」の景観形成基準を適用

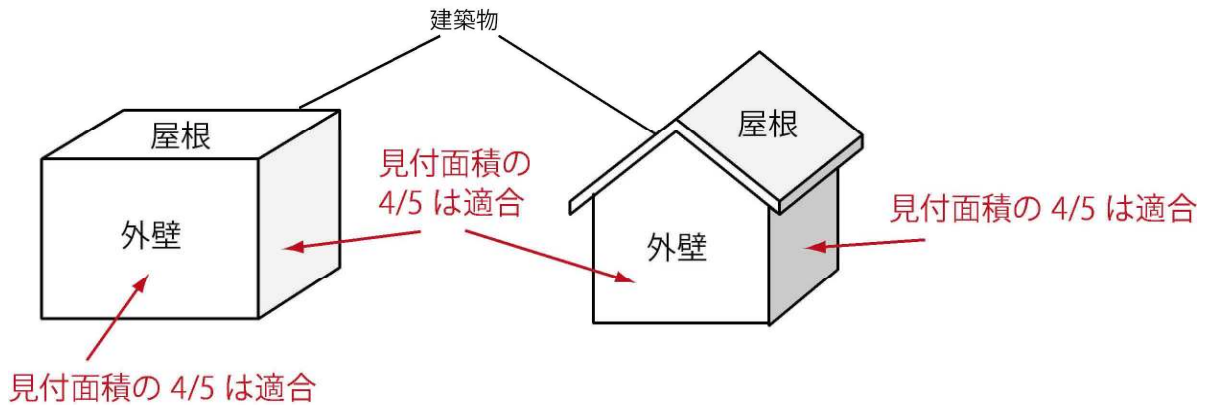
※ 特定基準の適用範囲

行為の一部が特定基準の適用区域内に該当する場合には、行為全体に特定基準を適用します。

(2) 外壁の色彩面積等の算定について

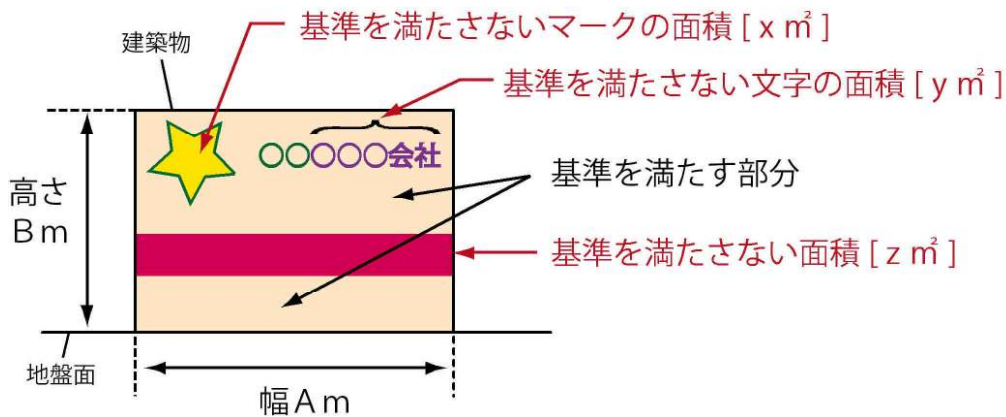
外壁の各面における見付面積の4/5以上は、それぞれの景域で定められている【環境色彩基準（参照：P32～43の景観形成基準一覧）】に適合する必要があります。

（つまり、基調色に適合しない色の使用は、各面において1/5未満でなければなりません。）

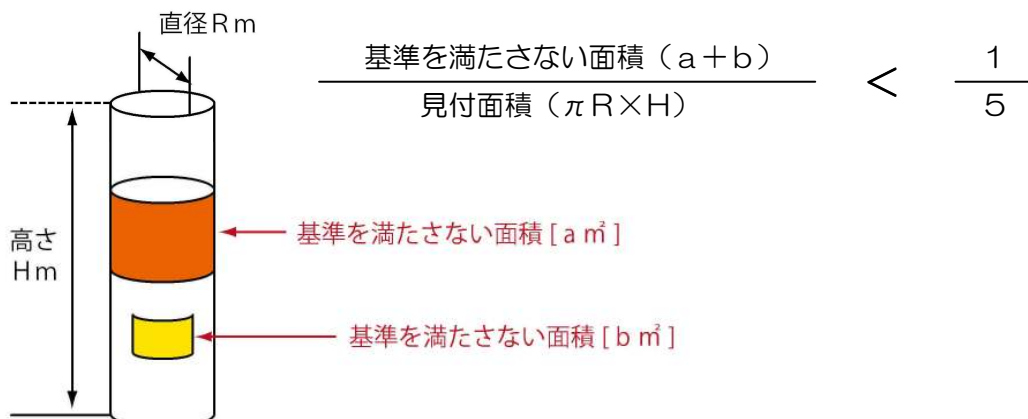


▼各面における適合判定

$$\frac{\text{基準を満たさない面積} (x + y + z)}{\text{見付面積} (A \times B)} < \frac{1}{5}$$



▼円筒形の建築物・工作物における適合判定



(参考) マンセル表色系とは？

一般的に色彩は、赤や青、黄などの色名で表しますが、色名の捉え方には個人差があり、ひとつの色を正確かつ客観的に表すことはできません。このため、筑後川流域景観計画では、JIS（日本工業規格）などにも採用されている国際的な色彩の尺度である「マンセル表色系」を採用しています。

「マンセル表色系」では、色彩を「色相（しきそう）」「明度（めいど）」「彩度（さいど）」の3つの尺度を組み合わせて表します。

■色相とは？

いろあいを表します。10種の基本色、赤（R）、橙（YR）、黄（Y）、黄緑（GY）、緑（G）、青緑（BG）、青（B）、青紫（PB）、紫（P）、赤紫（RP）を表し、さらにそれを10等分します。10色相のアルファベットとそれぞれの段階の数字によって、5Rや5Yなどのように表記します。

■明度とは？

明るさの度合いを0から10までの数値で表します。暗い色ほど数値が小さく、明るい色ほど数値が大きくなり、10に近くなります。

■彩度とは？

鮮やかさの度合いを0から16程度までの数値で表します。色味のない鈍い色ほど数値が小さく、黒、グレー、白などの無彩色の彩度は0になります。逆に鮮やかな色ほど数値が大きく、赤の原色の彩度は16程度です。

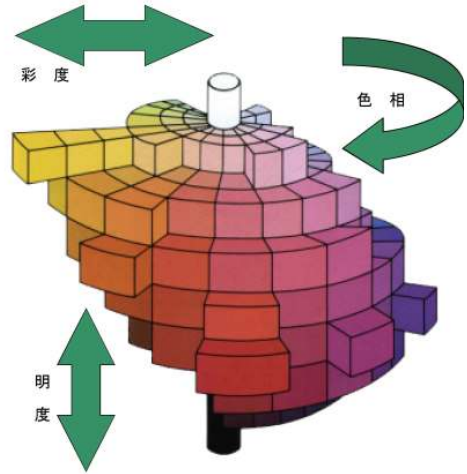
■マンセル記号とは？

「色相」「明度」「彩度」の3つの属性を組み合わせて、ひとつの色彩を表記する記号です。

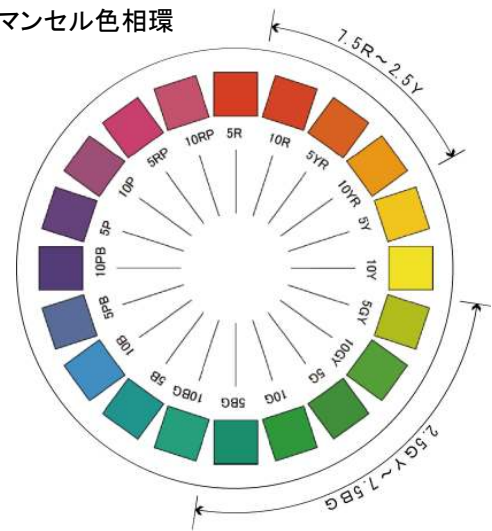
有彩色は、「5YR6/4」のように、表記し、「ごワイアール ろくのよん」と読みます。

無彩色には彩度が無いため、「N4」と明度の数値で表記し、「エヌ よん」と読みます。

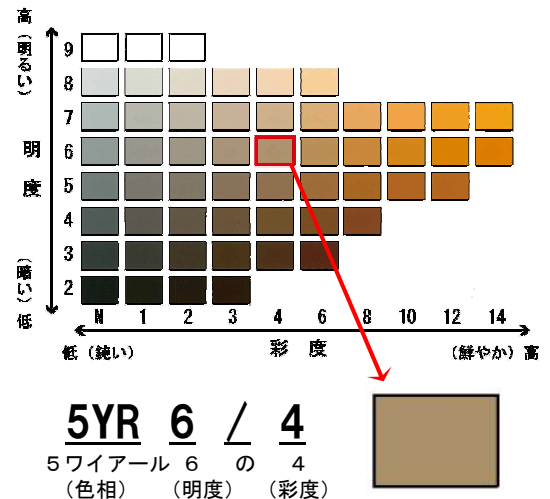
▼マンセル色立体



▼マンセル色相環



▼カラーチャート例(5YRの場合)



※届出の際には、P32～43のうち該当する景域のチェックシート（基準一覧）の表中の口にチェック **✓** を記入したもの、およびP44の配慮事項記載シートに配慮事項を記入したものが必要になります。

■景域ごとの基準の見方について

届出対象行為の場所の条件に基づき該当する基準内容を判断する

- A. 景域ごとの「一般基準」が適用される
 - 基準一覧の「一般基準」における全項目を順守
- B. 景域ごとの「一般基準」＋「特定基準」が適用
 - 基準一覧の「一般基準」の全項目に加え、「特定基準」のうち「河川景観保全ゾーン」または「沿道景観保全ゾーン」から該当するいずれかの基準について、全項目を順守

■各基準内容の解説について

各基準の内容において、留意するポイントに関する解説は、以下のように示す

【山の景域】	P46 ~ P49
【丘の景域】	P50 ~ P54
【丘陵市街地の景域】	P55 ~ P59
【市街地の景域】	P60 ~ P64
【田園の景域】	P65 ~ P71
【水郷の景域】	P72 ~ P78

特定基準の解説ページ

【河川景観保全ゾーン】	P79
【沿道景観保全ゾーン】	P80

【山の景域】		～建築物・工作物に関する基準～																									
適用基準		一般基準		特定基準																							
景域・ゾーニング		山の景域		沿道景観保全 ゾーン																							
建築物・ 工作物	配置	<input type="checkbox"/> 周辺の環境や地形等に十分配慮した配置とする。 <input type="checkbox"/> 段畑や河川沿いの自然景観を阻害しない配置とする。																									
	形態・ 意匠・ 色彩	周辺と の調和	<input type="checkbox"/> 段畑や山村集落など、日本の原風景が残る地域においては、地域の基調となっている伝統的な形態・意匠と調和させる。																								
		圧迫感 の軽減																									
	連続性 への 配慮	<input type="checkbox"/> 建築物・工作物の道路からの見え方や通りとしての連続性に留意し、奇抜なものは避け、周辺と調和した形態・意匠とする。																									
	設備類																										
	色彩	<input type="checkbox"/> 周辺の景観に調和する色彩とし、環境色彩基準に適合させる。																									
	外構・緑化等	<input type="checkbox"/> 自然の植生に配慮した緑化に努めるとともに、敷地境界部では、できる限り多くの樹木や花壇等による植栽を施す。																									
	環境色彩基準 (建築物)	<input type="checkbox"/> 外壁基調色 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>7.5R～2.5Y</td> <td>7.5 以下</td> <td>4.0 以下</td> </tr> <tr> <td>無彩色 (N)</td> <td>7.5 以下</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>上記以外の色相</td> <td>7.5 以下</td> <td>2.0 以下</td> </tr> </tbody> </table> <input type="checkbox"/> 屋根色 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2.5GY～7.5BG</td> <td>7.5 以下</td> <td>4.0 以下</td> </tr> <tr> <td>無彩色 (N)</td> <td>7.5 以下</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>上記以外の色相</td> <td>5.0 以下</td> <td>2.0 以下</td> </tr> </tbody> </table>			色相	明度	彩度	7.5R～2.5Y	7.5 以下	4.0 以下	無彩色 (N)	7.5 以下	—	上記以外の色相	7.5 以下	2.0 以下	色相	明度	彩度	2.5GY～7.5BG	7.5 以下	4.0 以下	無彩色 (N)	7.5 以下	—	上記以外の色相	5.0 以下
色相	明度	彩度																									
7.5R～2.5Y	7.5 以下	4.0 以下																									
無彩色 (N)	7.5 以下	—																									
上記以外の色相	7.5 以下	2.0 以下																									
色相	明度	彩度																									
2.5GY～7.5BG	7.5 以下	4.0 以下																									
無彩色 (N)	7.5 以下	—																									
上記以外の色相	5.0 以下	2.0 以下																									
環境色彩基準 (工作物)	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全て</td> <td>7.5 以下</td> <td>4.0 以下</td> </tr> </tbody> </table>			色相	明度	彩度	全て	7.5 以下	4.0 以下																		
色相	明度	彩度																									
全て	7.5 以下	4.0 以下																									

【山の景域】		～開発行為等・外観照明に関する基準～	
適用基準		一般基準	特定基準
景域・ゾーニング		山の景域	沿道景観保全 ゾーン
開発行為・土地の形質の変更等	周辺への配慮	<input type="checkbox"/> 自然環境、植生、貴重な動植物の生態系に配慮する。	
	周辺環境		
	造成等	<input type="checkbox"/> 既存の地形を活かした造成に努め、切土・盛土は最小限に抑える。 <input type="checkbox"/> 面的な一団の開発等に伴う法面・擁壁は、長大なものは避け、圧迫感のないように配慮する。やむを得ず長大となる場合には、緑化等による修景を行う。	
	既存樹木・樹林等の保全		
	緑化		<input type="checkbox"/> 道路等の公共の場から敷地の全容を容易に見ることができる駐車場や資材置き場では、敷地境界部に多くの樹木や花壇等による植栽を施すなど潤いある景観の形成に配慮する。
	土石類の採取 物件の堆積		
外観照明	照度の抑制	<input type="checkbox"/> 良好な夜間景観を阻害しないよう、必要最小限の明るさとする。	
	点滅照明	<input type="checkbox"/> 点滅照明は設置しない。	
	照明器具	<input type="checkbox"/> 派手な照明器具は設置しない。	

【丘の景域】		～建築物・工作物に関する基準～				
適用基準		一般基準		特定基準		
景域・ゾーニング		丘の景域		沿道景観保全 ゾーン		
建築物・ 工作物	配置	□緩やかに起伏する地形になじむ配置とする。		/		
	形態・ 意匠・ 色彩	周辺と の調和	□ふもとの田園地域から見た際、丘陵地の稜線を切るような高層建築物はできる限り避け、勾配屋根を設置するなど、周囲の山並みとなじむ形態・意匠とする。			
		圧迫感 の軽減	□大規模な建築物では、長大な壁面となることは避け、分節化するなど、周囲に与える圧迫感の軽減に努めた形態とする。			
	連続性 への 配慮	□建築物等の裏側へ配置するなど、道路等の公共の場から容易に目にする位置には設置しない。やむを得ず設置する場合には、目隠し等による措置を行い、周囲の景観に影響を与えないよう配慮する。			□建築物・工作物の道路からの見え方や通りとしての連続性に留意し、奇抜なものは避け、周辺と調和した形態・意匠とする。	
	設備類				□建築物等の裏側へ配置するなど、道路等の公共の場から容易に目にする位置には設置しない。やむを得ず設置する場合には、目隠し等による措置を行い、周囲の景観に影響を与えないよう配慮する。	
	色彩	□周囲の景観に調和する色彩とし、環境色彩基準に適合させる。 □色彩を組み合わせる場合には、統一感のある配色とし、茶系、無彩色等背景の緑に溶け込む色彩を推奨する。			/	
	外構・緑化等	□自然の植生に配慮した緑化に努めるとともに、敷地境界部（特に斜面側）では、できる限り多くの樹木や花壇等による植栽を施す。				
	環境色彩基準 (建築物)	□外壁基調色			/	
		色相	明度			彩度
		有彩色	—			4.0以下
	□屋根色					
	色相	明度	彩度			
	有彩色	7.5以下	4.0以下			
	無彩色(N)	7.5以下	—			
環境色彩基準 (工作物)	□外壁基調色		/			
	色相	明度		彩度		
	全て	—		4.0以下		

【丘の景域】		～開発行為等・外観照明に関する基準～	
適用基準		一般基準	特定基準
景域・ゾーニング		丘の景域	沿道景観保全 ゾーン
開発行為・土地の形質の変更等	周辺への配慮		
	周辺環境		
	造成等	<input type="checkbox"/> 既存の地形を活かした造成に努め、切土・盛土は最小限に抑える。 <input type="checkbox"/> 面的な一団の開発等に伴う法面・擁壁は、長大なものは避け、圧迫感のないように配慮する。やむを得ず長大となる場合には、緑化等による修景を行う。	
	既存樹木・樹林等の保全	<input type="checkbox"/> まとまった斜面地の樹林帯は、できる限り保全する。	
	緑化		<input type="checkbox"/> 道路等の公共の場から敷地の全容を容易に見ることができる駐車場や資材置き場では、敷地境界部に多くの樹木や花壇等による植栽を施すなど潤いある景観の形成に配慮する。
	土石類の採取		
	物件の堆積		
外観照明	照度の抑制	<input type="checkbox"/> 良好な夜間景観を阻害しないよう、必要最小限の明るさとする。	
	点滅照明	<input type="checkbox"/> 点滅照明は設置しない。	
	照明器具	<input type="checkbox"/> 派手な照明器具は設置しない。	

【丘陵市街地の景域】		～建築物・工作物に関する基準～			
適用基準		一般基準		特定基準	
景域・ゾーニング		丘陵市街地の景域		河川景観保全ゾーン	
建築物・工作物	配置	□緩やかに起伏する地形になじむ配置とする。			
	形態・意匠・色彩	周辺との調和	□周辺の田園地域から見た際、背景に広がる山の緑と調和し、まとまりある丘陵市街地を形成するよう、周囲から突出する奇抜なものは避ける。		
		圧迫感の軽減	□大規模な建築物では、長大な壁面となることは避け、分節化するなど、周囲に与える圧迫感の軽減に努めた形態とする。		
	連続性への配慮			□堤防等から俯瞰されることをふまえ、周辺と調和するよう屋根の形状を工夫し、連続する河川景観の形成に配慮する。	
	設備類	□建築物等の裏側へ配置するなど、道路等の公共の場から容易に目にする位置には設置しない。やむを得ず設置する場合には、目隠し等による措置を行い、周囲の景観に影響を与えないよう配慮する。		□屋上に設備・工作物等を設置する場合には、周囲から目立たないよう配慮し、必要に応じて目隠し等の処理を行う。	
	色彩	□周囲の景観に調和する色彩とし、環境色彩基準に適合させる。 □色彩を組み合わせる場合には、統一感のある配色とし、茶系、無彩色等背景の緑に溶け込む色彩を推奨する。			
	外構・緑化等	□道路との境界部に垣・さく等を設置する際にはブロック塀は避け、できる限り生け垣や緑化フェンスとする。垣・さく等を設置しない場合には、道路境界部に、できるだけ多くの樹木や花壇等による植栽を施す。 □丘陵地である特性をふまえ、背景の山の緑と一体となった緑豊かな丘陵市街地の景観となるよう、敷地の斜面側では、できる限り樹木による植栽を施す。			
環境色彩基準 (建築物)	□外壁基調色				
	色相	明度	彩度		
	有彩色	—	4.0以下		
	□屋根色				
	色相	明度	彩度		
	有彩色	7.5以下	4.0以下		
	無彩色(N)	7.5以下	—		
環境色彩基準 (工作物)					
	色相	明度	彩度		
	全て	—	4.0以下		

【丘陵市街地の景域】		～開発行為等・外観照明に関する基準～	
適用基準		一般基準	特定基準
景域・ゾーニング		丘陵市街地の景域	河川景観保全ゾーン
開発行為・土地の形質の変更等	周辺への配慮		
	周辺環境		□十分に事前調査を行い、動植物の生息環境等の水辺環境に配慮する。
	造成等	□既存の地形を活かした造成に努め、切土・盛土は最小限に抑える。 □面的な一団の開発等に伴う法面・擁壁は、長大なものは避け、圧迫感のないように配慮する。やむを得ず長大となる場合には、緑化等による修景を行う。	
	既存樹木・樹林等の保全		
	緑化		
	土石類の採取		□土石類の採取により、道路等の公共空間から見て地肌があらわにならないものとする。
	物件の堆積		□資材などを堆積させない。やむを得ず堆積する場合は、周囲を生け垣等の目隠しによる修景を行う。
外観照明	照度の抑制		
	点滅照明		
	照明器具		

【市街地の景域】		～建築物・工作物に関する基準～														
適用基準		一般基準		特定基準												
景域・ゾーニング		市街地の景域		河川景観保全ゾーン	沿道景観保全ゾーン											
建築物・工作物	配置	<input type="checkbox"/> 地域で古くから親しまれている歴史的な建造物や社寺林・雑木林等に配慮した配置とする。 <input type="checkbox"/> 周囲との連続性に配慮した配置とする。														
	形態・意匠・色彩	<input type="checkbox"/> 商業系市街地では、多くの人が集い賑わう場所の特性をふまえ、周辺の建物との連続性や、歩道や街路樹等の歩行空間と調和した形態・意匠とする。 <input type="checkbox"/> 住居系市街地では、周囲から突出する奇抜なものは避ける。 <input type="checkbox"/> 歴史的なまちなみを有する地区では、地区の特性に沿った形態・意匠とする。														
	圧迫感の軽減	<input type="checkbox"/> 大規模な建築物では、長大な壁面となることは避け、分節化するなど、周囲に与える圧迫感の軽減に努めた形態とする。														
	連続性への配慮			<input type="checkbox"/> 堤防等から俯瞰されることをふまえ、周辺と調和するよう屋根の形状を工夫し、連続する河川景観の形成に配慮する。	<input type="checkbox"/> 建築物・工作物の道路からの見え方や通りとしての連続性に留意し、奇抜なものは避け、周辺と調和した形態・意匠とする。											
	設備類	<input type="checkbox"/> 建築物等の裏側へ配置するなど、道路等の公共の場から容易に目にする位置には設置しない。やむを得ず設置する場合には、目隠し等による措置を行い、周囲の景観に影響を与えないよう配慮する。		<input type="checkbox"/> 屋上に設備・工作物等を設置する場合には、周囲から目立たないよう配慮し、必要に応じて目隠し等の処理を行う。												
	色彩	<input type="checkbox"/> 周囲の景観に調和する色彩とし、環境色彩基準に適合させる。 <input type="checkbox"/> 色彩を組み合わせる場合には、統一感のある配色とする。														
	外構・緑化等	<input type="checkbox"/> 道路との境界部に垣・さく等を設置する際にはブロック塀は避け、できる限り生け垣や緑化フェンスとする。垣・さく等を設置しない場合には、道路境界部に、できるだけ多くの樹木や花壇等による植栽を施す。														
	環境色彩基準 (建築物)	<input type="checkbox"/> 外壁基調色 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%;">色相</td> <td style="width: 33%;">明度</td> <td style="width: 33%;">彩度</td> </tr> <tr> <td>有彩色</td> <td>—</td> <td>6.0以下</td> </tr> </table> <input type="checkbox"/> 屋根色 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%;">色相</td> <td style="width: 33%;">明度</td> <td style="width: 33%;">彩度</td> </tr> <tr> <td>有彩色</td> <td>—</td> <td>4.0以下</td> </tr> </table>		色相	明度	彩度	有彩色	—	6.0以下	色相	明度	彩度	有彩色	—	4.0以下	
色相	明度	彩度														
有彩色	—	6.0以下														
色相	明度	彩度														
有彩色	—	4.0以下														
環境色彩基準 (工作物)	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%;">色相</td> <td style="width: 33%;">明度</td> <td style="width: 33%;">彩度</td> </tr> <tr> <td>全て</td> <td>—</td> <td>4.0以下</td> </tr> </table>		色相	明度	彩度	全て	—	4.0以下								
色相	明度	彩度														
全て	—	4.0以下														

【市街地の景域】		～開発行為等・外観照明に関する基準～		
適用基準		一般基準	特定基準	
景域・ゾーニング		市街地の景域	河川景観保全ゾーン	沿道景観保全ゾーン
開発行為・土地の形質の変更等	周辺への配慮			
	周辺環境		□十分に事前調査を行い、動植物の生息環境等の水辺環境に配慮する。	
	造成等			
	既存樹木・樹林等の保全			
	緑化			□道路等の公共の場から敷地の全容を容易に見ることができる駐車場や資材置き場では、敷地境界部に多くの樹木や花壇等による植栽を施すなど潤いある景観の形成に配慮する。
	土石類の採取		□土石類の採取により、道路等の公共空間から見て地肌があらわにならないものとする。	
	物件の堆積		□資材などを堆積させない。やむを得ず堆積する場合は、周囲を生け垣等の目隠しによる修景を行う。	
外観照明	照度の抑制			
	点滅照明			
	照明器具			

【田園の景域】		～建築物・工作物に関する基準～																	
適用基準		一般基準		特定基準															
景域・ゾーニング		田園の景域		河川景観保全ゾーン	沿道景観保全ゾーン														
建築物・工作物	配置	<input type="checkbox"/> 地域で古くから親しまれている歴史的な建造物や社寺林・雑木林等に配慮した配置とする。 <input type="checkbox"/> 街道筋の宿場町等の歴史を有する地区では、周囲との連続性に配慮した配置とする。		/	/														
	形態・意匠・色彩	<input type="checkbox"/> 周辺の景観と調和するよう、形態意匠を工夫する。 <input type="checkbox"/> 街道筋の宿場町等の歴史を有する地区では、地区の特性に沿った形態・意匠とする。 <input type="checkbox"/> ランドマークとなっている山や山並みと調和した形態・意匠とする。																	
	圧迫感の軽減	<input type="checkbox"/> 大規模な建築物では、長大な壁面となることは避け、分節化するなど、周囲に与える圧迫感の軽減に努めた形態とする。																	
	連続性への配慮	/				<input type="checkbox"/> 堤防等から俯瞰されることをふまえ、周辺と調和するよう屋根の形状を工夫し、連続する河川景観の形成に配慮する。	<input type="checkbox"/> 建築物・工作物の道路からの見え方や通りとしての連続性に留意し、奇抜なものは避け、周辺と調和した形態・意匠とする。												
	設備類	<input type="checkbox"/> 建築物等の裏側へ配置するなど、道路等の公共の場から容易に目にする位置には設置しない。やむを得ず設置する場合には、目隠し等による措置を行い、周囲の景観に影響を与えないよう配慮する。				<input type="checkbox"/> 屋上に設備・工作物等を設置する場合には、周囲から目立たないよう配慮し、必要に応じて目隠し等の処理を行う。													
	色彩	<input type="checkbox"/> 周囲の景観に調和する色彩とし、環境色彩基準に適合させる。 <input type="checkbox"/> 色彩を組み合わせる場合には、統一感のある配色とする。				/	/												
	外構・緑化等	<input type="checkbox"/> 自然の植生に配慮した緑化に努めるとともに、前面道路との境界では、できるだけ多くの樹木や花壇等による植栽を施す。				/	/												
	環境色彩基準 (建築物)	<input type="checkbox"/> 外壁基調色 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>有彩色</td> <td>—</td> <td>4.0以下</td> </tr> </tbody> </table> <input type="checkbox"/> 屋根色 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>有彩色</td> <td>7.5以下</td> <td>4.0以下</td> </tr> <tr> <td>無彩色(N)</td> <td>7.5以下</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>				色相	明度	彩度	有彩色	—	4.0以下	色相	明度	彩度	有彩色	7.5以下	4.0以下	無彩色(N)	7.5以下
色相	明度	彩度																	
有彩色	—	4.0以下																	
色相	明度	彩度																	
有彩色	7.5以下	4.0以下																	
無彩色(N)	7.5以下	—																	
環境色彩基準 (工作物)	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全て</td> <td>—</td> <td>4.0以下</td> </tr> </tbody> </table>		色相	明度	彩度	全て	—	4.0以下	/	/									
色相	明度	彩度																	
全て	—	4.0以下																	

【田園の景域】		～開発行為等・外観照明に関する基準～		
適用基準		一般基準	特定基準	
景域・ゾーニング		田園の景域	河川景観保全ゾーン	沿道景観保全ゾーン
開発行為・土地の形質の変更等	周辺への配慮			
	周辺環境		□十分に事前調査を行い、動植物の生息環境等の水辺環境に配慮する。	
	造成等	□既存の地形を活かした造成に努め、切土・盛土は最小限に抑える。 □面的な一団の開発等に伴う法面・擁壁は、長大なものは避け、圧迫感のないように配慮する。やむを得ず長大となる場合には、緑化等による修景を行う。		
	既存樹木・樹林等の保全	□田園の中の一団にまとまった緑や雑木林、社寺林、河川や水路沿いの樹林や灌木、木竹等は、できる限り維持・保全する。		
	緑化			□道路等の公共の場から敷地の全容を容易に見ることが出来る駐車場や資材置き場では、敷地境界部に多くの樹木や花壇等による植栽を施すなど潤いある景観の形成に配慮する。
	土石類の採取		□土石類の採取により、道路等の公共空間から見て地肌があらわにならないものとする。	
	物件の堆積		□資材などを堆積させない。やむを得ず堆積する場合は、周囲を生け垣等の目隠しによる修景を行う。	
外観照明	照度の抑制	□良好な夜間景観を阻害しないよう、必要最小限の明るさとする。		
	点滅照明	□点滅照明は設置しない。		
	照明器具	□派手な照明器具は設置しない。		

【水郷の景域】		～建築物・工作物に関する基準～																	
適用基準		一般基準		特定基準															
景域・ゾーニング		水郷の景域		河川景観保全ゾーン	沿道景観保全ゾーン														
建築物・工作物	配置	<input type="checkbox"/> 地域で古くから親しまれている歴史的な建造物や社寺林・雑木林等に配慮した配置とする。 <input type="checkbox"/> 有機的なクリークの残る集落では、水辺との関わりを意識した配置とする。		/	/														
	形態・意匠・色彩	<input type="checkbox"/> 周辺の景観と調和するよう、形態意匠を工夫する。 <input type="checkbox"/> 有機的なクリークの残る集落では、伝統的な佇まいを模範に、クリークが創り出している田園景観に損なわない形態・意匠とする。																	
	圧迫感の軽減	<input type="checkbox"/> 大規模な建築物では、長大な壁面となることは避け、分節化するなど、周囲に与える圧迫感の軽減に努めた形態とする。																	
	連続性への配慮	/				<input type="checkbox"/> 堤防等から俯瞰されることをふまえ、周辺と調和するよう屋根の形状を工夫し、連続する河川景観の形成に配慮する。	<input type="checkbox"/> 建築物・工作物の道路からの見え方や通りとしての連続性に留意し、奇抜なものは避け、周辺と調和した形態・意匠とする。												
	設備類					<input type="checkbox"/> 建築物等の裏側へ配置するなど、道路等の公共の場から容易に目にする位置には設置しない。やむを得ず設置する場合には、目隠し等による措置を行い、周囲の景観に影響を与えないよう配慮する。	<input type="checkbox"/> 屋上に設備・工作物等を設置する場合には、周囲から目立たないよう配慮し、必要に応じて目隠し等の処理を行う。												
	色彩	<input type="checkbox"/> 周囲の景観に調和する色彩とし、環境色彩基準に適合させる。 <input type="checkbox"/> 色彩を組み合わせる場合には、統一感のある配色とする。				/	/												
外構・緑化等	<input type="checkbox"/> 自然の植生に配慮した緑化に努めるとともに、前面道路との境界では、できるだけ多くの樹木や花壇等による植栽を施す。 <input type="checkbox"/> クリーク等に隣接する敷地では、クリーク等との連続性に配慮する。																		
環境色彩基準(建築物)	<input type="checkbox"/> 外壁基調色 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%;">色相</td> <td style="width: 33%;">明度</td> <td style="width: 33%;">彩度</td> </tr> <tr> <td>有彩色</td> <td>—</td> <td>4.0以下</td> </tr> </table> <input type="checkbox"/> 屋根色 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%;">色相</td> <td style="width: 33%;">明度</td> <td style="width: 33%;">彩度</td> </tr> <tr> <td>有彩色</td> <td>7.5以下</td> <td>4.0以下</td> </tr> <tr> <td>無彩色(N)</td> <td>7.5以下</td> <td>—</td> </tr> </table>		色相	明度	彩度			有彩色	—	4.0以下	色相	明度	彩度	有彩色	7.5以下	4.0以下	無彩色(N)	7.5以下	—
色相	明度	彩度																	
有彩色	—	4.0以下																	
色相	明度	彩度																	
有彩色	7.5以下	4.0以下																	
無彩色(N)	7.5以下	—																	
環境色彩基準(工作物)	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%;">色相</td> <td style="width: 33%;">明度</td> <td style="width: 33%;">彩度</td> </tr> <tr> <td>全て</td> <td>—</td> <td>4.0以下</td> </tr> </table>		色相	明度	彩度	全て	—	4.0以下											
色相	明度	彩度																	
全て	—	4.0以下																	

【水郷の景域】		～開発行為等・外観照明に関する基準～		
適用基準		一般基準	特定基準	
景域・ゾーニング		水郷の景域	河川景観保全 ゾーン	沿道景観保全 ゾーン
開発行為・土地の形質の変更等	周辺への配慮			
	周辺環境		□十分に事前調査を行い、動植物の生息環境等の水辺環境に配慮する。	
	造成等	□既存の地形を活かした造成に努め、切土・盛土は最小限に抑える。 □面的な一団の開発等に伴う法面・擁壁は、長大なものは避け、圧迫感のないように配慮する。やむを得ず長大となる場合には、緑化等による修景を行う。		
	既存樹木・樹林等の保全	□田園の中の一団にまとまった緑や雑木林、社寺林、河川や水路沿いの樹林や灌木、木竹等は、できる限り維持・保全する。		
	緑化			□道路等の公共の場から敷地の全容を容易に見ることが出来る駐車場や資材置き場では、敷地境界部に多くの樹木や花壇等による植栽を施すなど潤いある景観の形成に配慮する。
	土石類の採取		□土石類の採取により、道路等の公共空間から見て地肌があらわにならないものとする。	
	物件の堆積		□資材などを堆積させない。やむを得ず堆積する場合は、周囲を生け垣等の目隠しによる修景を行う。	
外観照明	照度の抑制	□良好な夜間景観を阻害しないよう、必要最小限の明るさとする。		
	点滅照明	□点滅照明は設置しない。		
	照明器具	□派手な照明器具は設置しない。		

配 慮 事 項 記 載 シ ー ト

景域名	の景域	特定基準への該当	あり・なし
-----	-----	----------	-------

①建築物・工作物

項目		配慮・措置の内容		※審査欄
		一般基準に関して	特定基準に関して	
配置				
形態・ 意匠・ 色彩	周辺との調和			
	圧迫感の軽減			
	連続性への配慮			
	設備類			
	色彩			
外構・緑化等				

②開発行為・土地の形質の変更等

項目	配慮・措置の内容		※審査欄
	一般基準に関して	特定基準に関して	
周辺への配慮			
造成等			
既存樹木・樹林等の保全			
緑化			
土石類の採取			
物件の堆積			

③外観照明・屋外照明

項目	配慮・措置の内容		※審査欄
	一般基準に関して	特定基準に関して	
照度の抑制		/	
点滅照明		/	
照明器具		/	

- (備考) 1. 配慮・措置の内容については、できる限り具体的に記述してください。
 2. ※欄は記入しないでください。

■各景域における景観形成基準のポイント解説

景域別の解説ページ

【山の景域】	P46	～	P50
【丘の景域】	P51	～	P55
【丘陵市街地の景域】	P56	～	P60
【市街地の景域】	P61	～	P65
【田園の景域】	P66	～	P73
【水郷の景域】	P74	～	P80

特定基準の解説ページ

【河川景観保全ゾーン】	P81
【沿道景観保全ゾーン】	P83

※ ここに記載している内容は、あくまでも景観形成基準に基づく、景観配慮のポイントを考えるための参考となるものです。

個々の行為を行う条件をふまえ、周辺になじむよう配慮を行うことが最も重要なポイントとなります。

山の景域

<山の景域における景観形成のポイント> 計画書より

- ◆ 山の景域を構成している要素は、
 - 樹林地と段畑や茶畑などの農地
 - 低層建築物を中心とした静かな山間の集落
- ◆ 田園や市街地等の背景となる緑（樹林）の保全
- ◆ 新たな開発の際には、今ある自然に与える影響を最小限に抑え、地形に沿ったものであることが必要

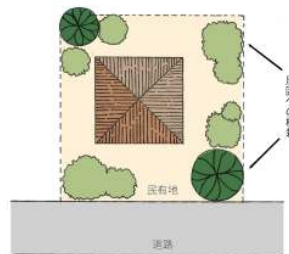


<景観形成基準の解説>

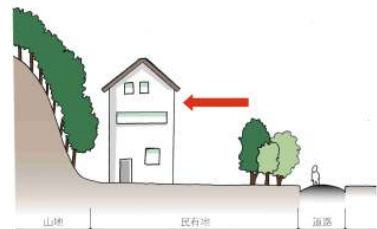
1. 建築物・工作物

【配置】

周辺の環境や地形等に十分配慮した配置とする。



敷地内でのゆとりある配置



高層化する場合には前面道路から後退

<ポイント>

- ★ 山間部は、多様な生物や豊かな自然環境が広がっていることをふまえ、地形や周囲の環境になじむよう、敷地内に十分な緑化が施せる空地を有するなど、ゆとりある配置に努めることが必要です。

段畑や河川沿いの自然景観を阻害しない配置とする。



段畑や茶畑への眺望を阻害しないよう、当該施設の見られ方に留意

<ポイント>

- ★ 斜面地に広がる段畑や茶畑が広がる場所において建築物等を配置する際には、これらの生業景観を眺望できる道路等からの眺めを阻害しないよう、その配置に留意することが必要です。

【形態・意匠・色彩】

段畑や山村集落など、日本の原風景が残る地域においては、地域の基調となっている伝統的な形態・意匠と調和させる。



屋根形状や外壁の素材等を工夫し、地域になじむ形態・意匠に

<ポイント>

- ★ 山間の集落等では、豊かな樹林に囲まれた穏やかな集落環境になじむよう、地域の素材を用いたり、勾配のある屋根とするなど、建物群としての集落の伝統的な形態・意匠になじむよう配慮が必要です。
- ★ 低層建築物が中心の集落において、高層または大規模な建物を建てる際には、周囲の建築ボリュームとなじむ形態・意匠における工夫が必要であり、集落群としての屋根並みの形成への配慮も必要です。

【外構・緑化】

自然の植生に配慮した緑化に努めるとともに、敷地境界部では、できる限り多くの樹木や花壇等による植栽を施す。



地域の石材を利用した花壇の設置

<ポイント>

- ★ 本来の自然の植栽に配慮した緑化や、既存樹木等を活かした緑化に努め、山間部の豊かな緑の保全への配慮が必要です。
- ★ 周囲に広がる緑の景観になじむよう、敷地境界への生け垣の設置や樹木等による植栽を行うなど、緑の中に建物等が立地している印象を与える景観形成にむけた配慮が必要です。

【環境色彩基準（山の景域）】

① 建築物

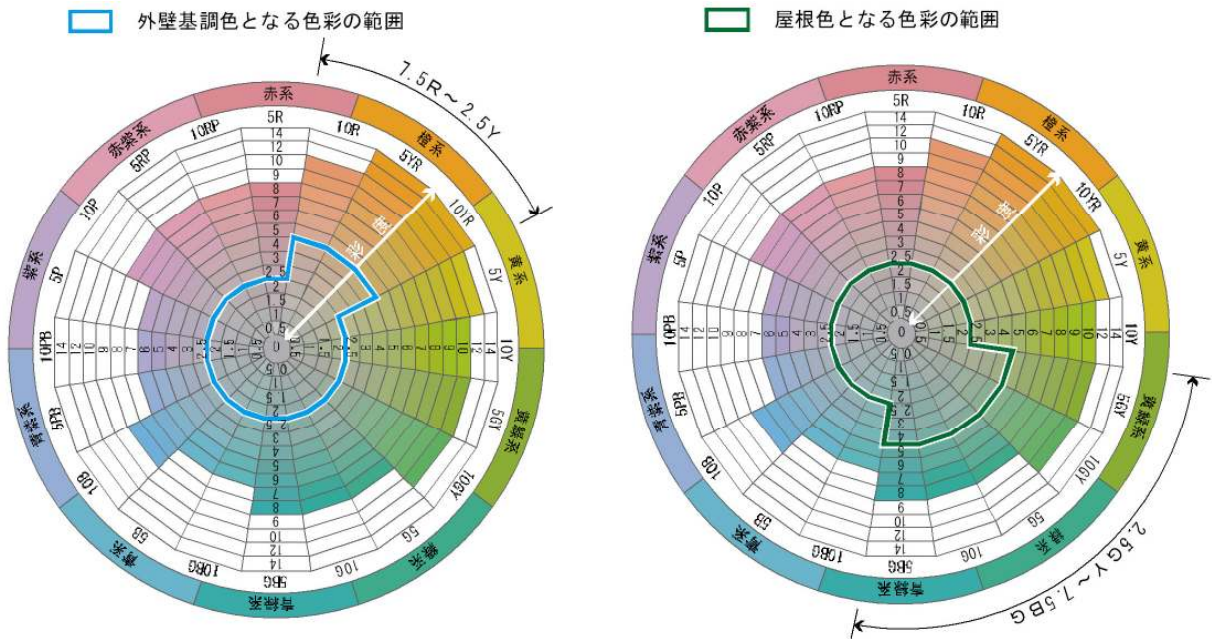
□外壁基調色

色相	明度	彩度
7.5R~2.5Y	7.5 以下	4.0 以下
無彩色 (N)	7.5 以下	—
上記以外の色相	7.5 以下	2.0 以下

□屋根色

色相	明度	彩度
2.5G~7.5BG	7.5 以下	4.0 以下
無彩色 (N)	7.5 以下	—
上記以外の色相	5.0 以下	2.0 以下

注)ここで使用している色相環は明度7を基準としている



② 工作物

色相	明度	彩度
全て	7.5 以下	4.0 以下

＜環境色彩基準の適用除外＞

- 計画的に開発される区域において、地域の特性を踏まえた色彩基準が定められ、良好な景観形成が図られる場合
- 自然石や土・木材など地域固有の自然素材や伝統的素材（瓦等）が使用される場合
- 橋梁等で地域住民から親しまれ、地域イメージの核となっており、地域のランドマークとしての役割を果たしているもの
- 工作物について、他の法令等で色彩が定められているもの
- 地域の拠点となる公共施設で、公開審査等を経て、周辺環境と調和がとれたデザインと認められたもの

2. 開発行為・外観照明

【造成等】

面的な一団の開発等に伴う法面・擁壁は、長大なものは避け、圧迫感のないように配慮する。やむを得ず長大となる場合には、緑化等による修景を行う。



地域の石材等の利用で地域になじむ擁壁となるような配慮

<ポイント>

- ★ 宅地造成等の面的な一団の開発等では、地形改変を最小限にすることで、本来の地域の景観になじむよう配慮が必要です。
- ★ やむを得ず、長大な法面や擁壁を生じる場合には、法面への緑化や擁壁の前面への植栽等により、無味乾燥な印象の軽減に努めることが必要です。

【照度の抑制】

良好な夜間景観を阻害しないよう、必要最小限の明るさとする。

<ポイント>

- ★ 必要以上に明るすぎる外観照明は、周囲の景観への影響だけでなく、周囲で暮らす人々に不快感を与えることもあります。防犯上の安全性を保持しつつ、周囲に不快感を与えないよう、明るすぎない光源を使用する必要があります。
- ★ 自然景観が広がる地域の夜間は暗いため、光源の照射角度を下げたり、光源等にカバー等を設置することなどにより、周辺や上方に光が漏れないようにするなどの配慮が必要です。

点滅照明は設置しない。

<ポイント>

- ★ 点滅照明は、自然景観が広がる地域では、落ち着いた夜間景観を乱す恐れがあるため、設置しないものとします。ただし、法令で定められている点滅照明、防犯等で必要な照明や祭り・行事等賑わいの演出のために一時的に設置される照明については除外します。

派手な照明器具は設置しない。

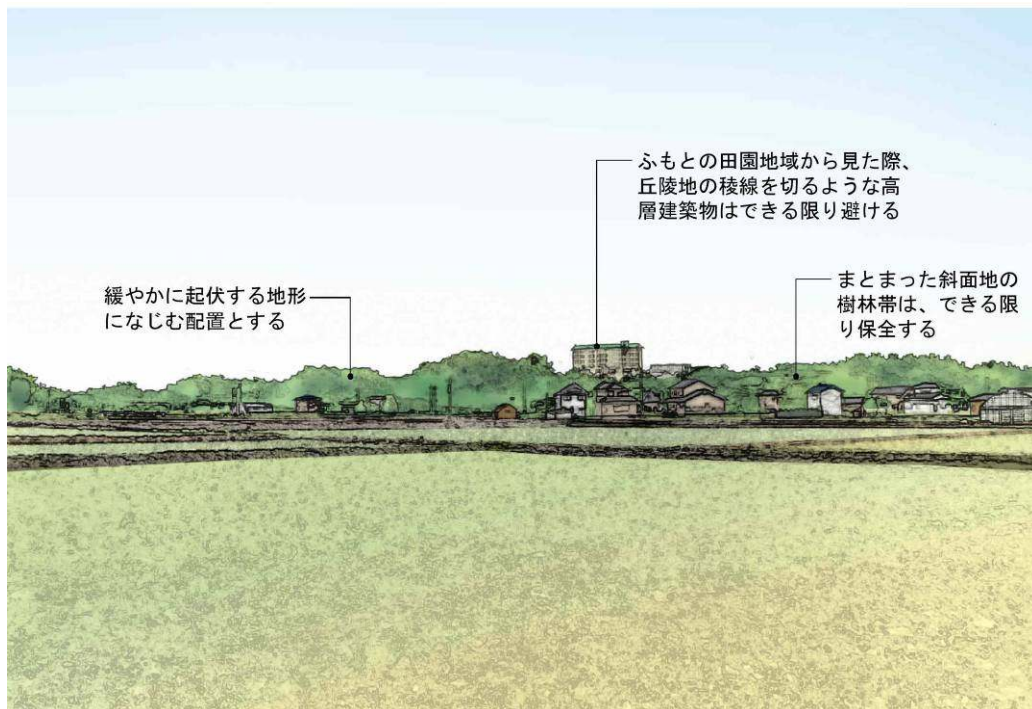
<ポイント>

- ★ 建物外観に設置される照明器具は、夜の景観において、その使用のされ方により、効果的な演出になる一方で、派手な照明デザインでは周囲に不快感を与える阻害要素にもなります。そのため、自然景観が広がる地域では、落ち着いたある周囲の景観を乱さない控えめな意匠・デザインとするよう努め、昼間の見え方への配慮が必要です。
- ★ 山間の自然景観になじむ外観照明による夜の景観形成に努めるとともに、ネオンサインや映像を映し出す電光表示装置等の設置は認めないものとします。
- ★ なお、建築物そのものの外観が光る等のデザインについては、外観照明に加え、建築物の形態・意匠に関する基準に従ったものとなるよう配慮が必要です。

丘の景域

<丘の景域における景観形成のポイント> 計画書より

- ◆ 丘の景域は、緩やかな起伏の地形に豊かな緑が映える景観が特徴
- ◆ 樹林地と、果樹園や茶畑等の生業の環境の保全により丘の景観を保全
- ◆ 平地部から見上げられる緑であり、山とともに田園や市街地等の景観において背景となる緑の景観として保全
- ◆ 緩やかな傾斜からなる丘陵地形であることから、開発行為等に伴い生じる法面や擁壁に対する修景

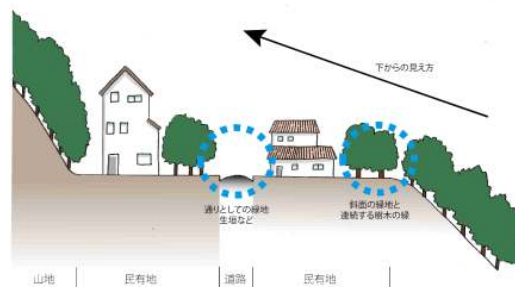


<景観形成基準の解説>

1. 建築物・工作物

【配置】

緩やかに起伏する地形になじむ配置とする。



ふもとの見え方に配慮した配置

<ポイント>

- ★ 丘陵地に立地する場合、平地部から見上げられる対象となることに留意し、高層化する場合には斜面側から後退し、後退部分への植栽等により必要以上に壁面が目立たないように工夫するなど、建物の配置と外構（緑化）をあわせた配慮が必要です。

【形態・意匠・色彩】

ふもとの田園地域から見た際、丘陵地の稜線を切るような高層建築物はできる限り避け、勾配屋根を設置するなど、周囲の山並みとなじむ形態・意匠とする。



丘陵地の稜線を遮らないよう、ふもとからの見え方に留意

<ポイント>

- ★ 丘の景観において、樹林地としてのまとまった緑となだらかな稜線が見えることが特徴です。
- ★ 丘陵地の稜線を遮断するような高層化はできる限り避けるとともに、平地部から丘陵地の緑への見通しを遮断しないよう形態・意匠における工夫が必要です。
- ★ 背景となる山並みや緑と調和するポイントとして、勾配屋根をかけるなど、建物のエッジが際立たないように見せ方を工夫することなどにより、自然の緑に溶け込む形態・意匠における配慮が必要です。

大規模な建築物では、長大な壁面となることは避け、分節化するなど、圧迫感の軽減に努めた形態とする。



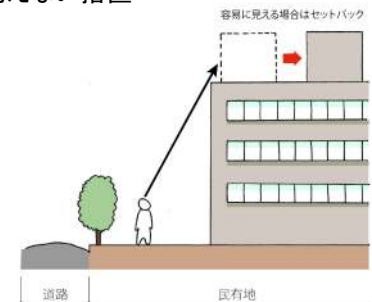
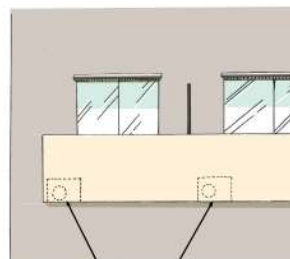
建築ボリュームを変える等による配慮(他都市事例)

ポイント>

- ★ 高層建築物や大規模建築物の場合、その外壁面は、景観上において巨大な壁が立ち上がる印象により、周囲に圧迫感を与えてしまうことへの留意が必要です。調和の観点から、周辺の建築ボリュームにあわせた壁面の分節化を行うなど形態上の工夫や配慮が必要です。
- ★ 倉庫等のように、用途上やむを得ず長大な壁面となる場合には、壁の見え方を軽減する工夫(敷地境界から後退する、境界部における生け垣や植樹等による目隠し等)が必要です。

建築物等の裏側へ配置するなど、道路等の公共の場から容易に目にする位置には設置しない。やむを得ず設置する場合には、目隠し等による措置を行い、周囲の景観に影響を与えないよう配慮する。

設備類は、見えない位置、見えない措置



<ポイント>

- ★ 建築物等に付随する設備類は、本来、周囲に見えないよう配慮することが作法です。やむを得ず、道路等の公共の場から目にする位置になる場合には、建築物の意匠の工夫やルーバーの使

用等による目隠しの措置が必要です。また、屋上に設備類が設置される場合、過度に見えないよう前面道路から後退させる、あるいはルーバー等で隠す等の配慮が求められます。

色彩を組み合わせる場合には、統一感のある配色とし、茶系、無彩色等、背景の緑に馴染む色彩を推奨する。



屋根や外壁、バルコニーのパネル等で統一感のある色彩を配色

<ポイント>

- ★ 周囲に樹林や茶畑等が広がる丘になじむ外壁や屋根の色彩として、自然素材の活用や土等の色彩に近い、茶系、無彩色等が推奨されます。
- ★ また、複数の色彩を使用する場合には、トーンを合わせた利用や、目立つ色彩はアクセントのみ効果的に使用するなど、外観全体としてのバランスが必要です。

【環境色彩基準（丘の景域）】

③ 建築物

□外壁基調色

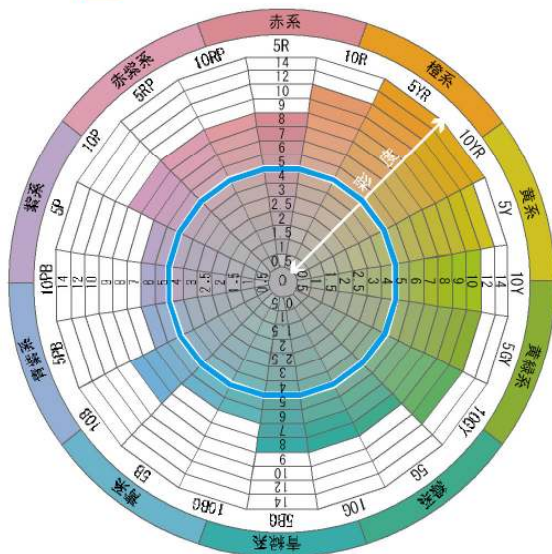
色相	明度	彩度
有彩色	—	4.0 以下

□屋根色

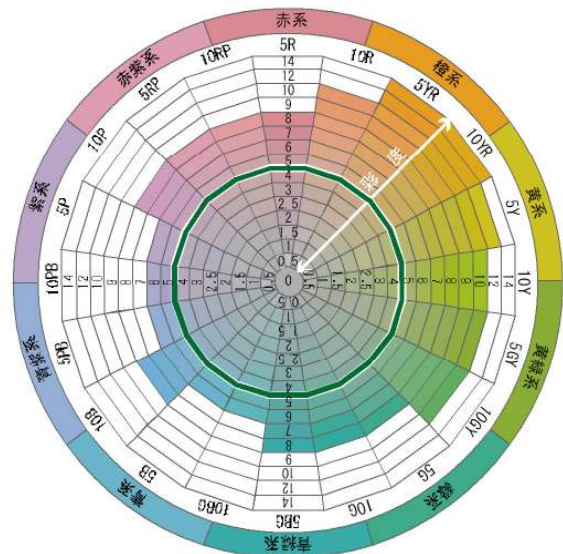
色相	明度	彩度
有彩色	7.5 以下	4.0 以下
無彩色 (N)	7.5 以下	—

注)ここで使用している色相環は明度7を基準としている

□ 外壁基調色となる色彩の範囲



□ 屋根色となる色彩の範囲



④ 工作物

色相	明度	彩度
全て	—	4.0 以下

<環境色彩基準の適用除外>

- 計画的に開発される区域において、地域の特性を踏まえた色彩基準が定められ、良好な景観形成が図られる場合
- 自然石や土・木材など地域固有の自然素材や伝統的素材（瓦等）が使用される場合
- 橋梁等で地域住民から親しまれ、地域イメージの核となっており、地域のランドマークとしての役割を果たしているもの
- 工作物について、他の法令等で色彩が定められているもの
- 地域の拠点となる公共施設で、公開審査等を経て、周辺環境と調和がとれたデザインと認められたもの

【外構・緑化】

自然の植生に配慮した緑化に努めるとともに、敷地境界部（特に斜面側）では、できる限り多くの樹木や花壇等による植栽を施す。



既存の樹林を外構として活かし、前面道路からの建物外観を創出（他都市事例）

<ポイント>

- ★ 本来の自然の植栽に配慮した緑化や、既存樹木等を活かした緑化に努め、丘陵地の豊かな緑の保全への配慮が必要です。

2. 開発行為・外観照明

【造成等】

面的な一団の開発等に伴う法面・擁壁は、長大なものは避け、圧迫感のないように配慮する。やむを得ず長大となる場合には、緑化等による修景を行う。



段階的な擁壁と緑化の組み合わせ（他都市事例）

<ポイント>

- ★ 宅地造成等の面的な一団の開発等では、地形改変を最小限にすることで、本来の地域の景観になじむよう配慮が必要です。
- ★ やむを得ず、長大な法面や擁壁を生じる場合には、法面への緑化や擁壁の前面への植栽等により、無味乾燥な印象の軽減に努めることが必要です。

【照度の抑制】

良好な夜間景観を阻害しないよう、必要最小限の明るさとする。

＜ポイント＞

- ★ 必要以上に明るすぎる外観照明は、周囲の景観への影響だけでなく、周囲で暮らす人々に不快感を与えることもあります。防犯上の安全性を保持しつつ、周囲に不快感を与えないよう、明るすぎない光源を使用する必要があります。
- ★ 自然景観が広がる地域の夜間は暗いため、光源の照射角度を下げたり、光源等にカバー等を設置することなどにより、周辺や上方に光が漏れないようにするなどの配慮が必要です。

点滅照明は設置しない。

＜ポイント＞

- ★ 点滅照明は、自然景観が広がる地域では、落ち着いた夜間景観を乱す恐れがあるため、設置しないものとします。ただし、法令で定められている点滅照明、防犯等で必要な照明や祭り・行事等賑わいの演出のために一時的に設置される照明については除外します。

派手な照明器具は設置しない。

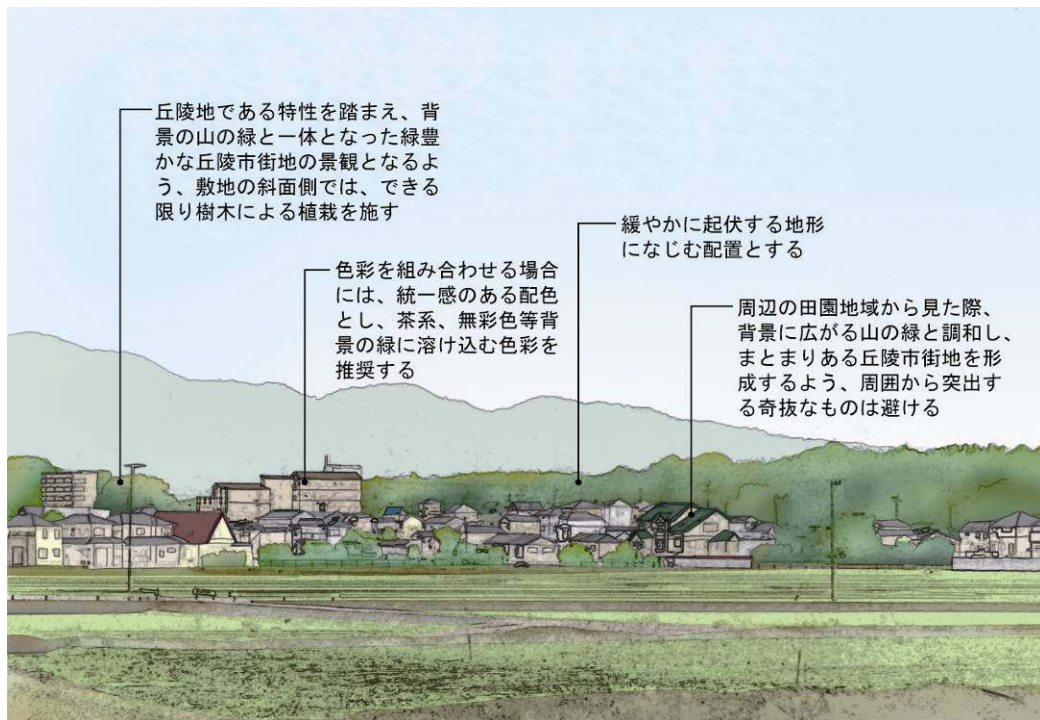
＜ポイント＞

- ★ 建物外観に設置される照明器具は、夜の景観において、その使用のされ方により、効果的な演出になる一方で、派手な照明デザインでは周囲に不快感を与える阻害要素にもなります。そのため、自然景観が広がる地域では、落ち着いたある周囲の景観を乱さない控えめな意匠・デザインとするよう努め、昼間の見え方への配慮が必要です。
- ★ 周囲の自然景観になじむ外観照明による夜の景観形成につとめるとともに、ネオンサインや映像を映し出す電光表示装置等の設置は認めないものとします。
- ★ なお、建築物そのものの外観が光る等のデザインについては、外観照明に加え、建築物の形態・意匠に関する基準に従ったものとなるよう配慮が必要です。

丘陵市街地の景域

<丘陵市街地の景域における景観形成のポイント> 計画書より

- ◆ 丘陵市街地の景域は、周囲の田園地域から背景の山並みの緑とともに建物群として見られるのが特徴
- ◆ 主に中低層建築物からなる市街地景観
- ◆ 高層建築物や大規模な壁面を生じる大規模建築物は、背景の緑との調和が必要
- ◆ 緩やかな傾斜からなる丘陵地形であることから、開発行為等に伴い生じる法面や擁壁に対する修景

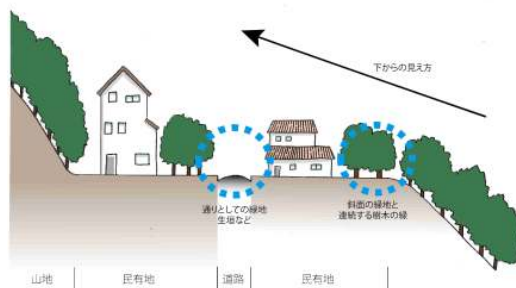


<景観形成基準の解説>

1. 建築物・工作物

【配置】

緩やかに起伏する地形になじむ配置とする。



ふもとからの見え方に配慮した配置

<ポイント>

- ★ 丘陵地に立地する場合、平地部から見上げられる対象となることに留意し、高層化する場合には斜面側から後退し、後退部分への植栽等により必要以上に壁面が目立たないように工夫するなど、建物の配置と外構（緑化）をあわせた配慮が必要です。

【形態・意匠・色彩】

周辺の田園地域から見た際、背景に広がる山の緑と調和し、まとまりある丘陵市街地を形成するよう、周囲から突出する奇抜なものは避ける。



丘陵地形にそった緑を背景とした建物群としての壁面や屋根の見え方に配慮

<ポイント>

- ★ 丘陵地では、平地部から見上げられ、背景となる樹林や山の稜線と一体となって見られることに留意し、奇抜なデザイン等により、背景となる樹林等の緑から建物の外観のみが目立つことのないよう配慮が必要です。
- ★ 背景となる山並みや緑と調和するポイントとして、勾配屋根をかけるなど、建物のエッジが際立たないように見せ方を工夫することなどにより、自然の緑に溶け込む形態・意匠における配慮が必要です。

大規模な建築物では、長大な壁面となることは避け、分節化するなど、圧迫感の軽減に努めた形態とする。



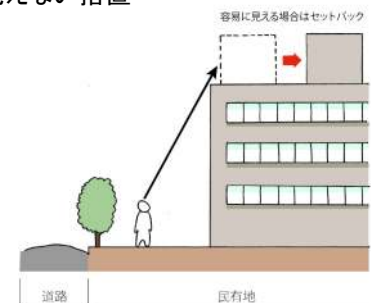
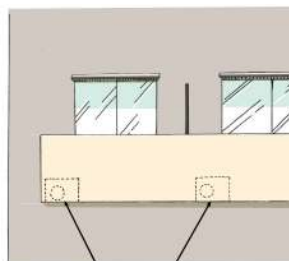
建築ボリュームを変える等による配慮(他都市事例)

<ポイント>

- ★ 高層建築物や大規模建築物の場合、その外壁面は、景観上において巨大な壁が立ち上がる印象により、周囲に圧迫感を与えてしまうことへの留意が必要です。調和の観点から、周辺の建築ボリュームにあわせた壁面の分節化を行うなど形態上の工夫や配慮が必要です。
- ★ 倉庫等のように、用途上やむを得ず長大な壁面となる場合には、壁の見え方を軽減する工夫(敷地境界から後退する、境界部における生け垣や植樹等による目隠し等)が必要です。

建築物等の裏側へ配置するなど、道路等の公共の場から容易に目にする位置には設置しない。やむを得ず設置する場合には、目隠し等による措置を行い、周囲の景観に影響を与えないよう配慮する。

設備類は、見えない位置、見えない措置



<ポイント>

- ★ 建築物等に付随する設備類は、本来、周囲に見えないよう配慮することが作法です。やむを得ず、道路等の公共の場から目にする位置になる場合には、建築物の意匠の工夫やルーバーの使用等による目隠しの措置が必要です。また、屋上に設備類が設置される場合、過度に見えない

よう前面道路から後退させる、あるいはルーバー等で隠す等の配慮が求められます。

色彩を組み合わせる場合には、統一感のある配色とし、茶系、無彩色等、背景の緑に馴染む色彩を推奨する。



屋根や外壁、バルコニーのパネル等で統一感のある色彩を配色

＜ポイント＞

- ★ 周囲に樹林や茶畑等が広がる丘になじむ外壁や屋根の色彩として、自然素材の活用や土等の色彩に近い、茶系、無彩色等が推奨されます。
- ★ また、複数の色彩を使用する場合には、トーンを合わせた利用や、目立つ色彩はアクセントのみ効果的に使用するなど、外観全体としてのバランスが必要です。

【環境色彩基準（丘陵区街地の景域）】

⑤ 建築物

□外壁基調色

色相	明度	彩度
有彩色	—	4.0 以下

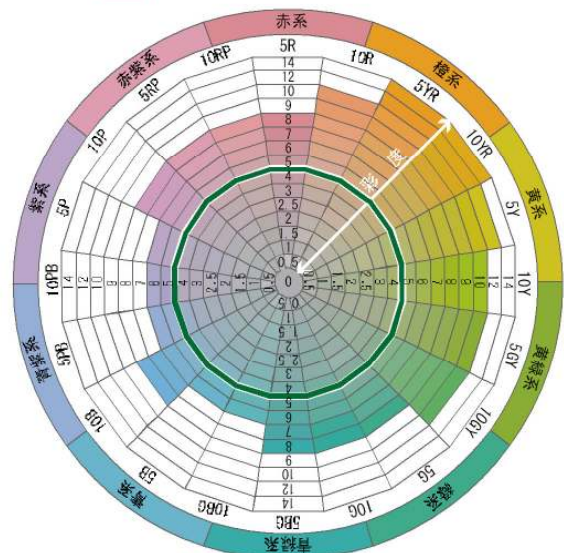
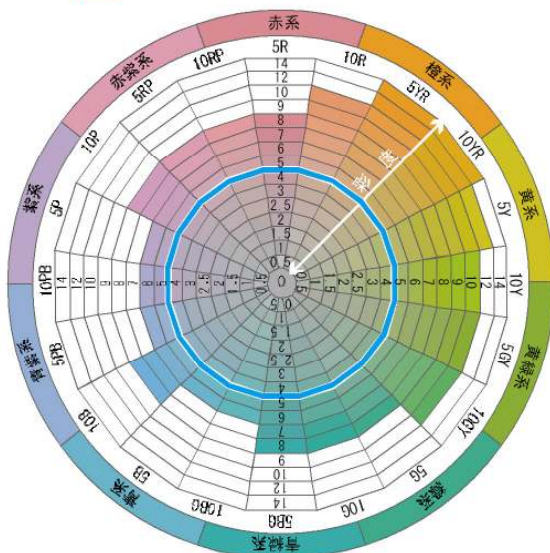
□屋根色

色相	明度	彩度
有彩色	7.5 以下	4.0 以下
無彩色 (N)	7.5 以下	—

注)ここで使用している色相環は明度7を基準としている

□ 外壁基調色となる色彩の範囲

□ 屋根色となる色彩の範囲



⑥ 工作物

色相	明度	彩度
全て	—	4.0 以下

＜環境色彩基準の適用除外＞

- 計画的に開発される区域において、地域の特性を踏まえた色彩基準が定められ、良好な景観形成が図られる場合
- 自然石や土・木材など地域固有の自然素材や伝統的素材（瓦等）が使用される場合
- 橋梁等で地域住民から親しまれ、地域イメージの核となっており、地域のランドマークとしての役割を果たしているもの
- 工作物について、他の法令等で色彩が定められているもの
- 地域の拠点となる公共施設で、公開審査等を経て、周辺環境と調和がとれたデザインと認められたもの

【外構・緑化】

道路との境界部に垣・さく等を設置する際には、ブロック塀は避け、できる限り生け垣や緑化フェンスとする。設置しない場合には、道路境界部に、できるだけ多くの樹木や花壇等による植栽を施す。

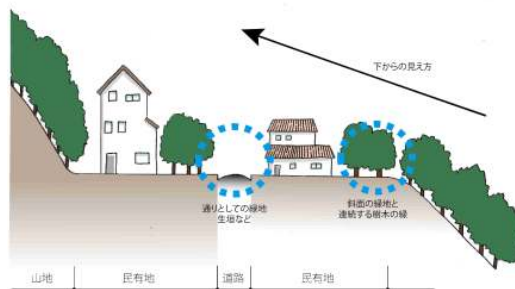


既存の樹林を外構として活かし、前面道路からの建物外観を創出（他都市事例）

＜ポイント＞

- ★市街地では、建物の外観のみならず、道路との境界部分のしつらえが、その地域のまちなみの印象を創り出す重要なポイントです。
- ★垣・さく等の設置の有無に応じて、道路との境界部への緑化を工夫し、花や緑による彩を感じさせる市街地の景観形成に留意することが必要です。

丘陵地である特性をふまえ、背景の山の緑と一体となった緑豊かな丘陵市街地の景観となるよう、敷地の斜面側では、できる限り樹木による植栽を施す。



周囲の樹林地との連続性を生み出す樹木による緑化

＜ポイント＞

- ★丘陵地に広がる市街地は、田園ゾーン等の平地部から背後の山々とともに見上げられる対象であり、それが丘陵市街地の景観の特徴のひとつです。
- ★山々の緑と調和し、緑の中に建物等が立地する景観の形成にむけ、道路との境界部のみならず、斜面側を中心に樹木を植栽するなどの工夫を行うなどの配慮が必要です。

2. 開発行為

【造成等】

面的な一団の開発等に伴う法面・擁壁は、長大なものは避け、圧迫感のないように配慮する。やむを得ず長大となる場合には、緑化等による修景を行う。



宅地造成で生じた法面への緑化

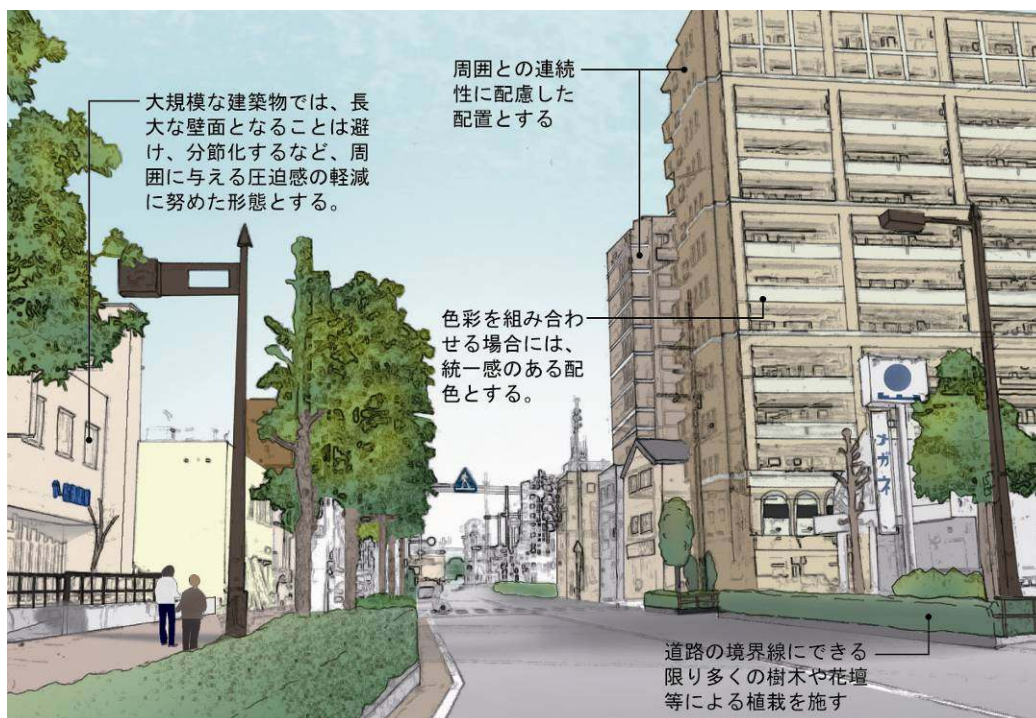
<ポイント>

- ★ 宅地造成等の面的な一団の開発等では、地形改変を最小限にすることで、本来の地域の景観になじむよう配慮が必要です。
- ★ やむを得ず、長大な法面や擁壁を生じる場合には、法面への緑化や擁壁の前面への植栽等により、無味乾燥な印象の軽減に努めることが必要です。

市街地の景域

<市街地の景域における景観形成のポイント> 計画書より

- ◆ 市街地の景域は、まちとしての活力やにぎわいを創り出す場所であると同時に、周囲には恵まれた自然が広がっているのが特徴
- ◆ 全体としてのまとまりを感じさせる市街地景観を形成することが必要
- ◆ 高層建築物は周囲に与える影響が大きく、質の高いデザインが必要
- ◆ 沿道型商業施設が集積する場合、煩雑な景観とならない配慮が必要
- ◆ 中心を担う商業系市街地では、歩いている人の目線を意識した景観形成



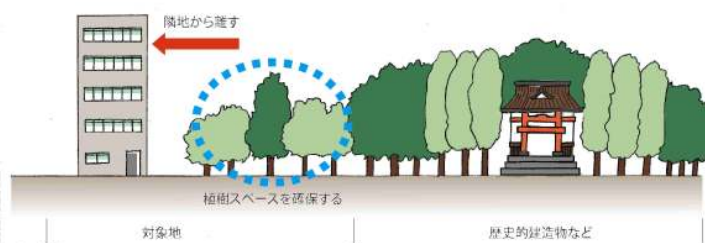
<景観形成基準の解説>

1. 建築物・工作物

【配置】

地域で古くから親しまれている歴史的な建造物や社寺林・雑木林等に配慮した配置とする

隣接する場合には離して配置し、緑等で連続性を出せる空間を創出



<ポイント>

- ★ 地域に親しまれている建造物や社寺林・雑木林等であることから、多くの人が目にする通り等の視点場から、当該建造物や樹林への見通し・眺めを阻害する位置（背後も含む）への配置は避ける工夫が必要になります。
- ★ 隣接地の場合には、当該建造物の敷地境界や樹林地から一定の距離を置いた配置としつつ、敷

地境界部への植樹等を行うことにより、緑の連続性を創出することを意識するなど、周囲から突出した印象とならないように配慮する工夫が必要です。

周囲との連続性に配慮した配置とする。



連続する壁面により、作り出されるまちなみ形成には配置が重要

<ポイント>

- ★ 市街地における景観は、建ち並ぶ建物と道路とが一体となって見えることへの留意が必要です。
- ★ 道路（特に歩道）との連続性や隣接する建物の壁面の連続性、民地の樹木や街路樹等の緑との連続性を感じさせる建物の配置に留意することによるまちなみの創出が必要です。

【形態・意匠・色彩】

（商業系市街地）

周辺の建物との連続性や、歩道や街路樹等の歩行空間と調和した形態・意匠とする。



歩道と敷地境界の連続した空間や建物低層部の形態・意匠で歩きたくなるまちなみを創出（他都市事例）

<ポイント>

- ★ 商業系市街地では、産業活動に伴い多くの人を訪れることにより、にぎわいや活力を感じさせており、それらの光景も含めて市街地の景観の特徴のひとつです。
- ★ 歩行者からの目線に近い低層部では、質の高い建築デザインや、外壁等の素材について配慮するとともに、歩道や街路樹等の公共施設と一体となった質の高い公共空間の創出につなげる配慮が必要です。

（商業系市街地とは、用途地域が、商業地域または近隣商業地域、準住居地域、第二種住居地域に指定されている範囲です。）

（住居系市街地）

周囲から突出する奇抜なものは避ける。



個々の建物が集まることで見えるのが市街地景観、屋根形状や外壁等での周辺となじむよう配慮

<ポイント>

- ★ 住居系市街地は、周囲に広がる自然に恵まれた特徴が地域の魅力や快適な居住環境の形成につながっていることをふまえ、緑豊かな落ち着いたある住環境の形成への配慮が必要です。
- ★ 周辺から突出するような奇抜なデザインは避け、周辺と一体となった景観形成により良好な住

環境の形成につながるよう、緑化等の措置とあわせた形態・意匠における配慮が必要です。
 (住居系市街地とは、商業系市街地を除く市街地の景域の範囲です。)

歴史的まちなみを有する地区では、地区の特性に沿った形態・意匠とする。



前面道路とファサードとのバランスをふまえ、建物壁面や屋根等での連続性に留意した形態・意匠(および配置)とする

<ポイント>

- ★ 歴史的なまちなみを有する地区では、建築物が群として建ち並ぶことにより、通り(道路)とその通りを挟んだ両サイドの建築物の外観が一体となって、固有の景観が形成されています。
- ★ 建築物の配置(壁面位置)とあわせ、外観上の特徴となっている屋根形状やファサードの意匠、素材や色彩、開口部等に留意し、周囲から突出した印象となることを避け、建物群としての連続性の維持に留意する必要があります。

大規模な建築物では、長大な壁面となることは避け、分節化するなど、圧迫感の軽減に努めた形態とする。



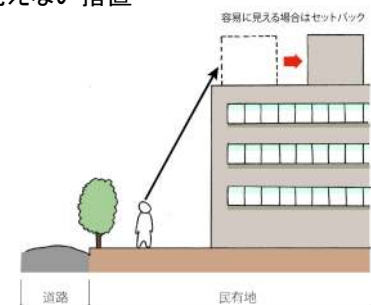
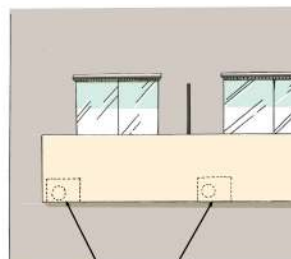
建築ボリュームを変える等による配慮(他都市事例)

<ポイント>

- ★ 高層建築物や大規模建築物の場合、その外壁面は、景観上において巨大な壁が立ち上がる印象により、周囲に圧迫感を与えてしまうことへの留意が必要です。調和の観点から、周辺の建築ボリュームにあわせた壁面の分節化を行うなど形態上の工夫や配慮が必要です。
- ★ 倉庫等のように、用途上やむを得ず長大な壁面となる場合には、壁の見え方を軽減する工夫(敷地境界から後退する、境界部における生け垣や植樹等による目隠し等)が必要です。

建築物等の裏側へ配置するなど、道路等の公共の場から容易に目にする位置には設置しない。やむを得ず設置する場合には、目隠し等による措置を行い、周囲の景観に影響を与えないよう配慮する。

設備類は、見えない位置、見えない措置



<ポイント>

- ★ 建築物等に付随する設備類は、本来、周囲に見えないよう配慮することが作法です。やむを得ず、道路等の公共の場から目にする位置になる場合には、建築物の意匠の工夫やルーバーの使

用等による目隠しの措置が必要です。また、屋上に設備類が設置される場合、過度に見えないよう前面道路から後退させる、あるいはルーバー等で隠す等の配慮が求められます。

色彩を組み合わせる場合には、統一感のある配色とする。



屋根や外壁、柱で統一感のある色彩を配色

<ポイント>

- ★ 建物全体の形態・意匠とあわせ、素材感を活かしながら、統一的な配慮や効果的なアクセント色の使用により、質の高いデザインとなるよう配慮が必要です。

【環境色彩基準（市街地の景域）】

⑦ 建築物

□外壁基調色

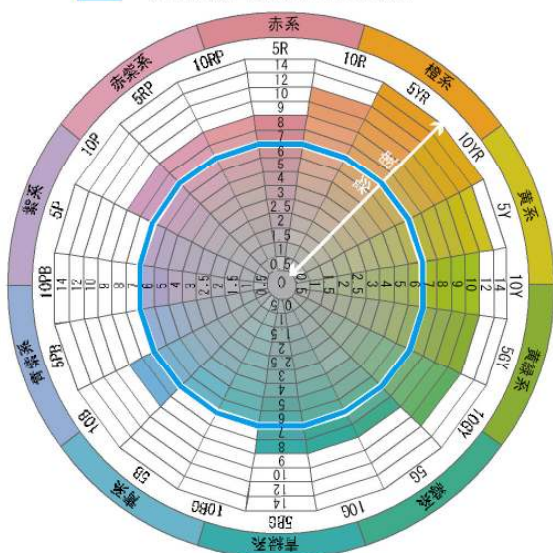
色相	明度	彩度
有彩色	—	6.0 以下

□屋根色

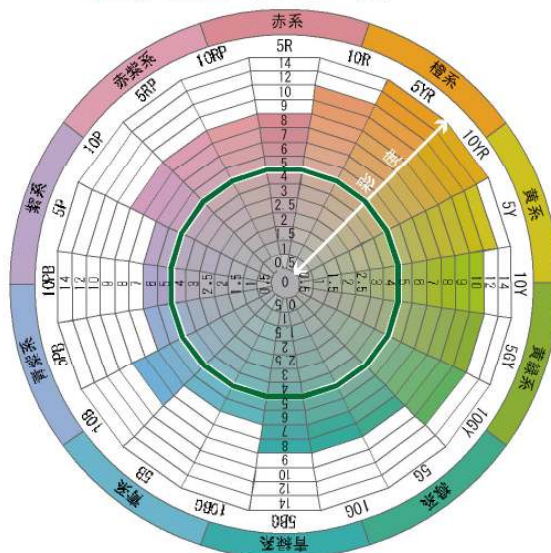
色相	明度	彩度
有彩色	—	4.0 以下

注)ここで使用している色相環は明度7を基準としている

□ 外壁基調色となる色彩の範囲



□ 屋根色となる色彩の範囲



⑧ 工作物

色相	明度	彩度
全て	—	4.0 以下

＜環境色彩基準の適用除外＞

- 計画的に開発される区域において、地域の特性を踏まえた色彩基準が定められ、良好な景観形成が図られる場合
- 自然石や土・木材など地域固有の自然素材や伝統的素材（瓦等）が使用される場合
- 橋梁等で地域住民から親しまれ、地域イメージの核となっており、地域のランドマークとしての役割を果たしているもの
- 工作物について、他の法令等で色彩が定められているもの
- 地域の拠点となる公共施設で、公開審査等を経て、周辺環境と調和がとれたデザインと認められたもの

【外構・緑化】

道路との境界部に垣・さく等を設置する際には、ブロック塀は避け、できる限り生け垣や緑化フェンスとする。垣・さく等を設置しない場合には、道路境界部に、できるだけ多くの樹木や花壇等による植栽を施す。



既存の樹林を外構として活かし、前面道路からの建物外観を創出
(他都市事例)

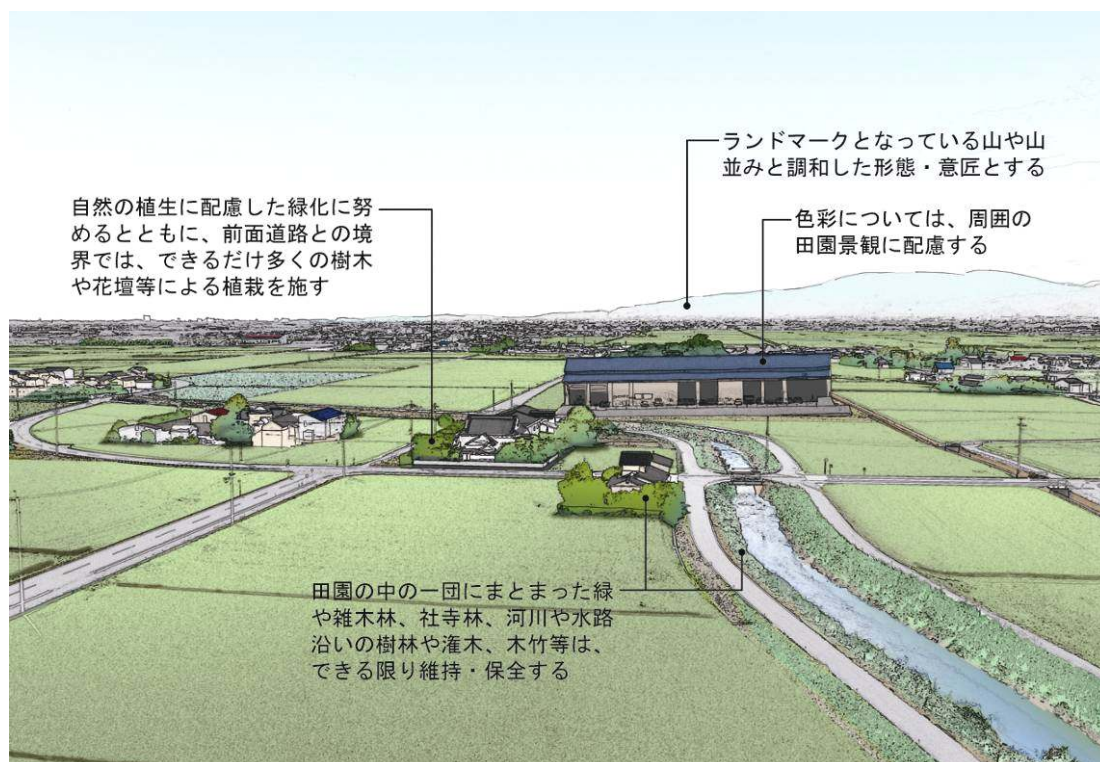
＜ポイント＞

- ★市街地では、建物の外観のみならず、道路との境界部分のしつらえが、その地域のまちなみの印象を創り出す重要なポイントです。
- ★垣・さく等の設置の有無に応じて、道路との境界部への緑化を工夫し、花や緑による彩を感じさせる市街地の景観形成に留意することが必要です。

田園の景域

<田園の景域における景観形成のポイント> 計画書より

- ◆ 田園景観を構成している景観要素は、
 - 農地と中低層住宅からなる集落
 - 屋敷林や鎮守の森として大事にされる社寺林、河川や水路
- ◆ 中流域では、背景にある耳納連山や花立山等の山や山並みへの見通し
- ◆ 新たな宅地開発の際には、今ある田園景観への影響は最小限に抑える



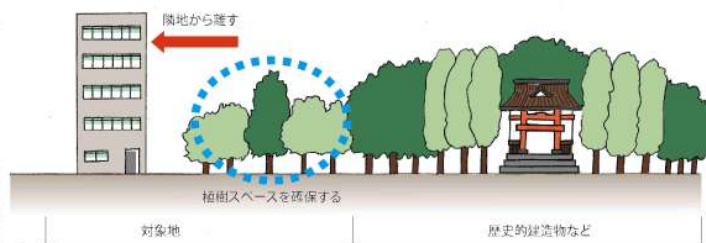
<景観形成基準の解説>

1. 建築物・工作物

【配置】

地域で古くから親しまれている歴史的な建造物や社寺林・雑木林等に配慮した配置とする

隣接する場合には離して配置し、緑等で連続性を出せる空間を創出



<ポイント>

- ★ 地域に親しまれている建造物や社寺林・雑木林等であることから、多くの人が目にする通り等の視点場から、当該建造物や樹林への見通し・眺めを阻害する位置（背後も含む）への配置は避ける工夫が必要になります。
- ★ 隣接地の場合には、当該建造物の敷地境界や樹林地から一定の距離を置いた配置としつつ、敷

地境界部への植樹等を行うことにより、緑の連続性を創出することを意識するなど、周囲から突出した印象とならないように配慮する工夫が必要です。

街道筋の宿場町等の歴史を有する地区では、周囲との連続性に配慮した配置とする。



隣接地との連続性に留意し、壁面線をそろえる

<ポイント>

- ★ 宿場町等の歴史を有する地区のまちなみは、建物の建ち並びによる壁面の連続性が重要です。前面道路からの建物壁面の後退を避け、壁面の位置をそろえることにより、建物の建ち並びによるまちなみの創出が必要です。
- ★ 地域の歴史を理解することにより、建物と庭の位置、塀の有無における周囲との連続性に留意する必要があります。
- ★ 生活に必要となる附属駐車場を設置する場合には、その位置での留意や塀の設置による目隠しなどの工夫により、まちなみの連続性を保つ配慮が必要です。

【形態・意匠・色彩】

周辺の景観と調和するよう、形態意匠を工夫する



背景となる山の稜線との緩やかな連続性を感じさせる勾配のある屋根

<ポイント>

- ★ 田園景観では、水平方向への広がりを見せる農地と中低層建築物を中心とした集落から構成される景観が特徴であり、それらを阻害しないことが重要です。
- ★ 建築物では、高層化することをできる限り避けるとともに、奇抜な意匠となることを避け、周囲に与える大きな変化を印象づけない形態・意匠における工夫が必要です。
- ★ 田園ゾーンにある既存集落内において建築する際には、調和するポイントとして、屋根の形態（勾配屋根とする等）や外壁の素材、通りから見える部分において奇抜な意匠とならないよう建物の外観がどう見られるか、等の点に留意し、形態・意匠を工夫する必要があります。

街道筋の宿場町等の歴史を有する地区では、地区の特性に沿った形態・意匠とする。



前面道路とファサードとのバランスをふまえ、建物壁面や屋根等での連続性に留意した形態・意匠(および配置)とする

<ポイント>

- ★ 歴史的なまちなみを有する地区では、建築物が群として建ち並ぶことにより、通り（道路）とその通りを挟んだ両サイドの建築物の外観が一体となって、固有の景観が形成されています。
- ★ 建築物の配置（壁面位置）とあわせ、外観上の特徴となっている屋根形状やファサードの意匠、素材や色彩、開口部等に留意し、周囲から突出した印象となることを避け、建物群としての連続性の維持に留意する必要があります。

ランドマークとなっている山や山並みと調和した形態・意匠とする。



ランドマークとなる山の稜線を遮らないよう、形態(あるいは配置上)の留意が必要

<ポイント>

- ★ 田園ゾーンは筑後川の中流域に位置しており、地域の人々に親しまれている耳納連山や花立山などのランドマークとなる山や山なみ、八女丘陵などの特徴的な稜線を背景とした眺めが特徴です。
- ★ 田園ゾーンにおける建築物は、それら背景となる山なみとともに目にされることに留意し、稜線や山なみと調和する勾配のある屋根形状とするなど、自然と調和するスカイラインの形成に留意した形態とする工夫が必要です。
- ★ 建築物においては、山並みへの眺望を活かした形態・意匠の工夫として、通りから背景となる山や山なみへの見通しを確保した配置や形態・意匠の工夫、敷地内や建物内から山並みを楽しめる視点場を創出するなど、背景としての山の景観を楽しむ工夫なども有効です。
- ★ 鉄塔等の工作物を建設する際には、宝満川沿い（小郡運動公園等）からの花立山への眺望や、小石原川沿い（大堰神社周辺等）からの耳納連山への眺望など、市民に親しまれているランドマークとなる山や山並みへの眺望に与える影響を最小限にするよう留意する必要があります。

大規模な建築物では、長大な壁面となることは避け、分節化するなど、圧迫感の軽減に努めた形態とする。

建築ボリュームを変える等による配慮(他都市事例)

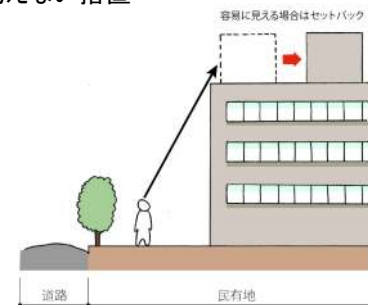
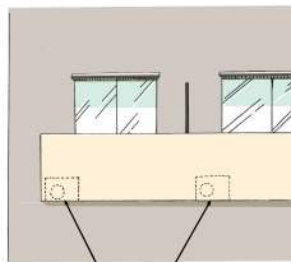


<ポイント>

- ★ 水平方向に見通しのきく田園ゾーンでは、低層の小規模な建築物と田園による広がりやゆとり感のある景観が特徴です。
- ★ 高層建築物や大規模建築物の場合、その外壁面は、景観上において巨大な壁が立ち上がる印象により、周囲に圧迫感を与えてしまうことへの留意が必要です。調和の観点から、周辺の建築ボリュームにあわせた壁面の分節化を行うなど形態上の工夫や配慮が必要です。
- ★ 倉庫等のように、用途上やむを得ず長大な壁面となる場合には、壁の見え方を軽減する工夫(敷地境界から後退する、境界部における生け垣や植樹等による目隠し等)が必要です。

建築物等の裏側へ配置するなど、道路等の公共の場から容易に目にする位置には設置しない。やむを得ず設置する場合には、目隠し等による措置を行い、周囲の景観に影響を与えないよう配慮する。

設備類は、見えない位置、見えない措置



<ポイント>

- ★ 建築物等に付随する設備類は、本来、周囲に見えないよう配慮することが作法です。やむを得ず、道路等の公共の場から目にする位置になる場合には、建築物の意匠の工夫やルーバーの使用等による目隠しの措置が必要です。また、屋上に設備類が設置される場合、過度に見えないよう前面道路から後退させる、あるいはルーバー等で隠す等の配慮が求められます。

色彩を組み合わせる場合には、統一感のある配色とする。



屋根や外壁、柱で統一感のある色彩を配色

<ポイント>

- ★ 建物全体の形態・意匠とあわせ、素材感を活かしながら、統一的な配慮や効果的なアクセント色の使用により、質の高いデザインとなるよう配慮が必要です。

【環境色彩基準（田園の景域）】

⑨ 建築物

□外壁基調色

色相	明度	彩度
有彩色	—	4.0以下

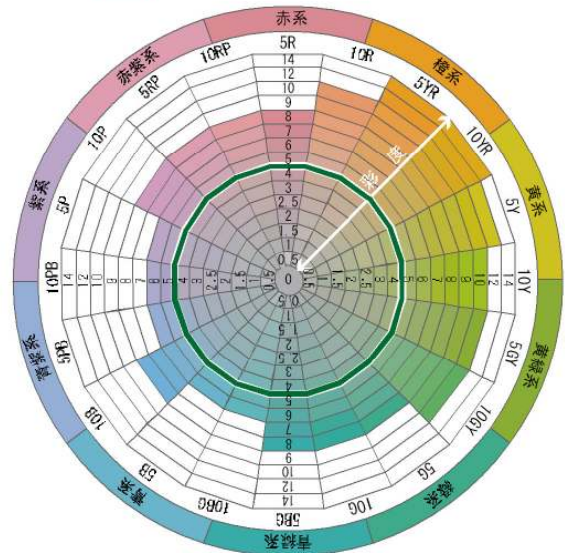
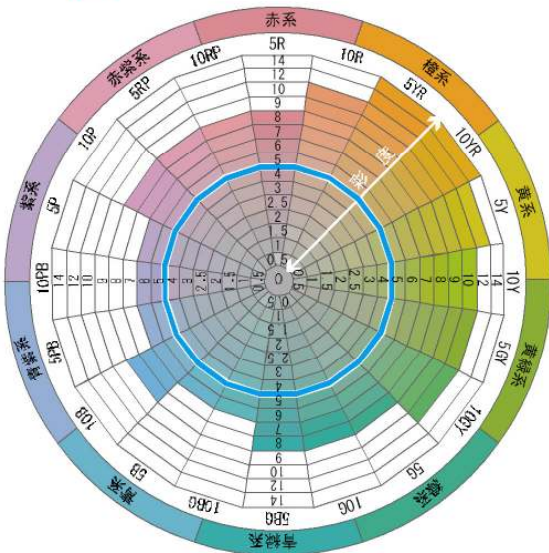
□屋根色

色相	明度	彩度
有彩色	7.5以下	4.0以下
無彩色(N)	7.5以下	—

注)ここで使用している色相環は明度7を基準としている

□ 外壁基調色となる色彩の範囲

□ 屋根色となる色彩の範囲



⑩ 工作物

色相	明度	彩度
全て	—	4.0以下

＜環境色彩基準の適用除外＞

- 計画的に開発される区域において、地域の特性を踏まえた色彩基準が定められ、良好な景観形成が図られる場合
- 自然石や土・木材など地域固有の自然素材や伝統的素材（瓦等）が使用される場合
- 橋梁等で地域住民から親しまれ、地域イメージの核となっており、地域のランドマークとしての役割を果たしているもの
- 工作物について、他の法令等で色彩が定められているもの
- 地域の拠点となる公共施設で、公開審査等を経て、周辺環境と調和がとれたデザインと認められたもの

【外構・緑化】

自然の植生に配慮した緑化に努めるとともに、前面道路との境界では、できるだけ多くの樹木や花壇等による植栽を施す。



既存の樹林を外構として活かし、前面道路からの建物外観を創出（他都市事例）

<ポイント>

- ★ 田園ゾーンでは、水平方向に広がりある農地の中に、雑木林や社寺林、集落内の庭木の緑などの中に建築物が見えるという景観が特徴です。
- ★ 前面道路から建築物等が丸見えになることは避け、塀ごしの庭木や樹木の植栽、生垣や花壇等の配置により、周囲の農地や樹林地と調和した緑のある景観の創出に留意することが必要です。
- ★ 特に、既存集落内または近接する敷地ではなく、周囲に農地が広がる敷地において建築する場合には、否が応でも目に留まる対象となることに留意し、樹林等の緑の中に建築物があるような印象を与える外構・植栽における工夫が有効です。
- ★ また、工場や倉庫を建設する際には、その用途上、建築ボリュームが大きくなることや開口部が少ないことなどの形態となる場合が多く、無味乾燥な印象を与えがちになることに留意し、前面道路側への植栽を中心としつつ、敷地内全般にわたって十分な植栽を施すなど、緑豊かな田園ゾーンに馴染む外構の工夫が有効です。
- ★ ただし、歴史的なまちなみを有する地区では、前面道路からの壁面後退は必ずしも有効ではないことへの留意が必要です。周辺の景観との調和を最優先し、前庭のある敷地が連続することによる歴史的なまちなみが維持できる場合や駐車場等により建物の建ち並びが途切れる場合を除き、地区のまちなみに調和した位置への植栽を施すことへの留意が必要です。

2. 開発行為・外観照明

【造成等】

面的な一団の開発等に伴う法面・擁壁は、長大なものは避け、圧迫感のないように配慮する。やむを得ず長大となる場合には、緑化等による修景を行う。



擁壁の前面への植栽や花壇等で壁の立ち上がりによる圧迫感を軽減（他都市事例）

<ポイント>

- ★ 宅地造成等の面的な一団の開発等では、地形改変を最小限にすることで、本来の地域の景観になじむよう配慮が必要です。
- ★ やむを得ず、長大な法面や擁壁を生じる場合には、法面への緑化や擁壁の前面への植栽等により、無味乾燥な印象の軽減に努めることが必要です。

【既存樹木・樹林等の保全】

田園の中の一団にまとまった緑や雑木林、社寺林、河川や水路沿いの樹林や灌木、木材等は、できる限り維持・保全する。



農地に点在する社寺林や雑木林等は、田園ゾーンの特徴のひとつ

<ポイント>

- ★ 田園ゾーンの景観では、平地に広がる農地をベースとした水平方向に広がりがある景観の中、社寺林や雑木林、集落沿いに見られる防風林等の役割を有するまとまった樹林地の緑も特徴のひとつです。
- ★ 既存の樹林地を可能な限り残したり、移植するなどによる保全措置を行うなど、既存の緑を活かす造成等をはじめとした開発時の工夫が必要です。

【照度の抑制】

良好な夜間景観を阻害しないよう、必要最小限の明るさとする。

<ポイント>

- ★ 必要以上に明るすぎる外観照明は、周囲の景観への影響だけでなく、周囲で暮らす人々に不快感を与えることもあります。防犯上の安全性を保持しつつ、明るすぎない光源を使用する必要があります。
- ★ 自然景観が広がる地域の夜間は暗いため、光源の照射角度を下げたり、光源等にカバー等を設置することなどにより、周辺や上方に光が漏れないようにするなどの配慮が必要です。

点滅照明は設置しない。

<ポイント>

- ★ 点滅照明は、自然景観が広がる地域では、落ち着いた夜間景観を乱す恐れがあるため、設置しないものとします。ただし、法令で定められている点滅照明、防犯等で必要な照明や祭り・行事等賑わいの演出のために一時的に設置される照明については除外します。

派手な照明器具は設置しない。

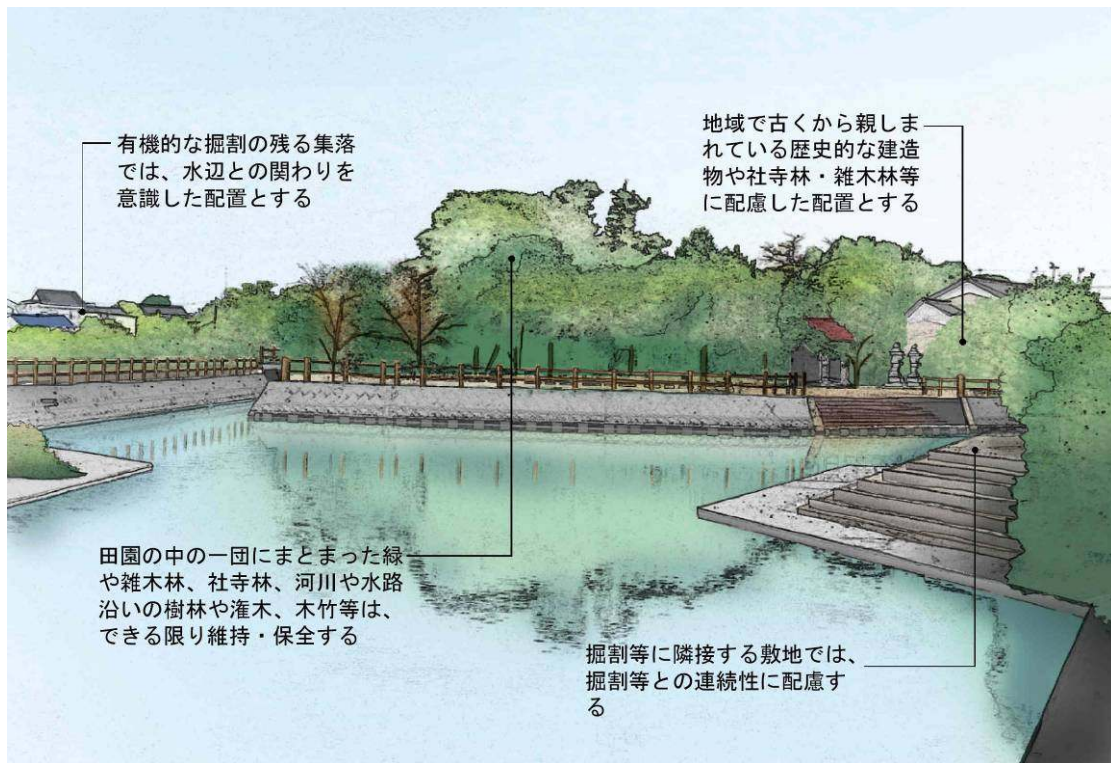
<ポイント>

- ★ 建物外観に設置される照明器具は、夜の景観において、その使用のされ方により、効果的な演出になる一方で、派手な照明デザインでは周囲に不快感を与える阻害要素にもなります。そのため、自然景観が広がる地域では、落ち着いたある周囲の景観を乱さない控えめな意匠・デザインとするよう努め、昼間の見え方への配慮が必要です。
- ★ 周囲の自然景観になじむ外観照明による夜の景観形成につとめるとともに、ネオンサインや映像を映し出す電光表示装置等の設置は認めないものとします。
- ★ なお、建築物そのものの外観が光る等のデザインについては、外観照明に加え、建築物の形態・意匠に関する基準に従ったものとなるよう配慮が必要です。

水郷の景域

<水郷の景域における景観形成のポイント> 計画書より

- ◆ 水郷景観を構成している景観要素は、
 - 張り巡らされた掘割（クレーク）と農地、中低層住宅からなる集落
 - 屋敷林や鎮守の森として大事にされる社寺林
- ◆ 下流域では、水辺環境の保全と水辺と調和した田園景観の形成
- ◆ 新たな宅地開発の際には、今ある水郷景観への影響は最小限に抑える



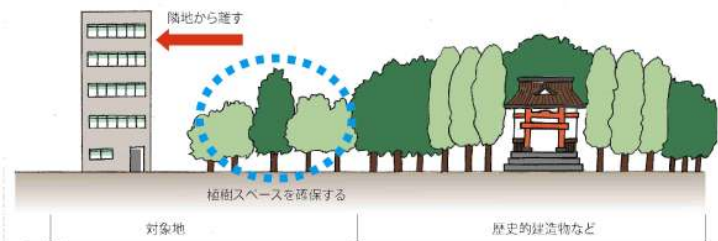
<景観形成基準の解説>

1. 建築物・工作物

【配置】

地域で古くから親しまれている歴史的な建造物や社寺林・雑木林等に配慮した配置とする

隣接する場合には離して配置し、緑等で連続性を出せる空間を創出



<ポイント>

- ★ 地域に親しまれている建造物や社寺林・雑木林等であることから、多くの人が目にする通り等の視点場から、当該建造物や樹林への見通し・眺めを阻害する位置（背後も含む）への配置は避ける工夫が必要になります。

- ★ 隣接地の場合には、当該建造物の敷地境界や樹林地から一定の距離を置いた配置としつつ、敷地境界部への植樹等を行うことにより、緑の連続性を創出することを意識するなど、周囲から突出した印象とならないように配慮する工夫が必要です。
- ★ 掘割（クリーク）に囲まれた寺社に隣接する場合には、水辺から一定の距離を置いた配置とするなど水辺との調和に配慮することが必要です。

有機的なクリークの残る集落では、水辺との関わりを意識した配置とする。



クリークから後退して配置し、水辺沿いに植栽を施すなど、水辺と一体となった空間を創出

<ポイント>

- ★ 水郷ゾーンでは、クリークは暮らしとともにある地域の歴史を今に伝える景観要素です。水辺から一定の距離を置いた配置とするなど、クリークの水辺から建物への連続した空間づくりに配慮することが必要です。

【形態・意匠・色彩】

周辺の景観と調和するよう、形態意匠を工夫する



低層建築物を中心とした形態を基本に、樹林地の緑と屋根の見え方が一体となるよう配慮

<ポイント>

- ★ 水郷景観では、水平方向への広がりを見せる農地と中低層建築物を中心とした集落から構成される景観が特徴であり、それらを阻害しないことが重要です。
- ★ 建築物では、高層化することをできる限り避けるとともに、奇抜な意匠となることを避け、周囲に与える大きな変化を印象づけない形態・意匠における工夫が必要です。
- ★ 水郷ゾーンにある既存集落内において建築する際には、調和するポイントとして、屋根の形態（勾配屋根とする等）や外壁の素材、通りから見える部分において奇抜な意匠とならないよう建物の外観がどう見られるか、等の点に留意し、形態・意匠を工夫する必要があります。

有機的なクリークの残る集落では、伝統的な佇まいを模範に、クリークが創り出している田園景観に損なわない形態・意匠とする。



水辺からの見通しに留意し、外壁や屋根を中心とした形態・意匠における配慮

<ポイント>

- ★ クリークの残る集落では、クリークの水辺と庭木等の緑とともに建物等が見通される景観が特徴のひとつです。
- ★ 水辺越しの見え方に留意しつつ、建築物の配置（壁面位置）とあわせ、外観上の特徴となっている屋根形状やファサードの意匠、素材や色彩、開口部等に留意し、周囲から突出した印象となることを避けるよう留意が必要です

大規模な建築物では、長大な壁面となることは避け、分節化するなど、圧迫感の軽減に努めた形態とする。



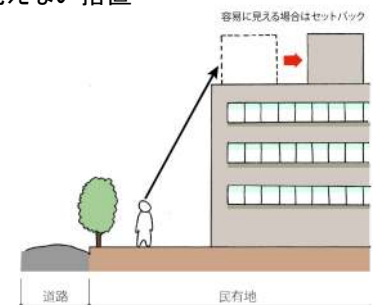
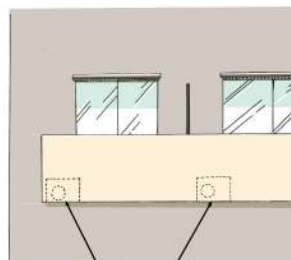
建築ボリュームを変える等による配慮(他都市事例)

<ポイント>

- ★ 水平方向に見通しのきく田園ゾーンでは、低層の小規模な建築物と田園による広がりやゆとり感のある景観が特徴です。
- ★ 高層建築物や大規模建築物の場合、その外壁面は、景観上において巨大な壁が立ち上がる印象により、周囲に圧迫感を与えてしまうことへの留意が必要です。調和の観点から、周辺の建築ボリュームにあわせた壁面の分節化を行うなど形態上の工夫や配慮が必要です。
- ★ 倉庫等のように、用途上やむを得ず長大な壁面となる場合には、壁の見え方を軽減する工夫（敷地境界から後退する、境界部における生け垣や植樹等による目隠し等）が必要です。

建築物等の裏側へ配置するなど、道路等の公共の場から容易に目にする位置には設置しない。やむを得ず設置する場合には、目隠し等による措置を行い、周囲の景観に影響を与えないよう配慮する。

設備類は、見えない位置、見えない措置



<ポイント>

- ★ 建築物等に付随する設備類は、本来、周囲に見えないよう配慮することが作法です。やむを得ず、道路等の公共の場から目にする位置になる場合には、建築物の意匠の工夫やルーバーの使

用等による目隠しの措置が必要です。また、屋上に設備類が設置される場合、過度に見えないよう前面道路から後退させる、あるいはルーバー等で隠す等の配慮が求められます。

(色彩) 組み合わせる場合には、統一感のある配色とする。



屋根や外壁、柱で統一感のある色彩を配色

<ポイント>

- ★ 建物全体の形態・意匠とあわせ、素材感を活かしながら、統一的な配慮や効果的なアクセント色の使用により、質の高いデザインとなるよう配慮が必要です。

【環境色彩基準（水郷の景域）】

⑪ 建築物

□外壁基調色

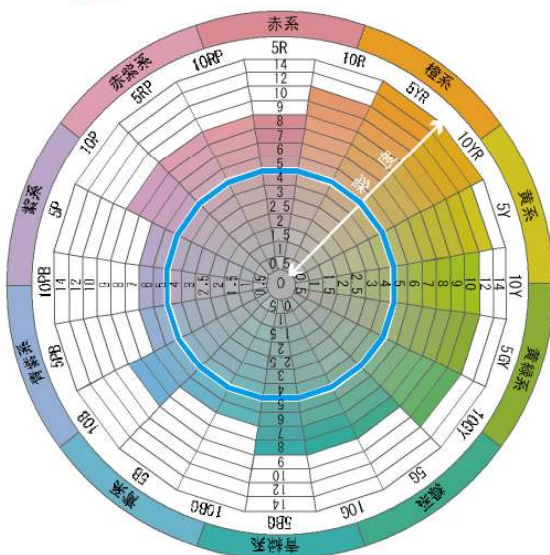
色相	明度	彩度
有彩色	—	4.0 以下

□屋根色

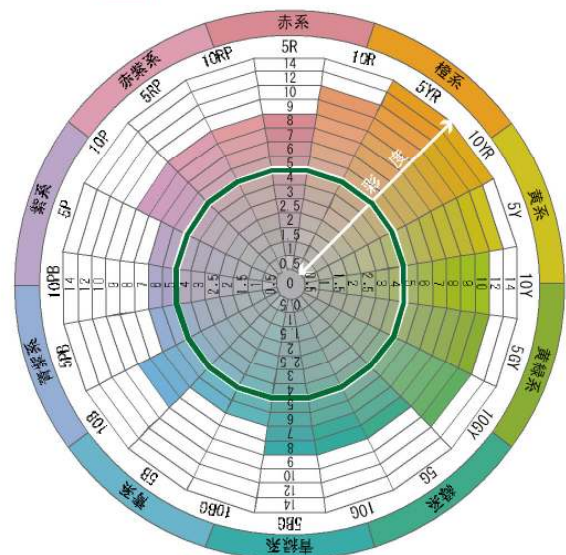
色相	明度	彩度
有彩色	7.5 以下	4.0 以下
無彩色 (N)	7.5 以下	—

注)ここで使用している色相環は明度7を基準としている

□ 外壁基調色となる色彩の範囲



□ 屋根色となる色彩の範囲



⑫ 工作物

色相	明度	彩度
全て	—	4.0 以下

＜環境色彩基準の適用除外＞

- 計画的に開発される区域において、地域の特性を踏まえた色彩基準が定められ、良好な景観形成が図られる場合
- 自然石や土・木材など地域固有の自然素材や伝統的素材（瓦等）が使用される場合
- 橋梁等で地域住民から親しまれ、地域イメージの核となっており、地域のランドマークとしての役割を果たしているもの
- 工作物について、他の法令等で色彩が定められているもの
- 地域の拠点となる公共施設で、公開審査等を経て、周辺環境と調和がとれたデザインと認められたもの

【外構・緑化】

自然の植生に配慮した緑化に努めるとともに、前面道路との境界では、できるだけ多くの樹木や花壇等による植栽を施す。



既存の樹林を外構として活かし、前面道路からの建物外観を創出（他都市事例）

＜ポイント＞

- ★ 水郷ゾーンでは、水平方向に広がりある農地の中に、雑木林や社寺林、集落内の庭木の緑などの中に建築物が見えるという景観が特徴です。
- ★ 前面道路から建築物等が丸見えになることは避け、塀ごしの庭木や樹木の植栽、生垣や花壇等の配置により、周囲の農地や樹林地と調和した緑のある景観の創出に留意することが必要です。
- ★ 特に、既存集落内または近接する敷地ではなく、周囲に農地が広がる敷地において建築する場合には、否が応でも目に留まる対象となることに留意し、樹林等の緑の中に建築物があるような印象を与える外構・植栽における工夫が有効です。
- ★ また、工場や倉庫を建設する際には、その用途上、建築ボリュームが大きくなることや開口部が少ないことなどの形態となる場合が多く、無味乾燥な印象を与えがちになることに留意し、前面道路側への植栽を中心としつつ、敷地内全般にわたって十分な植栽を施すなど、緑豊かな水郷ゾーンに馴染む外構の工夫が有効です。

クリーク等に隣接する敷地では、クリーク等との連続性に配慮する。



クリークの水面から緑化した護岸、敷地内へと、芝や樹木等による緑化で、連続した潤い空間を創出

＜ポイント＞

- ★ クリークに隣接する敷地では、水辺から庭木への連続性に配慮した緑化や、水辺に親しめる外構などの工夫により、地域資源であるクリークを感じられる工夫が有効です。

2. 開発行為・外観照明

【造成等】

面的な一団の開発等に伴う法面・擁壁は、長大なものは避け、圧迫感のないように配慮する。やむを得ず長大となる場合には、緑化等による修景を行う。



擁壁の前面への植栽や花壇等で壁の立ち上がりによる圧迫感を軽減(他都市事例)

<ポイント>

- ★ 宅地造成等の面的な一団の開発等では、地形改変を最小限にすることで、本来の地域の景観になじむよう配慮が必要です。
- ★ やむを得ず、長大な法面や擁壁を生じる場合には、法面への緑化や擁壁の前面への植栽等により、無味乾燥な印象の軽減に努めることが必要です。

【既存樹木・樹林等の保全】

田園の中の一団にまとまった緑や雑木林、社寺林、河川や水路沿いの樹林や灌木、木材等は、できる限り維持・保全する。



水辺等の既存の樹林は保全し、景観形成の重要な要素として活用

<ポイント>

- ★ 水郷ゾーンの景観では、平地に広がる農地をベースとした水平方向に広がりがある景観の中、社寺林や雑木林、集落沿いに見られる防風林等の役割を有するまとまった樹林地の緑も特徴のひとつです。
- ★ 既存の樹林地を可能な限り残したり、移植するなどによる保全措置を行うなど、既存の緑を活かす造成等をはじめとした開発時の工夫が必要です。

【照度の抑制】

良好な夜間景観を阻害しないよう、必要最小限の明るさとする。

<ポイント>

- ★ 必要以上に明るすぎる外観照明は、周囲の景観への影響だけでなく、周囲で暮らす人々に不快感を与えることもあります。防犯上の安全性を保持しつつ、明るすぎない光源を使用する必要があります。
- ★ 自然景観が広がる地域の夜間は暗いため、光源の照射角度を下げたり、光源等にカバー等を設置することなどにより、周辺や上方に光が漏れないようにするなどの配慮が必要です。

点滅照明は設置しない。

<ポイント>

- ★ 点滅照明は、自然景観が広がる地域では、落ち着いた夜間景観を乱す恐れがあるため、設置しないものとします。ただし、法令で定められている点滅照明、防犯等で必要な照明や祭り・行事等賑わいの演出のために一時的に設置される照明については除外します。

派手な照明器具は設置しない。

<ポイント>

- ★ 建物外観に設置される照明器具は、夜の景観において、その使用のされ方により、効果的な演出になる一方で、派手な照明デザインでは周囲に不快感を与える阻害要素にもなります。そのため、自然景観が広がる地域では、落ち着きのある周囲の景観を乱さない控えめな意匠・デザインとするよう努め、昼間の見え方への配慮が必要です。
- ★ 周囲の自然景観になじむ外観照明による夜の景観形成につとめるとともに、ネオンサインや映像を映し出す電光表示装置等の設置は認めないものとします。
- ★ なお、建築物そのものの外観が光る等のデザインについては、外観照明に加え、建築物の形態・意匠に関する基準に従ったものとなるよう配慮が必要です。

【特定基準】河川景観保全ゾーン

＜河川景観保全ゾーンにおける景観形成のポイント＞ 計画書より

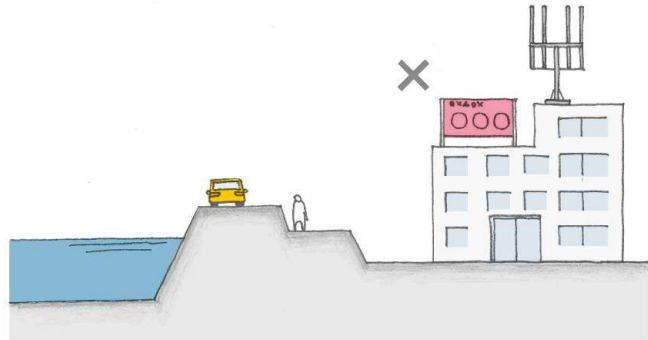
- ◆ 上流から下流まで連続する河川と一体となった景観形成
- ◆ 河川沿いからの見え方への配慮が必要
- ◆ 河川特有の水辺と緑からなる潤いある空間の保全

＜景観形成基準の解説＞

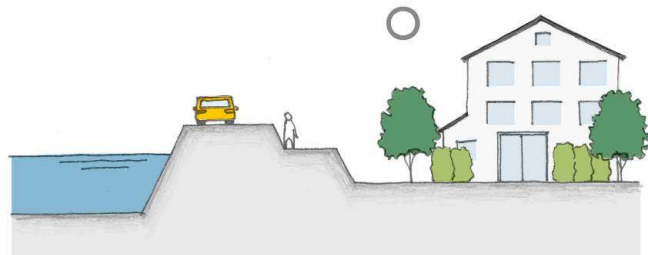
1. 建築物・工作物

【形態・意匠】

堤防等から俯瞰されることをふまえ、周辺と調和するよう屋根の形状を工夫し、連続する河川景観の形成に配慮する。



・屋上に設備・工作物等を設置する場合は、周囲から目立たないように配慮する。

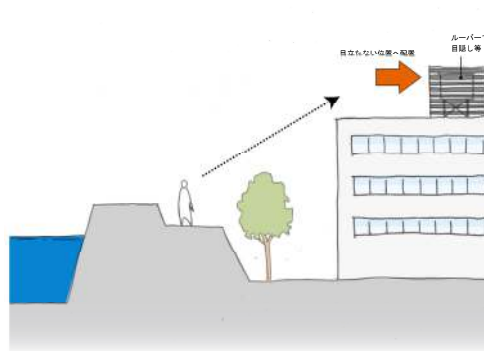


・周辺と調和するよう屋根の形状を工夫し、連続する河川景観の形成に配慮する。

＜ポイント＞

- ★ 建物上部を中心に堤防を通る人の目線や対岸からの見え方に配慮し、設備等が露出した無機質かつ煩雑な景観とならないよう配慮が必要です。
- ★ そのためには、容易に俯瞰される位置に屋上設備類を配置しない、または露出させない等、堤防からの眺めを阻害しない配慮が必要です。
- ★ また、傾斜屋根などによるゆるやかな連続性を生み出す工夫や、陸屋根とする場合にはすっきりとした外観となるよう配慮するなど、堤防からの視線の広がりや水辺から市街地への連続性を感じさせる形態・意匠とする工夫が必要です。

屋上に設備・工作物等を設置する場合には、周囲から目立たないように配慮し、必要に応じて目隠し等の処理を行う。



目立たない位置へ配置したり、ルーバー等での目隠しによる配慮

<ポイント>

- ★ 河川沿いの建物では、堤防上から俯瞰されることも多く、屋上への設備・工作物等の設置をできる限り避けるよう配慮が必要です。
- ★ やむを得ず設置する場合には、堤防上を歩く人の目線から容易に見えない位置へ配置したり、建物の意匠と一体的に見える工夫を行ったり、ルーバーの使用等による目隠し等の措置を行うなど、そのもの自体が目立たないように配慮することが必要です。

2. 開発行為・土地の形質の変更等

【周辺環境】

十分に事前調査を行い、動植物の生息環境等の水辺環境に配慮する。



河川環境と一体となった自然環境に影響を与えないよう配慮が必要

<ポイント>

- ★ 河川や水路、ヨシや樹林地等は、多様な生物の生息環境を担っています。希少野生生物等も含めた生態系に関する事前調査を行い、豊かな自然環境に与える影響を最小限となるよう配慮が必要です。

【特定基準】沿道景観保全ゾーン

＜沿道景観保全ゾーンにおける景観形成のポイント＞ 計画書より

- ◆ 耳納連山への眺めや広がりのある田園景観、市街地の賑わいある景観を見ることが出来る視点場のひとつ
- ◆ 道路を介して移動に伴い連続する景観形成
- ◆ 道路からの見え方に配慮を求め、心地よい緑豊かな潤いある空間を保全・形成

＜景観形成基準の解説＞

1. 建築物・工作物

【形態・意匠】

建築物・工作物の道路からの見え方や通りとしての連続性に留意し、奇抜なものは避け、周辺と調和した形態・意匠とする。



田園地域等では、道路からの広がり感に与える影響が最小限となるよう形態・意匠等で配慮が必要

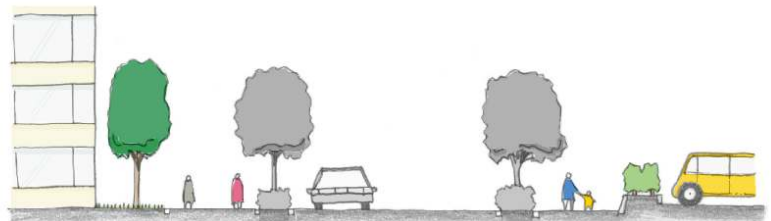
＜ポイント＞

- ★ 市街地や田園など周辺の土地利用特性をふまえ、建物等の形態や意匠において、周囲から突出した印象を与えないよう、奇抜なものは避ける必要があります。
- ★ 建物外観においては、必要以上に光る素材の使用は避けるとともに、室内の電飾が必要以上に外部空間に影響を与えないよう配慮が必要です。

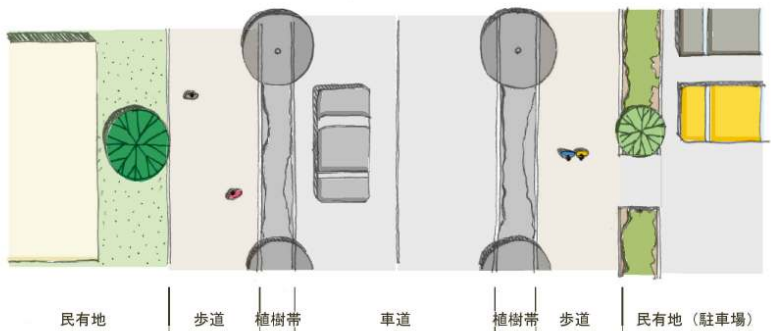
2. 開発行為・土地の形質の変更等

【緑化】

道路等の公共の場から敷地の全容を容易に見ることができる駐車場や資材置き場では、敷地境界部に多くの樹木や花壇等による植栽を施すなど潤いある景観の形成に配慮する。



- ・敷地境界部に多くの樹木や花壇等による植栽を施すなど潤いある景観の形成に配慮する。



＜ポイント＞

- ★ 敷地全体を見通すことのできる平面駐車場や資材置き場等では、道路からその全容を見渡した際、無機質かつ猥雑な印象を与えることがあるため、敷地境界部を中心に花壇や生け垣、樹木等により修景措置を行い、緑を活用した沿道景観の形成を進めます。

参考 提出書類(様式)

提出書類 確認シート

以下に示す書類一式がそろっているか、ご確認ください。

提出書類に不足がある場合（委任状も含む）、届出を受理できませんので、ご注意ください。

<必要書類>

- 行為の届出書（様式第 1 号）又は行為の通知書（様式第 2 号）

- 配慮事項記載シート

- 当該景域の基準一覧チェックシート

- 添付図書（P 14 一覧表を参照）

- 委任状（代理者が届出を提出し、届出書や図面の訂正等を行う場合）

※必要部数 正副 2 部

行為の届出書			
			年 月 日
福岡県知事 殿			
届出者 住所 氏名			
印			
〔 法人その他の団体にあつてはその名称、主たる事務所の所在地及び代表者氏名 〕			
電話番号			
景観法第16条第1項（第2項）の規定により、関係図書を添えて次のとおり届け出ます。			
景観計画の名称	景観計画		
行為の場所	地名・地番	市・郡	町・村 番地
	地域の別	景域の別	の景域・軸
		特定基準の別	
行為の種類	<input type="checkbox"/> 建築物の建築等 <input type="checkbox"/> 工作物の建設等		
	<input type="checkbox"/> 開発行為 <input type="checkbox"/> 土地の形質の変更 <input type="checkbox"/> 木竹の植栽又は伐採 <input type="checkbox"/> 物件の堆積 <input type="checkbox"/> 水面の埋立て又は干拓 <input type="checkbox"/> 外観について行う照明	目的	
行為の期間	着手予定	年 月 日	
	完了予定	年 月 日	
他法令の許可等			
変更の場合	変更箇所		
	変更内容		
※受付年月日	※処理欄	※勧告又は変更命令の年月日	

（注1） 該当の□内にチェックしてください。

（注2） ※欄には記入しないでください。

(裏)

届出対象行為の種類及び設計又は施行方法					
□建築物	用途()				
	□新築 □増築 □改築 □移転 □撤去 □外観を変更する修繕・模様替 □色彩の変更				
	規 模		届出部分	既存部分	計
		延床面積	m ²	m ²	m ²
		全体見付面積	m ²	m ²	m ²
	高さ	m	m	m	
□工作物	種類又は用途()				
	□新設 □増築 □改築 □移転 □撤去 □外観を変更する修繕・模様替 □色彩の変更				
	高さ	届出部分	既存部分	計	
	m	m	m	m	
□開発行為	開発面積 m ²				
□土地の形質の変更	□土地の開墾 □土石の採取 □鉱物の掘採 □その他()				
	開発面積 m ²				
□木竹の植栽又は伐採	□植栽 □伐採				
	面積 m ²				
□物件の堆積 ^{たい}	物件の種類()				
	高さ m				
□水面の埋立て又は干拓	□埋立て □干拓				
	面積 m ²				
□外観について行う照明	□建築物について行う照明	建築物の高さ	m		
		建築物の延床面積	m ²		
	□工作物について行う照明	工作物の種類()			
		工作物の高さ	m		
	照明方法()				
景観形成のため特に配慮した事項					

備考

1 添付書類

(1) 建築物の建築等又は工作物の建設等

- ア 建築物又は工作物の敷地の位置及び当該敷地の周辺の状況を表示する図面(縮尺 1/2500 以上)
- イ 当該敷地及び当該敷地の周辺の状況を示す写真
- ウ 当該敷地内における建築物又は工作物の位置及び外構緑化計画を表示する図面(縮尺 1/100 以上)
- エ 建築物又は工作物の彩色が施された二面以上の立面図(マンセル値を表示すること。縮尺 1/50 以上)
- オ 景観計画において定める重要景観の視点場からの写真及び行為後のモニタージュ又はコンピュータグラフィック

(2) 開発行為、土地の形質の変更、木竹の植栽・伐採、物件の堆積又は水面の埋立て・干拓

- ア 当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の状況を表示する図面(縮尺 1/2500 以上)
- イ 当該行為を行う土地の区域及び当該区域の周辺の状況を示す写真
- ウ 設計図又は施行方法を明らかにする図面(縮尺 1/100 以上)
- エ 景観計画において定める重要景観の視点場からの写真及び行為後のモニタージュ又はコンピュータグラフィック

(3) 外観について行う照明

- ア 建築物又は工作物の敷地の位置及び当該敷地の周辺の状況を表示する図面(縮尺 1/2500 以上)
- イ 当該敷地及び当該敷地の周辺の状況を示す写真
- ウ 当該敷地内における建築物又は工作物の位置を表示する図面(縮尺 1/100 以上)
- エ 建築物又は工作物の外観照明を設置する面の立面図(照射位置、照射方法、照明の種類を表示すること。縮尺 1/50 以上)
- オ 景観計画において定める重要景観の視点場からの写真及び行為後のモニタージュ又はコンピュータグラフィック

※ 行為の規模が大きいため、上記の縮尺の図面によっては適切に表示できない場合は、当該行為の規模に応じて知事が適切と認める縮尺の図面をもってこれらの図面に替えることができる。

2 提出部数

正副 2 部とする。

行為の通知書			
			年 月 日
福岡県知事 殿			
通知者 住所			
団体名			
印			
電話番号			
景観法第16条第5項の規定により、関係図書を添えて次のとおり通知します。			
景観計画の名称	景観計画		
行為の場所	地名・地番	市・郡	町・村 番地
	地域の別	景域の別	の景域・軸
		特定基準の別	
行為の種類	<input type="checkbox"/> 建築物の建築等 <input type="checkbox"/> 工作物の建設等		
	<input type="checkbox"/> 開発行為 <input type="checkbox"/> 土地の形質の変更 <input type="checkbox"/> 木竹の植栽又は伐採 <input type="checkbox"/> 物件の堆積 <input type="checkbox"/> 水面の埋立て又は干拓 <input type="checkbox"/> 外観について行う照明	目的	
行為の期間	着手予定	年 月 日	
	完了予定	年 月 日	
他法令の許可等			
変更の場合	変更箇所		
	変更内容		
※受付年月日	※処理欄		※協議の年月日

（注1） 該当の□内にチェックしてください。

（注2） ※欄には記入しないでください。

(裏)

通知対象行為の種類及び設計又は施行方法					
□建築物	用途()				
	□新築 □増築 □改築 □移転 □撤去 □外観を変更する修繕・模様替 □色彩の変更				
	規 模		通知部分	既存部分	計
		延床面積	m ²	m ²	m ²
		全体見付面積	m ²	m ²	m ²
	高さ	m	m	m	
□工作物	種類又は用途()				
	□新設 □増築 □改築 □移転 □撤去 □外観を変更する修繕・模様替 □色彩の変更				
	高さ	通知部分	既存部分	計	
	m	m	m	m	
□開発行為	開発面積 m ²				
□土地の形質の変更	□土地の開墾 □土石の採取 □鉱物の掘採 □その他()				
	開発面積 m ²				
□木竹の植栽又は伐採	□植栽 □伐採				
	面積 m ²				
□物件の堆積 ^{たい}	物件の種類()				
	高さ m				
□水面の埋立て又は干拓	□埋立て □干拓				
	面積 m ²				
□外観について行う照明	□建築物について行う照明	建築物の高さ	m		
		建築物の延床面積	m ²		
	□工作物について行う照明	工作物の種類()			
		工作物の高さ	m		
	照明方法()				
景観形成のため特に配慮した事項					

備考

1 添付書類

(1) 建築物の建築等又は工作物の建設等

- ア 建築物又は工作物の敷地の位置及び当該敷地の周辺の状況を表示する図面(縮尺 1/2500 以上)
- イ 当該敷地及び当該敷地の周辺の状況を示す写真
- ウ 当該敷地内における建築物又は工作物の位置及び外構緑化計画を表示する図面(縮尺 1/100 以上)
- エ 建築物又は工作物の彩色が施された二面以上の立面図(マンセル値を表示すること。縮尺 1/50 以上)
- オ 景観計画において定める重要景観の視点場からの写真及び行為後のモニタージュ又はコンピュータグラフィック

(2) 開発行為、土地の形質の変更、木竹の植栽・伐採、物件の堆積又は水面の埋立て・干拓

- ア 当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の状況を表示する図面(縮尺 1/2500 以上)
- イ 当該行為を行う土地の区域及び当該区域の周辺の状況を示す写真
- ウ 設計図又は施行方法を明らかにする図面(縮尺 1/100 以上)
- エ 景観計画において定める重要景観の視点場からの写真及び行為後のモニタージュ又はコンピュータグラフィック

(3) 外観について行う照明

- ア 建築物又は工作物の敷地の位置及び当該敷地の周辺の状況を表示する図面(縮尺 1/2500 以上)
- イ 当該敷地及び当該敷地の周辺の状況を示す写真
- ウ 当該敷地内における建築物又は工作物の位置を表示する図面(縮尺 1/100 以上)
- エ 建築物又は工作物の外観照明を設置する面の立面図(照射位置、照射方法、照明の種類を表示すること。縮尺 1/50 以上)
- オ 景観計画において定める重要景観の視点場からの写真及び行為後のモニタージュ又はコンピュータグラフィック

※ 行為の規模が大きいため、上記の縮尺の図面によっては適切に表示できない場合は、当該行為の規模に応じて知事が適切と認める縮尺の図面をもってこれらの図面に替えることができる。

2 提出部数

正副 2 部とする。

(受付番号：)

届出者	住所： 氏名：
連絡者 (代理届出を行う場合)	住所： 氏名：

配慮事項記載シート

景域名	の景域	特定基準への該当	あり・なし
-----	-----	----------	-------

①建築物・工作物

項目	配慮・措置の内容		※審査欄
	一般基準に関して	特定基準に関して	
配置			
形態・ 意匠・ 色彩	周辺との調和		
	圧迫感の軽減		
	連続性への配慮		
	設備類		
	色彩		
外構・緑化等			

②開発行為・土地の形質の変更等

項目	配慮・措置の内容		※審査欄
	一般基準に関して	特定基準に関して	
周辺への配慮			
造成等			
既存樹木・樹林等の保全			
緑化			
土石類の採取			
物件の堆積			

③外観照明・屋外照明

項目	配慮・措置の内容		※審査欄
	一般基準に関して	特定基準に関して	
照度の抑制			
点滅照明			
照明器具			

(備考) 1. 配慮・措置の内容については、できる限り具体的に記述してください。
 2. ※欄は記入しないでください。

【山の景域】		～建築物・工作物に関する基準～																									
適用基準		一般基準		特定基準																							
景域・ゾーニング		山の景域		沿道景観保全ゾーン																							
建築物・ 工作物	配置	<input type="checkbox"/> 周辺の環境や地形等に十分配慮した配置とする。 <input type="checkbox"/> 段畑や河川沿いの自然景観を阻害しない配置とする。		/																							
	形態・ 意匠・ 色彩	周辺と の調和	<input type="checkbox"/> 段畑や山村集落など、日本の原風景が残る地域においては、地域の基調となっている伝統的な形態・意匠と調和させる。																								
		圧迫感 の軽減	/																								
	連続性 への 配慮	/																									
	設備類	/																									
	色彩	<input type="checkbox"/> 周辺の景観に調和する色彩とし、環境色彩基準に適合させる。																									
	外構・緑化等	<input type="checkbox"/> 自然の植生に配慮した緑化に努めるとともに、敷地境界部では、できる限り多くの樹木や花壇等による植栽を施す。																									
	環境色彩基準 (建築物)	<input type="checkbox"/> 外壁基調色 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>7.5R～2.5Y</td> <td>7.5 以下</td> <td>4.0 以下</td> </tr> <tr> <td>無彩色 (N)</td> <td>7.5 以下</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>上記以外の色相</td> <td>7.5 以下</td> <td>2.0 以下</td> </tr> </tbody> </table> <input type="checkbox"/> 屋根色 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2.5GY～7.5BG</td> <td>7.5 以下</td> <td>4.0 以下</td> </tr> <tr> <td>無彩色 (N)</td> <td>7.5 以下</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>上記以外の色相</td> <td>5.0 以下</td> <td>2.0 以下</td> </tr> </tbody> </table>			色相	明度	彩度	7.5R～2.5Y	7.5 以下	4.0 以下	無彩色 (N)	7.5 以下	—	上記以外の色相	7.5 以下	2.0 以下	色相	明度	彩度	2.5GY～7.5BG	7.5 以下	4.0 以下	無彩色 (N)	7.5 以下	—	上記以外の色相	5.0 以下
色相	明度	彩度																									
7.5R～2.5Y	7.5 以下	4.0 以下																									
無彩色 (N)	7.5 以下	—																									
上記以外の色相	7.5 以下	2.0 以下																									
色相	明度	彩度																									
2.5GY～7.5BG	7.5 以下	4.0 以下																									
無彩色 (N)	7.5 以下	—																									
上記以外の色相	5.0 以下	2.0 以下																									
環境色彩基準 (工作物)	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全て</td> <td>7.5 以下</td> <td>4.0 以下</td> </tr> </tbody> </table>		色相	明度	彩度	全て	7.5 以下	4.0 以下																			
色相	明度	彩度																									
全て	7.5 以下	4.0 以下																									

【山の景域】		～開発行為等・外観照明に関する基準～	
適用基準		一般基準	特定基準
景域・ゾーニング		山の景域	沿道景観保全ゾーン
開発行為・土地の形質の変更等	周辺への配慮	<input type="checkbox"/> 自然環境、植生、貴重な動植物の生態系に配慮する。	
	周辺環境		
	造成等	<input type="checkbox"/> 既存の地形を活かした造成に努め、切土・盛土は最小限に抑える。 <input type="checkbox"/> 面的な一団の開発等に伴う法面・擁壁は、長大なものは避け、圧迫感のないように配慮する。やむを得ず長大となる場合には、緑化等による修景を行う。	
	既存樹木・樹林等の保全		
	緑化		<input type="checkbox"/> 道路等の公共の場から敷地の全容を容易に見ることができる駐車場や資材置き場では、敷地境界部に多くの樹木や花壇等による植栽を施すなど潤いある景観の形成に配慮する。
	土石類の採取 物件の堆積		
外観照明	照度の抑制	<input type="checkbox"/> 良好な夜間景観を阻害しないよう、必要最小限の明るさとする。	
	点滅照明	<input type="checkbox"/> 点滅照明は設置しない。	
	照明器具	<input type="checkbox"/> 派手な照明器具は設置しない。	

【丘の景域】		～建築物・工作物に関する基準～			
適用基準		一般基準		特定基準	
景域・ゾーニング		丘の景域		沿道景観保全ゾーン	
建築物・ 工作物	配置	□緩やかに起伏する地形になじむ配置とする。		/	
	形態・ 意匠・ 色彩	周辺との 調和	□ふもとの田園地域から見た際、丘陵地の稜線を切るような高層建築物はできる限り避け、勾配屋根を設置するなど、周囲の山並みとなじむ形態・意匠とする。		
		圧迫感の 軽減	□大規模な建築物では、長大な壁面となることは避け、分節化するなど、周囲に与える圧迫感の軽減に努めた形態とする。		
	連続性 への 配慮				□建築物・工作物の道路からの見え方や通りとしての連続性に留意し、奇抜なものは避け、周辺と調和した形態・意匠とする。
	設備類	□建築物等の裏側へ配置するなど、道路等の公共の場から容易に目にする位置には設置しない。やむを得ず設置する場合には、目隠し等による措置を行い、周囲の景観に影響を与えないよう配慮する。			
	色彩	□周囲の景観に調和する色彩とし、環境色彩基準に適合させる。 □色彩を組み合わせる場合には、統一感のある配色とし、茶系、無彩色等背景の緑に溶け込む色彩を推奨する。			
	外構・緑化等	□自然の植生に配慮した緑化に努めるとともに、敷地境界部（特に斜面側）では、できる限り多くの樹木や花壇等による植栽を施す。			
	環境色彩基準 (建築物)	□外壁基調色			
		色相	明度		彩度
		有彩色	—		4.0以下
□屋根色					
色相	明度	彩度			
有彩色	7.5以下	4.0以下			
無彩色(N)	7.5以下	—			
環境色彩基準 (工作物)					
	色相	明度	彩度		
全て	—	4.0以下			

【丘の景域】		～開発行為等・外観照明に関する基準～	
適用基準		一般基準	特定基準
景域・ゾーニング		丘の景域	沿道景観保全 ゾーン
開発行為・土地の形質の変更等	周辺への配慮		
	周辺環境		
	造成等	<input type="checkbox"/> 既存の地形を活かした造成に努め、切土・盛土は最小限に抑える。 <input type="checkbox"/> 面的な一団の開発等に伴う法面・擁壁は、長大なものは避け、圧迫感のないように配慮する。やむを得ず長大となる場合には、緑化等による修景を行う。	
	既存樹木・樹林等の保全	<input type="checkbox"/> まとまった斜面地の樹林帯は、できる限り保全する。	
	緑化		<input type="checkbox"/> 道路等の公共の場から敷地の全容を容易に見ることができる駐車場や資材置き場では、敷地境界部に多くの樹木や花壇等による植栽を施すなど潤いある景観の形成に配慮する。
	土石類の採取		
	物件の堆積		
外観照明	照度の抑制	<input type="checkbox"/> 良好な夜間景観を阻害しないよう、必要最小限の明るさとする。	
	点滅照明	<input type="checkbox"/> 点滅照明は設置しない。	
	照明器具	<input type="checkbox"/> 派手な照明器具は設置しない。	

【丘陵市街地の景域】		～建築物・工作物に関する基準～																														
適用基準		一般基準		特定基準																												
景域・ゾーニング		丘陵市街地の景域		河川景観保全ゾーン																												
建築物・ 工作物	配置	□緩やかに起伏する地形になじむ配置とする。																														
	形態・ 意匠・ 色彩	周辺との 調和	□周辺の田園地域から見た際、背景に広がる山の緑と調和し、まとまりある丘陵市街地を形成するよう、周囲から突出する奇抜なものは避ける。																													
		圧迫感の 軽減	□大規模な建築物では、長大な壁面となることは避け、分節化するなど、周囲に与える圧迫感の軽減に努めた形態とする。																													
	連続性 への 配慮	□堤防等から俯瞰されることをふまえ、周辺と調和するよう屋根の形状を工夫し、連続する河川景観の形成に配慮する。																														
	設備類	□建築物等の裏側へ配置するなど、道路等の公共の場から容易に目にする位置には設置しない。やむを得ず設置する場合には、目隠し等による措置を行い、周囲の景観に影響を与えないよう配慮する。																														
	色彩	□周囲の景観に調和する色彩とし、環境色彩基準に適合させる。 □色彩を組み合わせる場合には、統一感のある配色とし、茶系、無彩色等背景の緑に溶け込む色彩を推奨する。																														
外構・緑化等		□道路との境界部に垣・さく等を設置する際にはブロック塀は避け、できる限り生け垣や緑化フェンスとする。垣・さく等を設置しない場合には、道路境界部に、できるだけ多くの樹木や花壇等による植栽を施す。 □丘陵地である特性をふまえ、背景の山の緑と一体となった緑豊かな丘陵市街地の景観となるよう、敷地の斜面側では、できる限り樹木による植栽を施す。																														
環境色彩基準 (建築物)		<table border="1"> <tr> <td colspan="4">□外壁基調色</td> </tr> <tr> <td>色相</td> <td>明度</td> <td colspan="2">彩度</td> </tr> <tr> <td>有彩色</td> <td>—</td> <td colspan="2">4.0以下</td> </tr> <tr> <td colspan="4">□屋根色</td> </tr> <tr> <td>色相</td> <td>明度</td> <td colspan="2">彩度</td> </tr> <tr> <td>有彩色</td> <td>7.5以下</td> <td colspan="2">4.0以下</td> </tr> <tr> <td>無彩色(N)</td> <td>7.5以下</td> <td colspan="2">—</td> </tr> </table>			□外壁基調色				色相	明度	彩度		有彩色	—	4.0以下		□屋根色				色相	明度	彩度		有彩色	7.5以下	4.0以下		無彩色(N)	7.5以下	—	
□外壁基調色																																
色相	明度	彩度																														
有彩色	—	4.0以下																														
□屋根色																																
色相	明度	彩度																														
有彩色	7.5以下	4.0以下																														
無彩色(N)	7.5以下	—																														
環境色彩基準 (工作物)		<table border="1"> <tr> <td>色相</td> <td>明度</td> <td colspan="2">彩度</td> </tr> <tr> <td>全て</td> <td>—</td> <td colspan="2">4.0以下</td> </tr> </table>			色相	明度	彩度		全て	—	4.0以下																					
色相	明度	彩度																														
全て	—	4.0以下																														

【丘陵市街地の景域】		～開発行為等・外観照明に関する基準～	
適用基準		一般基準	特定基準
景域・ゾーニング		丘陵市街地の景域	河川景観保全ゾーン
開発行為・土地の形質の変更等	周辺への配慮		
	周辺環境		□十分に事前調査を行い、動植物の生息環境等の水辺環境に配慮する。
	造成等	□既存の地形を活かした造成に努め、切土・盛土は最小限に抑える。 □面的な一団の開発等に伴う法面・擁壁は、長大なものは避け、圧迫感のないように配慮する。やむを得ず長大となる場合には、緑化等による修景を行う。	
	既存樹木・樹林等の保全		
	緑化		
	土石類の採取		□土石類の採取により、道路等の公共空間から見て地肌があらわにならないものとする。
	物件の堆積		□資材などを堆積させない。やむを得ず堆積する場合は、周囲を生け垣等の目隠しによる修景を行う。
外観照明	照度の抑制		
	点滅照明		
	照明器具		

【市街地の景域】		～建築物・工作物に関する基準～															
適用基準		一般基準		特定基準													
景域・ゾーニング		市街地の景域		河川景観保全ゾーン	沿道景観保全ゾーン												
建築物・工作物	配置	<input type="checkbox"/> 地域で古くから親しまれている歴史的な建造物や社寺林・雑木林等に配慮した配置とする。 <input type="checkbox"/> 周囲との連続性に配慮した配置とする。		/	/												
	形態・意匠・色彩	<input type="checkbox"/> 商業系市街地では、多くの人が集い賑わう場所の特性をふまえ、周辺の建物との連続性や、歩道や街路樹等の歩行空間と調和した形態・意匠とする。 <input type="checkbox"/> 住居系市街地では、周囲から突出する奇抜なものは避ける。 <input type="checkbox"/> 歴史的なまちなみを有する地区では、地区の特性に沿った形態・意匠とする。															
	圧迫感の軽減	<input type="checkbox"/> 大規模な建築物では、長大な壁面となることは避け、分節化するなど、周囲に与える圧迫感の軽減に努めた形態とする。															
	連続性への配慮	/				<input type="checkbox"/> 堤防等から俯瞰されることをふまえ、周囲と調和するよう屋根の形状を工夫し、連続する河川景観の形成に配慮する。	<input type="checkbox"/> 建築物・工作物の道路からの見え方や通りとしての連続性に留意し、奇抜なものは避け、周囲と調和した形態・意匠とする。										
	設備類	<input type="checkbox"/> 建築物等の裏側へ配置するなど、道路等の公共の場から容易に目にする位置には設置しない。やむを得ず設置する場合には、目隠し等による措置を行い、周囲の景観に影響を与えないよう配慮する。				<input type="checkbox"/> 屋上に設備・工作物等を設置する場合には、周囲から目立たないよう配慮し、必要に応じて目隠し等の処理を行う。											
	色彩	<input type="checkbox"/> 周囲の景観に調和する色彩とし、環境色彩基準に適合させる。 <input type="checkbox"/> 色彩を組み合わせる場合には、統一感のある配色とする。				/	/										
外構・緑化等		<input type="checkbox"/> 道路との境界部に垣・さく等を設置する際にはブロック塀は避け、できる限り生け垣や緑化フェンスとする。垣・さく等を設置しない場合には、道路境界部に、できるだけ多くの樹木や花壇等による植栽を施す。		/	/												
環境色彩基準 (建築物)		<input type="checkbox"/> 外壁基調色 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%;">色相</td> <td style="width: 33%;">明度</td> <td style="width: 33%;">彩度</td> </tr> <tr> <td>有彩色</td> <td>—</td> <td>6.0以下</td> </tr> </table> <input type="checkbox"/> 屋根色 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%;">色相</td> <td style="width: 33%;">明度</td> <td style="width: 33%;">彩度</td> </tr> <tr> <td>有彩色</td> <td>—</td> <td>4.0以下</td> </tr> </table>		色相	明度	彩度	有彩色	—	6.0以下	色相	明度	彩度	有彩色	—	4.0以下	/	/
色相	明度	彩度															
有彩色	—	6.0以下															
色相	明度	彩度															
有彩色	—	4.0以下															
環境色彩基準 (工作物)		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%;">色相</td> <td style="width: 33%;">明度</td> <td style="width: 33%;">彩度</td> </tr> <tr> <td>全て</td> <td>—</td> <td>4.0以下</td> </tr> </table>		色相	明度	彩度	全て	—	4.0以下	/	/						
色相	明度	彩度															
全て	—	4.0以下															

【市街地の景域】		～開発行為等・外観照明に関する基準～		
適用基準		一般基準	特定基準	
景域・ゾーニング		市街地の景域	河川景観保全ゾーン	沿道景観保全ゾーン
開発行為・土地の形質の変更等	周辺への配慮			
	周辺環境		□十分に事前調査を行い、動植物の生息環境等の水辺環境に配慮する。	
	造成等			
	既存樹木・樹林等の保全			
	緑化			□道路等の公共の場から敷地の全容を容易に見ることができる駐車場や資材置き場では、敷地境界部に多くの樹木や花壇等による植栽を施すなど潤いある景観の形成に配慮する。
	土石類の採取		□土石類の採取により、道路等の公共空間から見て地肌があらわにならないものとする。	
	物件の堆積		□資材などを堆積させない。やむを得ず堆積する場合は、周囲を生け垣等の目隠しによる修景を行う。	
外観照明	照度の抑制			
	点滅照明			
	照明器具			

【田園の景域】		～建築物・工作物に関する基準～									
適用基準		一般基準		特定基準							
景域・ゾーニング		田園の景域		河川景観保全ゾーン	沿道景観保全ゾーン						
建築物・工作物	配置	<input type="checkbox"/> 地域で古くから親しまれている歴史的な建造物や社寺林・雑木林等に配慮した配置とする。 <input type="checkbox"/> 街道筋の宿場町等の歴史を有する地区では、周囲との連続性に配慮した配置とする。		/	/						
	形態・意匠・色彩	<input type="checkbox"/> 周辺の景観と調和するよう、形態意匠を工夫する。 <input type="checkbox"/> 街道筋の宿場町等の歴史を有する地区では、地区の特性に沿った形態・意匠とする。 <input type="checkbox"/> ランドマークとなっている山や山並みと調和した形態・意匠とする。									
	圧迫感の軽減	<input type="checkbox"/> 大規模な建築物では、長大な壁面となることは避け、分節化するなど、周囲に与える圧迫感の軽減に努めた形態とする。									
	連続性への配慮	/				<input type="checkbox"/> 堤防等から俯瞰されることをふまえ、周辺と調和するよう屋根の形状を工夫し、連続する河川景観の形成に配慮する。	<input type="checkbox"/> 建築物・工作物の道路からの見え方や通りとしての連続性に留意し、奇抜なものは避け、周辺と調和した形態・意匠とする。				
	設備類					<input type="checkbox"/> 建築物等の裏側へ配置するなど、道路等の公共の場から容易に目にする位置には設置しない。やむを得ず設置する場合には、目隠し等による措置を行い、周囲の景観に影響を与えないよう配慮する。		<input type="checkbox"/> 屋上に設備・工作物等を設置する場合には、周囲から目立たないよう配慮し、必要に応じて目隠し等の処理を行う。			
	色彩	<input type="checkbox"/> 周囲の景観に調和する色彩とし、環境色彩基準に適合させる。 <input type="checkbox"/> 色彩を組み合わせる場合には、統一感のある配色とする。				/	/				
	外構・緑化等	<input type="checkbox"/> 自然の植生に配慮した緑化に努めるとともに、前面道路との境界では、できるだけ多くの樹木や花壇等による植栽を施す。									
	環境色彩基準 (建築物)	<input type="checkbox"/> 外壁基調色				/	/				
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%;">色相</td> <td style="width: 33%;">明度</td> <td style="width: 33%;">彩度</td> </tr> <tr> <td>有彩色</td> <td>—</td> <td>4.0以下</td> </tr> </table> <input type="checkbox"/> 屋根色		色相	明度	彩度			有彩色	—	4.0以下	
色相	明度	彩度									
有彩色	—	4.0以下									
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%;">色相</td> <td style="width: 33%;">明度</td> <td style="width: 33%;">彩度</td> </tr> <tr> <td>有彩色</td> <td>7.5以下</td> <td>4.0以下</td> </tr> <tr> <td>無彩色 (N)</td> <td>7.5以下</td> <td>—</td> </tr> </table>		色相	明度	彩度	有彩色	7.5以下	4.0以下	無彩色 (N)	7.5以下	—
色相	明度	彩度									
有彩色	7.5以下	4.0以下									
無彩色 (N)	7.5以下	—									
環境色彩基準 (工作物)	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%;">色相</td> <td style="width: 33%;">明度</td> <td style="width: 33%;">彩度</td> </tr> <tr> <td>全て</td> <td>—</td> <td>4.0以下</td> </tr> </table>		色相	明度	彩度	全て	—	4.0以下	/	/	
色相	明度	彩度									
全て	—	4.0以下									

【田園の景域】		～開発行為等・外観照明に関する基準～	
適用基準		一般基準	特定基準
景域・ゾーニング		田園の景域	河川景観保全ゾーン 沿道景観保全ゾーン
開発行為・土地の形質の変更等	周辺への配慮		
	周辺環境		<input type="checkbox"/> 十分に事前調査を行い、動植物の生息環境等の水辺環境に配慮する。
	造成等	<input type="checkbox"/> 既存の地形を活かした造成に努め、切土・盛土は最小限に抑える。 <input type="checkbox"/> 面的な一団の開発等に伴う法面・擁壁は、長大なものは避け、圧迫感のないように配慮する。やむを得ず長大となる場合には、緑化等による修景を行う。	
	既存樹木・樹林等の保全	<input type="checkbox"/> 田園の中の一団にまとまった緑や雑木林、社寺林、河川や水路沿いの樹林や灌木、木竹等は、できる限り維持・保全する。	
	緑化		<input type="checkbox"/> 道路等の公共の場から敷地の全容を容易に見ることが出来る駐車場や資材置き場では、敷地境界部に多くの樹木や花壇等による植栽を施すなど潤いある景観の形成に配慮する。
	土石類の採取		<input type="checkbox"/> 土石類の採取により、道路等の公共空間から見て地肌があらわにならないものとする。
	物件の堆積		<input type="checkbox"/> 資材などを堆積させない。やむを得ず堆積する場合は、周囲を生け垣等の目隠しによる修景を行う。
外観照明	照度の抑制	<input type="checkbox"/> 良好な夜間景観を阻害しないよう、必要最小限の明るさとする。	
	点滅照明	<input type="checkbox"/> 点滅照明は設置しない。	
	照明器具	<input type="checkbox"/> 派手な照明器具は設置しない。	

【水郷の景域】		～建築物・工作物に関する基準～																	
適用基準		一般基準		特定基準															
景域・ゾーニング		水郷の景域		河川景観保全ゾーン	沿道景観保全ゾーン														
建築物・工作物	配置	<input type="checkbox"/> 地域で古くから親しまれている歴史的な建造物や社寺林・雑木林等に配慮した配置とする。 <input type="checkbox"/> 有機的なクリークの残る集落では、水辺との関わりを意識した配置とする。		/	/														
	形態・意匠・色彩	周辺との調和	<input type="checkbox"/> 周辺の景観と調和するよう、形態意匠を工夫する。 <input type="checkbox"/> 有機的なクリークの残る集落では、伝統的な佇まいを模範に、クリークが創り出している田園景観に損なわない形態・意匠とする。																
		圧迫感の軽減	<input type="checkbox"/> 大規模な建築物では、長大な壁面となることは避け、分節化するなど、周囲に与える圧迫感の軽減に努めた形態とする。																
	連続性への配慮	/				<input type="checkbox"/> 堤防等から俯瞰されることをふまえ、周辺と調和するよう屋根の形状を工夫し、連続する河川景観の形成に配慮する。	<input type="checkbox"/> 建築物・工作物の道路からの見え方や通りとしての連続性に留意し、奇抜なものは避け、周辺と調和した形態・意匠とする。												
	設備類					<input type="checkbox"/> 建築物等の裏側へ配置するなど、道路等の公共の場から容易に目にする位置には設置しない。やむを得ず設置する場合には、目隠し等による措置を行い、周囲の景観に影響を与えないよう配慮する。	<input type="checkbox"/> 屋上に設備・工作物等を設置する場合には、周囲から目立たないよう配慮し、必要に応じて目隠し等の処理を行う。												
	色彩	<input type="checkbox"/> 周囲の景観に調和する色彩とし、環境色彩基準に適合させる。 <input type="checkbox"/> 色彩を組み合わせる場合には、統一感のある配色とする。				/	/												
	外構・緑化等	<input type="checkbox"/> 自然の植生に配慮した緑化に努めるとともに、前面道路との境界では、できるだけ多くの樹木や花壇等による植栽を施す。 <input type="checkbox"/> クリーク等に隣接する敷地では、クリーク等との連続性に配慮する。																	
	環境色彩基準 (建築物)	<input type="checkbox"/> 外壁基調色 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%;">色相</td> <td style="width: 33%;">明度</td> <td style="width: 33%;">彩度</td> </tr> <tr> <td>有彩色</td> <td>—</td> <td>4.0以下</td> </tr> </table> <input type="checkbox"/> 屋根色 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%;">色相</td> <td style="width: 33%;">明度</td> <td style="width: 33%;">彩度</td> </tr> <tr> <td>有彩色</td> <td>7.5以下</td> <td>4.0以下</td> </tr> <tr> <td>無彩色 (N)</td> <td>7.5以下</td> <td>—</td> </tr> </table>				色相	明度	彩度	有彩色	—	4.0以下	色相	明度	彩度	有彩色	7.5以下	4.0以下	無彩色 (N)	7.5以下
色相	明度	彩度																	
有彩色	—	4.0以下																	
色相	明度	彩度																	
有彩色	7.5以下	4.0以下																	
無彩色 (N)	7.5以下	—																	
環境色彩基準 (工作物)	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%;">色相</td> <td style="width: 33%;">明度</td> <td style="width: 33%;">彩度</td> </tr> <tr> <td>全て</td> <td>—</td> <td>4.0以下</td> </tr> </table>		色相	明度	彩度	全て	—	4.0以下											
色相	明度	彩度																	
全て	—	4.0以下																	

【水郷の景域】		～開発行為等・外観照明に関する基準～		
適用基準		一般基準	特定基準	
景域・ゾーニング		水郷の景域	河川景観保全ゾーン	沿道景観保全ゾーン
開発行為・土地の形質の変更等	周辺への配慮			
	周辺環境		<input type="checkbox"/> 十分に事前調査を行い、動植物の生息環境等の水辺環境に配慮する。	
	造成等	<input type="checkbox"/> 既存の地形を活かした造成に努め、切土・盛土は最小限に抑える。 <input type="checkbox"/> 面的な一団の開発等に伴う法面・擁壁は、長大なものは避け、圧迫感のないように配慮する。やむを得ず長大となる場合には、緑化等による修景を行う。		
	既存樹木・樹林等の保全	<input type="checkbox"/> 田園の中の一団にまとまった緑や雑木林、社寺林、河川や水路沿いの樹林や灌木、木竹等は、できる限り維持・保全する。		
	緑化			<input type="checkbox"/> 道路等の公共の場から敷地の全容を容易に見ることが出来る駐車場や資材置き場では、敷地境界部に多くの樹木や花壇等による植栽を施すなど潤いある景観の形成に配慮する。
	土石類の採取		<input type="checkbox"/> 土石類の採取により、道路等の公共空間から見て地肌があらわにならないものとする。	
	物件の堆積		<input type="checkbox"/> 資材などを堆積させない。やむを得ず堆積する場合は、周囲を生け垣等の目隠しによる修景を行う。	
外観照明	照度の抑制	<input type="checkbox"/> 良好な夜間景観を阻害しないよう、必要最小限の明るさとする。		
	点滅照明	<input type="checkbox"/> 点滅照明は設置しない。		
	照明器具	<input type="checkbox"/> 派手な照明器具は設置しない。		

筑後川流域景観計画全般に関するお問い合わせ

福岡県建築都市部都市計画課 都市政策係

〒812-8577 福岡市博多区東公園 7-7

TEL : 092-643-3712 / FAX : 092-643-3716

E-mail : toshi@pref.fukuoka.lg.jp

ホームページ

<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/dll/chikugogawa-keikan.html>